綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

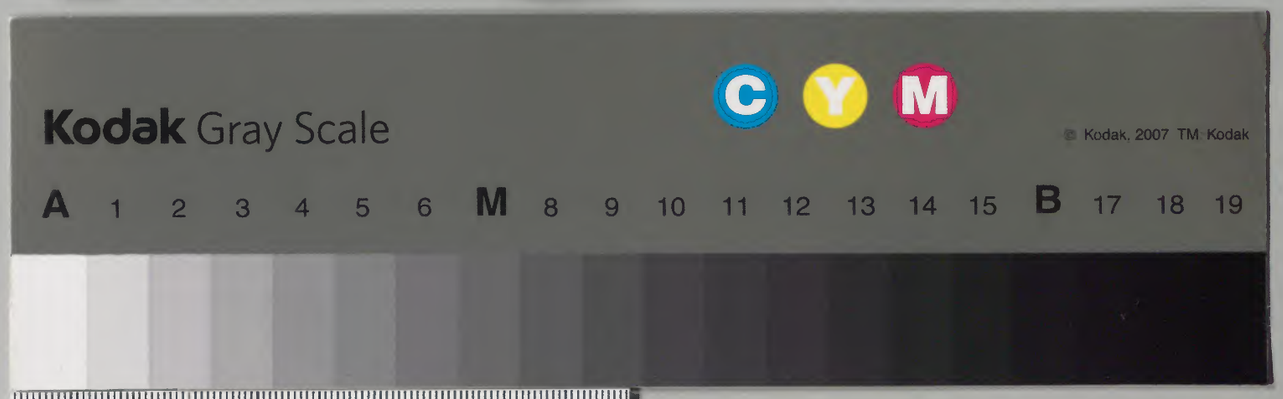

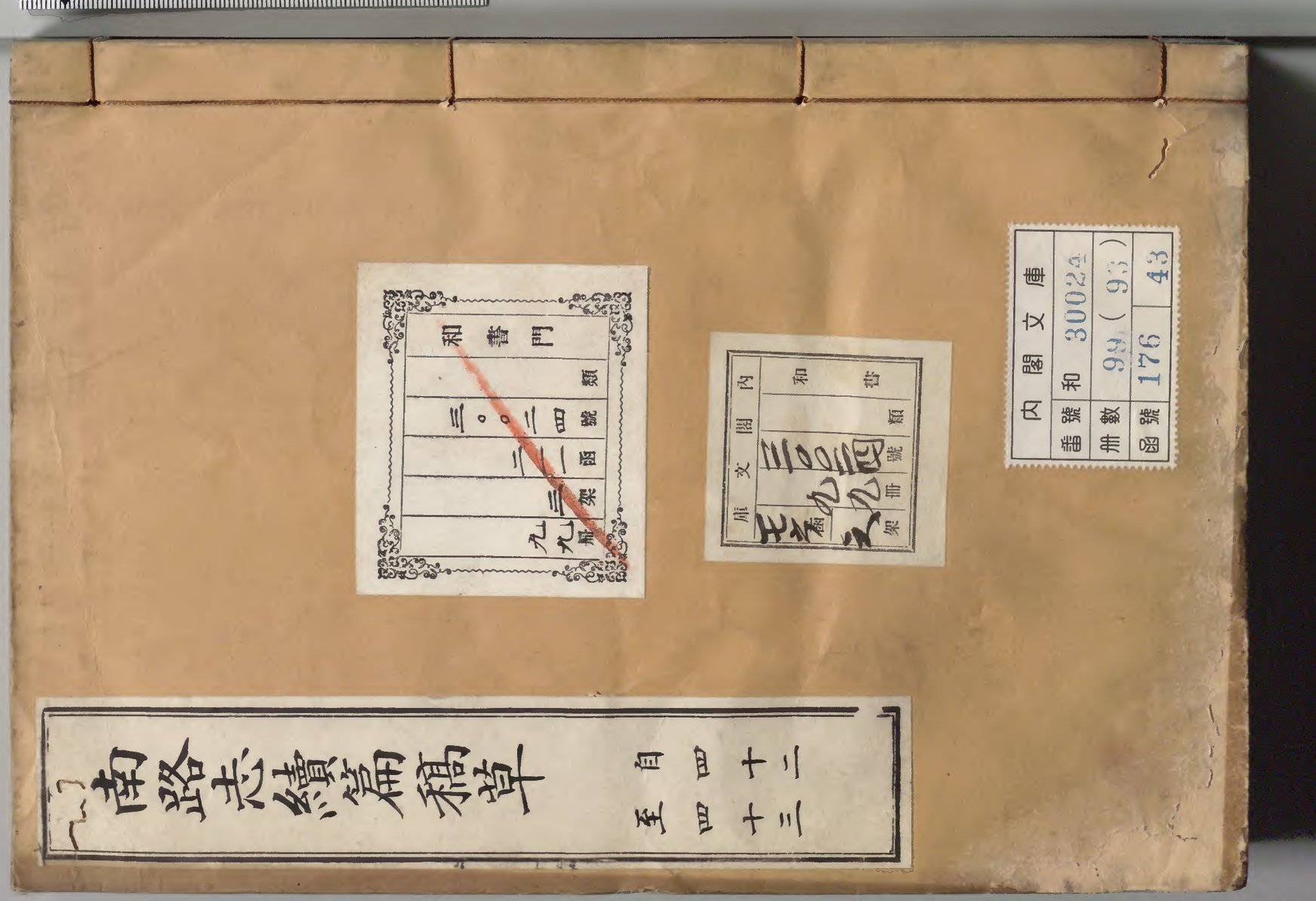

国立公文書館
National Archives of Japan

南路志續篇稿本　卷四十貳

史誌編輯係集

目録

香美郡誌貳稿

德永千規集録

日本政府圖書

農商務省圖書

国立公文書館
National Archives of Japan

物部村
久枝浦
前演村
立田村
岩積村
植村
佐岡村

久枝村
下島村
田村
石村
山田村
楠目村

香美郡志　巻二

物部村

千規云須和名抄物部毛乃信ト訓リ續日本紀ニ云元明天皇和銅七年五月癸丑土佐国人物部毛虫咩一ヒ産三子ヲ賜穀四十斛并乳母ヲ類聚国史ニ曰平城天皇大同五年正月土左国香美郡人物部文連全敷女ニ授少初位上ヲ全敷女同郡物部鏡連家主元妻也重遠按ニ天忍穗別尊為ニ物部姓之本源物部ハ為ニ當郡人之大姓当郡齋ニ忍穗別尊ヲ當ニ然ル矣

地高子三百三拾三石三斗四升三合
　　本田九百十九石五斗二升七合
　　新田四百十三石八斗一升六合
家高二百九十軒
人高子弐百六人 男六百六十七人 女五百三十九人 内 浪人一人 右ノ内 手足達者二百
五十二人 他支配家高拾一軒人高六十四人 男三十六人 女廿八人
　　格差出家高二軒人高九人 男四人 女五人
八幡
権現
伽陀山地蔵院去福寺 右演正異高未
八幡山正寿院去福寺 日上
右領主 秘部内記
　　久枝村
　　名義久江田面之人
地高九百四十三石九斗一升
　　本田四百八十六石五斗四升三合
　　新田四百六十七石三斗六升七合
家高百八十七軒
人高八百四十三人 男四十八人 女三百九十五人 内 浪人一人 右ノ内 手足達者
百十三人 他支配家高十三軒人高六十四人 男三十七人 女廿七人 格差

出家当一軒人高七人 男一人 女六人

八幡 室屋山ニ誌座ス文化年号大供名ノ節 物部久枝上下
嶋田村ホ一図海底トナル人畜多ク死込ス就中此
屋ニ覚リテ村民命ヲ全フスル者亦多シ里人覚ヨリ
室山ト号ケ又ハ命山ト号クト云神霊ノ擁護可尊
迷語 久枝八幡株札下文五年丙申大旦那藤
原元春奉行藤原泉繁文禄二年癸巳本願久甫内芳
威下司九ヶ在ル忠重

室ノ岡山福来院室積坊 生ハ云宗 正興幸未
以砲臺場 以備砲 六貫一耳煩 壮長せ未 三百七十 四匁限 二貫迦納
壱貫迦納

久枝浦

家当六十軒

人高 二百廿七人 男 百三十二人 女 九十五人

下島村

古昔大港ハ此アタリナリト云 説アリサラハ
一堆ノ洲(シマ)ニテアルヘシ 上洲下洲ノ名
因テオコル所カ

地高 五百八十七石七斗八升一合

求田三百七十四石四斗五升三合
新田二百十三石三斗二升八合

家高 九十三軒

人高 四百一人 男二百廿八人 女百七十三人 内 依人一人 右ノ内 手足達者四十七人 他支配家高四軒人高十九人 男九人 女十人 格是出家

高軒人高 就人 男一人 女一人

十八所權現 送法云下島十八所社以新陰出享録二年已退 石丸主計

前濱村

名義別義ナカルベシ

地高 千五百十六石七斗四升七合

求田 千四百拾七石八斗八升二合

新田 九十八石八斗六升五合

家高 三百六十六軒

人高 千五百五十三人 男八百三十八人 女七百十五人 内 依人一人 右内 手足達者二百八十七人 他支配家高十九軒人高九十九人 男五十人 女四十九人 格是出家

高軒人高五人 男二人 女三人

伊豆多明神 社領不就不 子觀云 幡多郡伊豆多坂ノ西 鳴川谷高岳ニ伊豆多神社アリ式社考曰 取要 度云所曰 伊豆ニ伊豆多比咩命神社出ニ云ニ飯不神社出ニ云ニ 出居上記云飯不似伊昆志都幣ノ命下ニ降リ生蓋稲ノ

亜大以食都姫命ニ力物ヲ始人ヲ不見ヤトアリ所祭
蓋日神牛子規又按スルニ伊豆能売神ナルヘシ伊豆ハ
阿伎豆の切マリ名ハ名ニテ大祓ノ間ニ速開都比咩
止云神持可ヘ吞祇トアル神ナリサルハ此神ハ海中ノ
塩ノ八百金ニマシテ六月ト十二月トノ大晦日ノ大祓
ノ節ニ下ノ流方人ノ罪科ヲ被物ニ負スセテ大海ニ
流シ棄レハ請取玉ヒテ気吹戸ニ主ト申神ヘ渡セテ
まヨリ根ノ玉ト云玉ヘモノセサセ玉フ人然ラハ大港ノア
タリニ祭レルヲ深キ申縁アルヿナルベシ

道ノ語

前濱村伊都多社株札云大永捌稔戊子出郭師竟
吉竟通ニ受十八年已而出郭主三良左ヘ右吉郭兵衛
府住法周防守吉上田村正次永禄七年印子吉良親
貞親実代皮養氏藤崎郭久以原右吉ニ正元年已
而大丘那養元親同年親子屋三良左ヘ黄原貞竟内
権女黄原勝久

山王
権現

南光山理智菴院正興寺 碧砌鞍恩来寺 銀鈿石
内寺菴右文出曰土左玉田村下庄内正興寺院主磯矣供

田事。虫合一、五派高除御敷地一、壱町（井ツタホ十里 西依 西条九里）一、八反（西虫）

右件借田者本寄進状者康安元年六（虫六月カ）廿四日大塩之時虫令紛失為彼借田等明鏡之上者為末代沙汰人

不加判形者々仍為後代亀鏡之状如件

應永参年二月九日妙香寺殿（室主 康氏判 公文 信實判）

古領主 濱口勘解由左衛門

御砲臺場 御備砲 十三貫暴母迦納（装茶）一貫 三百目

限二貫迦納砲（銅製鞍六百目限 鉄製口四百四十目限）一貫迦納鉄（装茶）二百五十

目限 小銃十五挺銅三百目限

大港 武藤平道大湊考云 土左日記云 十二月廿八日

浦戸より漕出て大湊をあふ云々 廿九日かたみ形とこ

とあまり云々 元日おあしとまりえ云々 二日なれ

みおとことあれり云々 三日はしおえ云々 四日風

ふれは元出て云々 五日風浪やまねハ猶はと

ころこあり云々 六日きのふ此ことし云々 七日ふな

りぬ同しみおとこ云々 八日さまるのありて

なれおあしまえ云々 九日つとめて大湊よりなふ

半のとまり此かたんとこしこき出こゝりて云々

宇多此松原をゆきさくて云々

この大湊宇多といふ地（トコロ）皆まされて其知る人也

相井素房（元祿人、頃ノ人）の望大港詩文を見るに云
西郡十市整居田村のあたりありといへり其詩
文をこゝに載須

望大湊

港在十市貝田邑東畔也住昔紀貫之守于是邦任
滿歸京硯風繫纜濡滯隔歲而詠後撰所載之照月
歌即此處也或謂在浦戸或謂在午結在和食虫無
文獻可徵然嘗讀其日記者云出浦戸追大港山口
千岑齎廚於船云過宇多松原泊于奈羊則非浦戸
非和食也固分明而其非午結亦考按諸藤言実橘
季衡長谷部行政等再来惜別与講師贈饌物自國
分寺洛女贈若紫並歌自池村以折其文勢審其事
理則判然也矣柳港之於宇津山虽殊境檻外東望
則孕山大島對峙南北蟬聯相引至十市衣笠而両
嶺中間断而相向聳門敞闔闢邈焉的現海天指画
之虽不中不遠其許矣余年少遊禪師峯寺往觀焉
今悉作砂濱田畠里人説時貝殻随鉏犂出故以貝
名村（今作改田）曾日月之幾哉素海陵谷遠而在遍矣
禪峯仙嶋勢相堆一鏵（本ニ）天形双嶺開墨海淺無幸海
変流傳紀記港名来（於古津氏宇津山亭賦）

平道按ニ十市蛟居田村ハ浦戸より一里斗の所ニ
して又とまるへき港あるへくもあらねとも
さきみくぬものとやおしあての説と云へしその中ニ
手結村あるへしといふことハおのゝ考ニ據あり
こゝ此ゆゑ所ニ云へし　まゝ蛟居田村を具ニ
ありたる名之として具田とまるものハひろことな
るへし七宗我部元親の所ニ地掃帖ニも蛟居
田とありて古本皆しかり　掃墨見嶺南ハ馬
義郡安須村くといへり先圖説もまゝ爰ニ記

大港記

大港圖記自序

日本四州古曰伊豫双名即阿讃豫及土是也土神
曰速依別祠土佐郡土佐邑土佐坐社焉天武皇帝
渇州畏而土功廣矣鑑郡東去智山府三里曠野無
毛寛永中墾開有労吁大哉鑑尊民得播殖之利也
十万手余野居已有年矣聞之菊莞大港在下田村
郷世在昔菅公泊記子懸豈無由耶據作之圖記付
尚古好事之文曹云

安永三年六月　君子國游民　有照顔

予嘗作豎圖大槩也今又縮地于此
愈疎乎覽者請勿訝云

大港記

大港鑑口也源出鑑郡十有八里美郎山夾左夢注巖過渡匝沖嶼帶河内及上洲朝宗于滄溟矣列嶽竈斥開南一方延袤二里可鑑在其中而流也惟古屬長丘郡曰大溪曰大河曰大港是耶槩湊澮之処三焉当大通侯首壽時紆下洲歷室之秋江漸入海迄今僅二百年許猒堪閑港其弟曠遠手寛永中桑西大堤東決深剛物氏邑葦葭原僉為河而鑑盡変田也今河巨巖石者深免水菑帝勅叙位尊祠曰巖防神畔有日碾留祠帝勅叙位是乃嫗止神耶上洲与下洲南北相距強

羊里、民籍至後亦則各焉、河内以駅道分日北上曰南
下也、物氏郷弗是旧邑、故河壖棄地也、北洲之艮北野
廟今已亡矣、合祠室生砂社中 意菅云謫遷日訢暫止處乎南
田、訛王宮、故老云掛席過於此矣、夫大港蹤中我廬之
直南、大永年千前氏為食邑、正二千貫、我廬乃其城坳
也、南障沙丘、北臨汀渚、住吉祠見存焉、社丘有渡津社惜哉無人知
西有沢鹵之地、東並下洲及蓑嶋、可寮足十千艨舶容
乎其間者也、沙丘前濱地最阜、西限長岡郡、東所謂乃
是鑑口也、余聞古豪華一都會居三千戸、而今尚睹海
底有垣墟井甃等存焉、蓋白鳳年、洹潰余地哉、沙丘祠
曰巖田神、北有繫纜之幹、噫夢以内、絮磧礫天濶水長、
紀子月下叩柵、賦宵漢、於是乎勝絶佳境千載一奇遇
哉、予嘗有夾遊河、絶夢瞻西班、過巖乃湾口、若支決河、
漢田蚡云、天事也、信矣、聞方言、推本田籍、日衍者水痕、
以跡鑑驗港、業已図焉、彼演其照、傳之郷田者、維時安
永三年孟冬

右松野尾章行所藏野見嶺南ノ自筆ノ脣ヲ以校正

平道按ニ嶺南ノ云ヘル下田村前濱も浦戸より二里
そうりあれハ湊あるへき不ともおもえれ　きうへ湊
ハ山おくてハなきさるものあるべし　田村前濱乃不
とりまへて山おけ迄ハ湊あるへしもあらはひ

とゝいふへしおのれ考あり秀美郡狐須村
地撥帖をみるにウトノ口（古湊口先年ノ湊今ハ川イ江畝田）と有こゝ
かよりこゝおもふにウトノ口と有さ宇多ノ口あるへし
タとトと音近れハ呼訛るへき又古湊口先
年湊とあるハ大湊のみなれ川イ江とて正の
須すでに其湊を埋めて川（今北狐須川）になしこゝる
とあるへしされハ東ハ年結崎より西の方岸
出のうちある脇破といふ所の峠までを湊の入口と
してウトノ口といふ所ハ狐須の内なる千切といふ處
のあたりなれハそこを宇多の姫として此の
事をすへこゝ宇多をいひこゝ松原ハ有しあるへし
さてそれより北の方へ一里斗狐須川といふ村
近今川の有りきりハ大湊あるへし此所のさまを
みるに東西の方も大なる山打つゝきて其あ
そひも弘くまをに大なる湊あれハ名にもお
不をそんし又狐須川殊に社有此神ハ海辺
なるてハ此ふさるに其までも此社のあるハいみし
へ湊にて海辺にて訶と此面し所はたむ此の
海戸の湊より此所へ六里斗あれハとまるへき
所のおとといふへしまより又五里の湊へ七里

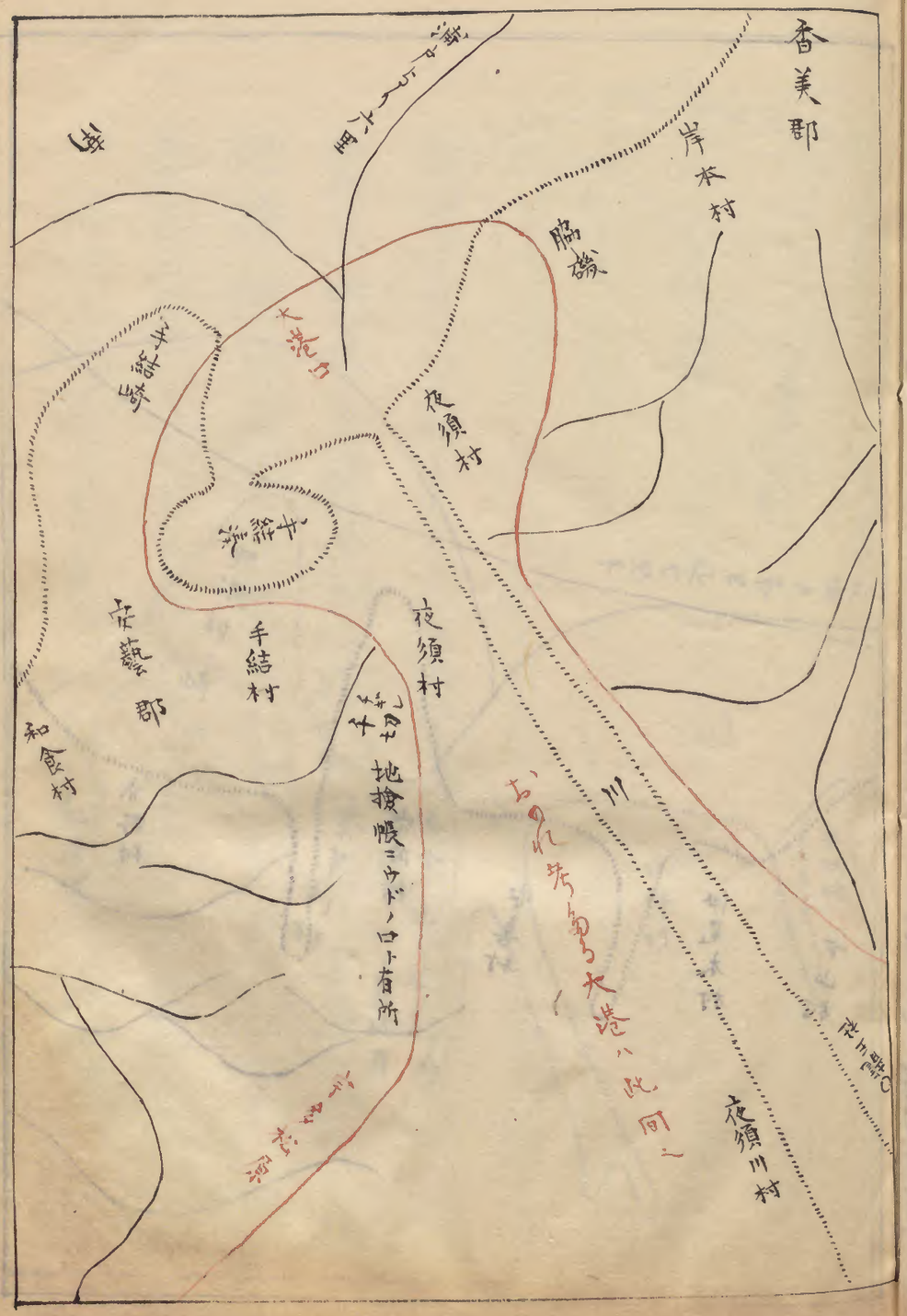

斗たるまより宮ほの湊へ六里斗あれハすへくの道並もいとよくうるへり又其人ある郡兒田村（ウサイダ）を宇多あるへしなといへとこれそこの名によりてなし あてに云ふことなれハ詞もなまみたりことといふへしうくてハ大湊ハいつくにありとやいたん 宇多斗ありても大みなとなくてハうなハほとにうくに大湊と宇多とハ一ツなるてハ日記のおもむきにうなそぬものをや 今年地理（トコロノサマ）をしりへかし

ろまをみるへし

羽根村ノ崎
尾僧村
湊今ハ絶てなし
古湊と云て其跡有
奈半利村
田野村
安田村

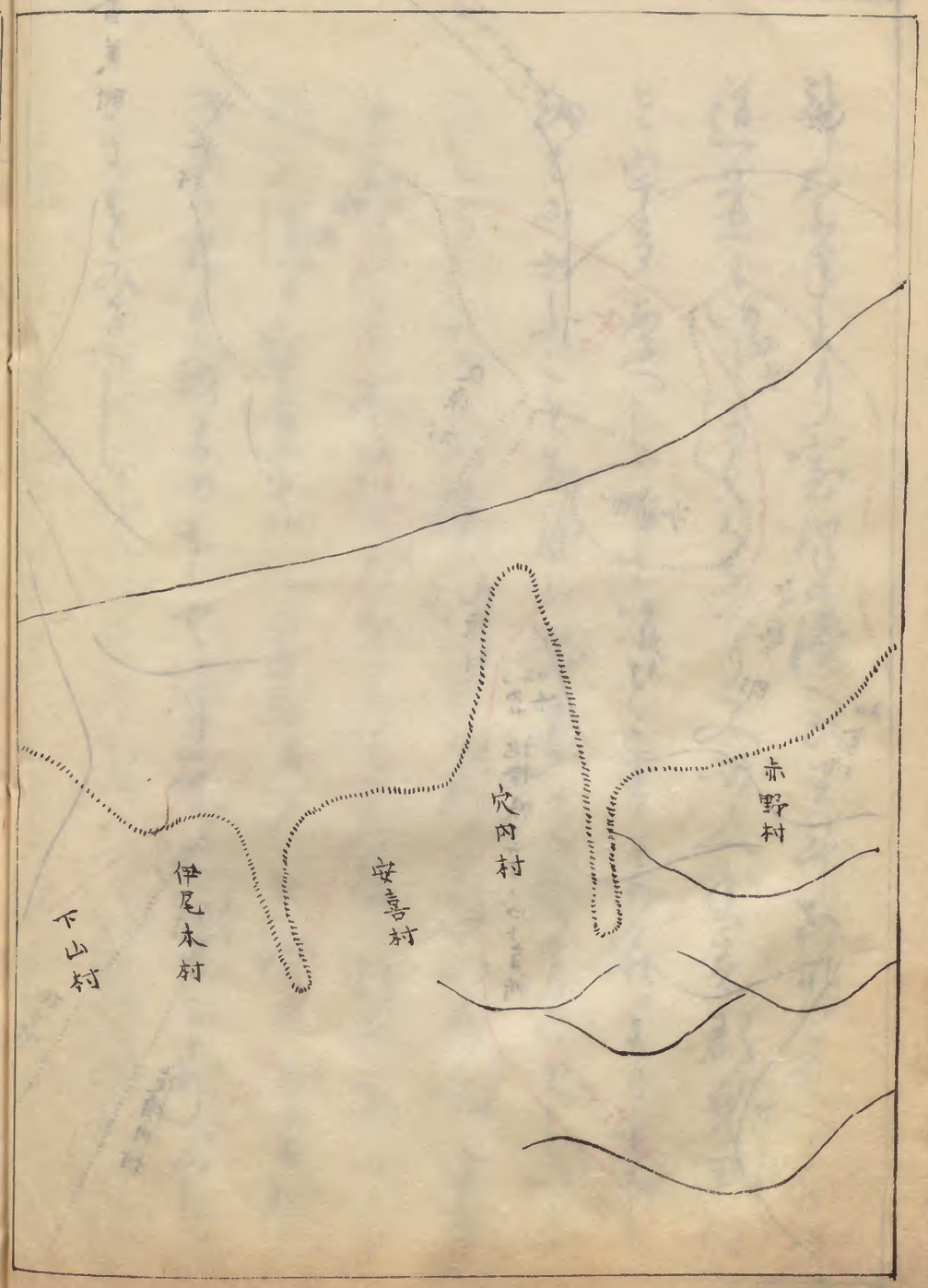

下山村
伊尾木村
安喜村
穴内村
赤野村

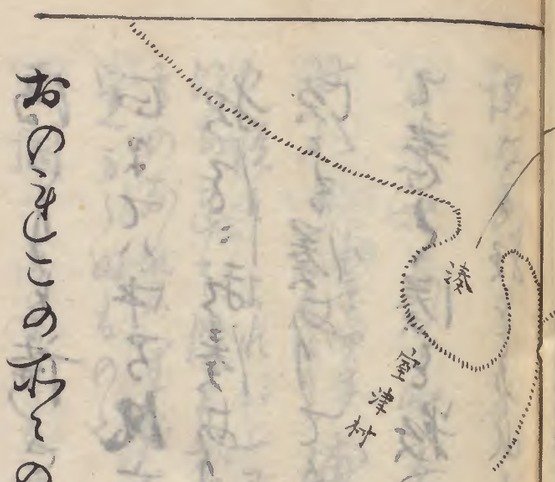

おのきこの所々のうせぬるはをしさ事に添く
考へぬれを據もあるりしを今毛宗我部氏の
地檢帳にし字（アザナ）（ホノギ）の殘りしるをみくらくしき
考へ立つるよしやあしやいろゝあるん
文化十四年十一月　氏藏二年道誌

進考

稲毛實誌

上件の考を見ることは嶺南に據ありて平原
出非ありとおもはる其内忍よしハて正の地檢帖
よりウトノ口の字を見出しさるを発明にて一向
得たりと誇さる考之おの毛根するに承承よりて
正まてハ中ゟ凡六百四十年を経これハ紀氏將京の後
狀にも承湊ありて後亡ひ又もあるへし又承承の
頃にも湊ありても大湊に十百の滞泊あれハ日和次第に
て悉く湊を数へて入さるものも有へけれハ日記にハ見
えさる頃とかれらくあれ後のあるしとをんとて日
記のあるましと写しとり細注をも解くつれハ
よしやあしやそしらるゝものをや
廿八日 承承四年十二月なり 浦戸より漕出て大湊を追ふ云々 嶺南
ゟ説ありよれハ一里斗の象あれとも風しきりしを支
ゟ説あれを浦も立しあるへし此説ハ下筆の苦悪なる
ものあれハ里数ハ定まらぬものく 廿九日 大湊にとまれり云々 元日なり
不同しとまりと云々 二日 猶大湊にとまれり 講師もの
酒ありしをとり云々 此日記の上にても講師うるのたゝかむ
にて出まをり云々といふものも有
むかし聖武天皇の御代毎回にて出分ちを建ら也
講師を重く西ゆの僧尼の司とし教授をられたれハ
今もあるる西分寺の僧にて九しあるへし大湊を出候
の辺りとみる時にハ西分寺より南にあたりて一里斗にて
程遠つゝ候狀にとれる時にハ稲部の大河有岸
村の山有さくたゞ候ゆゑ里数もまた五里餘も

ある
つし　三日同しおと云々四日風ふれは得出ゝ
をまさつり池よきものなりまつれり云々五日風波
やまねは猶同しおにあり人々猶をとゝめひゝく云々
六日きのふ北をし七日ふあり此同し湊ふあり
中略　池と名あるおより鯉はなしく鯽より始めて
川のも地のもを物も長樋に荷ひつゝにくおとせ
さり云々今も池十市の鮒を名産之と云海鼠もこ
ともの長樋に荷ひつゝにておこしりと
あれは山川をこえて五里斗の狭間の里ある湊へ運ひ
し諸勢をみえさるへ池の里より南湊へは程遠ろ
さる八日さはるのありて猶同しおと云々九日
つとめて大湊より那波の泊をおはんとて漕出れり
湊の内より南
海ゝおしく
是られ五日　西の境れうちはとく見
送下来る人あまたある才に藤原言実橋孝衛
長谷部行政るおんは殿より出玉ひ日より実かこれ
追来る此人々の源を志き此海にはおとらさるへし
是より今は湊をなれてゆく　奈半のとまりのを
これを見つゝらんとてこそ此人とも来おひ来たる
かくて湊行まにし海の有とりことなれるへも
遠くありぬ　湊の不とりに居る人こそ　船の人もみえ候なりしぬ
船にものりて見ゆる人あるへし岸にもいふ事あるへし船にもおもふ
事あれともかひあし　中略　かくて宇多の松原をはなれて

その松代数いくこそたく[illegible]を種々としられ
もとを下限れよを持ことを下路のとひろ[illegible]
しろし云々
とつハらゝみんされハ原道の大湊ハ[illegible]之と考へ[illegible]白
とある和のあくに宇多の松原ありと記しこるのいく
日記にてむかりしとかかく大湊と宇多といふ一ツ事
あらてハ日記のあまむまふ叶ハぬものをやといひて
るを以ろかそや返るも日記をつくさるなれハ必此説
にまとハさるあらんと警りしまく宇多ハ鬼田
人と云考も頗ハ南洋に出し後に宇多の松原の事
みくたれハ此傳説もひろ云ん赤岡の松原ハ後世の物
みくに松樹もたるしに宇田をいつく成りん今考
へらるし

田村

順和名抄多無良マタ出性霊集名義田中
ノ村ナルヘシ今ハ上下ニ分テリ

地方 訓子五拾石五斗[illegible]升五合
出田 子七万九千二石三斗一升二合
形田 二万五千八石二斗三合
家方 訓万九千四斗

此家寄人寄
元本欠

人高子二百六十九人 男六百九十三人 女五百七十六人 内 浪人三人 内 子ハ近年者 記ス六
十八人 他支配家寄十六軒人寄八十八人 男五十八人 女三十七人
格等出家寄 人寄
伊都明神 子親云伊豆権現ヲ祭ルカ此神ハ乃満ノ
儒士王辰尓也トイヘリ
天王新才王
義一王子
王子権現
藤宮
造語 藤宮在田村之南濱伊都多明神也寛永十五年里氏分創此社

荘禰寺 法華宗 妙国寺 妙国寺 未
求性寺 日上 日上
下寺山 妙国院 細勝寺 妙国寺持 寺領十石
古領主 細川遠江寺 十二人宮ノ一人之
渕岳志云 手美郡田村村之土佐国寺護代の古城の跡あ
り 畝名(ほのぎ)二の堀 対場なと云ふあり 細川遠江守
海益土佐国守護となり正長年中遊去ハ菩提
の為ニ至ニ寺をまとめ此寺ハ退情ハ遠江守 治部少輔 持益
つくきて土佐の寺護代となる右江年中遊去菩提の為
観寺ると立川今之上田村之観音堂を行基の代立像の

正徹書写之比細川治部少輔勝益同当国の守護代と
なり寺社文遠江守頼益居住の法林遊去と号し菩提の為
権現寺を建つ権現寺故有て細勝寺と改む 細川
勝益をさして（ホノマヽ）いふなるへし

日出云 妙法寺末流江村に在日蓮宗之中山妙法山大乗寺
と云近年に至て本山妙法寺と号す此寺は住吉長岡郡上田村に在
権現寺と名つく今の寺のこりて田村に細勝寺と云寺あれ
細川治部少輔勝益当国守護代の時寺社文遠江
守頼益居住所中遊去と号し菩提の為権現
寺を建立ありと云開山日親上人の大曼荼羅文亀

元年四月日と年号あり秦元親息豊より渡戸城代
の御書ちぢ代日明上人上田村より権現寺に移居と云今
の権現寺須知本寺是之芳長の時分南付六代日詮上人権現
より高知郡倉町へうつり（予按云今の仁井田米花こその跡之歟）慶長四年十郷
類失今の寺地に移居と云又云 妙法寺の鐘の銘正安
元年五月日 仁井田郷東末寺今一ヶ所 延徳二年閏八月十
丹後守重世妻方文云 坂本寺 日蓮宗長岡郡種
崎御所天親の時同郡上田村より移寺の宝物
納経法服の画遺物并堂の画等二枚にて一枚は年
若征の目つらひよくくらりとくく 一枚は并蓮牧の

薙刀北体をおくらかりとて苦物理法服 古法服元信く
西国へ往来の時面をこそ久しく開かず帰れ
此時は和出船の祈願して此ちへ寄進に出てまゐる
と云今は此通る今は妙西寺へゆつりて妙西寺の室
物とあるよし妙西寺度々の火災ありし此とも此通る事
のこりて今は妙西寺にあり
同書云正徳中近年中西度上田村の百姓堤ちもと
しの留まて古銭をあり出る瓶の中にみぐし銭十
貫文ほどあり銭文皆僅銭まて皇朝銭一文もなし
しこれ宇護代の時用字の為ほりいれ無物なるし

立田村
名義ハ 堅田（タテタ）ハ もとハ田の形状によりて名付
しあらん

地高 千三百七十七年 此外四合
本田 九百九十六石 四升三合
新田 三百拾三石六斗八升一合
家高 此ハ十九軒
人高 八百九十八人 男五百六人 女三百九十七人 内 手足達者 百六十人 内 他ちの配
家高 四人高 格式武家高 四人高
天王

此家人高 元本ニ欠

大将軍

龍務寺 眞言宗 遍照山 近来院 五畳山来ち 終石五斗

金田寺 仝 正興寺来

菅岩寺 仝 五畳山来

古鉄主 立田主馬頭 十二人衣ノ一人之

送書不 一ケ不

石村

千規云 須和名鈔伊波牟良ト訓リ

地高二千九百九十九斗九升五合

村田二千七百十七石一斗七升

新田百四十二石 八斗八升八合

○家高四百 古四斗

○人高 千七百四十人 男八百四十二人 女八百九十八人 内 千貝 [illegible] 四百十人 内 他

家高人高 元本ノ 以下ノ ニ書セ サルハ皆元本ノ欠ナリ

寺配家高 田人高 拾貝出家高 田人高

○西宮大将権現 延喜云 神家地祇神 在同郡石村御

神通寺村 神通寺村ハ神家地村ノ支村也 土人稱大将軍 諸和天皇

貞觀八年八月七日己卯授従五位下 祇當作姫 今里人称賀家知姫

此神者葛木姓祖剣根命女志男命妣而孝安天皇ノ外祖母也 比郡改田村有剣雄社布師田有葛木男

葛木咩社一書為事代主命 蓋非矣

○妙見

高良大明神　千規云神社考云天武二年八月八日高良明神託曰譽田天皇御宇為農昏武畧之健將　高良者武内神也　公卿補任云武内神大臣ハ孝元帝五世之孫也在宮二百四十四年春秋二百九十五年一説云高良者玉垂命也和尓雅云玉垂命是物部氏祖神也相殿之神二座左八幡大神右住吉大明神　千規云延喜神名帖高良玉垂神社トアリ神社考ニ一説ニ云々トイヘルハ非ナリ

○靈通山覺性院孝山寺　眞言宗　五臺山末　寺領一石四斗四升七合

此寺ハ津野氏の菩提寺之則津野孫次郎親忠の墓あり又位牌遺像も現存して戒名孝山宋箏居士葬長五庚子舎九月晦日とあり毎歳正月十八日祭祀を郡民の男女集詣するもの夥し誠忠の人心を感ずる事如此而得没世不忘の事也況聖王をや又長佛橋とハ南の方田中にあるを橋へとも云測量志云津野橋親の社香美郡岩村の墓山下の境内にあり秦元親の二男津野孫次郎親忠の元親の勘気を蒙り孝山に以和居其後孫次郎右衛門尉家臣一南堂同心して孫次郎に切腹をさしたる時蒙せ事○庚子九月

葉八 葉ノ次

存る也墓ハ寺内ニ於而貞享年中新ニ像造之建之
墓碑ハ上ノ寺ニ在而則津野樟樹之元而ニ毎年
九月九日ニ祭祀有り
其後井伊氏之猶末葉當元親ニ於テ欲為彼
内府岩崎盛親之罪振之上京盛親臣某人并岩
村殺兄其親時九月晦日也初親忠続津野家
在城于須崎之親葉己以盛親為家督疑津
野以兄弟之其心而殺之也岩村須崎ニ於此盛親
嬢与津野両名至ル今有殺墓其寺ニ存内
存中之大熊遂隣之寺ニ竭於山内氏

香我美郡岩村ノ福田村八幡宮ハ本社ニ古城内ニ於
八幡宮ヲ年造年高人仁尾市左衛門以神地於代式始
建小社其後城下士民郷権左衛門以新ニ此地ニ於
再興ニ志未果ニ死ス寛延元年地ニ於古跡ヲ移同
東西四拾間造替之神体鏡壹面ニ有種之
古跡之 岩神社新宮 十二人所ノ一人之
京田古跡之 京田郷人所
福田古跡之 福田勧解池
金比古跡之 金比羅所ニ有
神母古跡之 神通寺権現

堰内古絵王　堰内云新絵
杜本古絵王　杜本蒙古史

岩積村

岩積（イハヅミ）ハ岩ヅモチニテ石留ノ神堰留神ノ神絵
ヨリ起リシナルヘシ

地高千百九十二石四斗九升二合
出田千二拾九石四斗三升
新田百四拾四石九斗四升九
家高千百廿七軒
人高四百六十九人　男四百廿一人　女三百九十八人　内　[illegible]百廿一人

内　他支配家高　日人高　拾五石家高　日人高

御岩權現　石留神岩積社司吉川世喜衛藏書云岩積神社在香美郡山田ノ岩積村居民奉称法岩權現三代実録云光孝天皇元慶八年十月四日辛卯授土佐國正六位上堰留石留神並従五位下按岩積与堰留及石留訓皆通而当社物部大河要衝大巖虽大法水不能浸之居民毎水災登以避焉故齋此巖以為神也古音蓋有大堰今墾地数尺旧石堰直数里有之考実録為両社今惟一社耳　寶永七年庚寅八月二十二日　谷重遠筆

授當社神主　又遡考云在同郡山田郷岩積村光孝天皇

元慶八年十月四日辛卯授従五位下当社記云居民奉
称御岩権現在物部河ノ要衝太巌上此巌無大洪水
不能浸之居民毎水難登以避焉故齋此巌為神也古
蓋有大堰今鑿地数尺旧石堰亘数里有之云々

堰（サトメノ）留神　幽考云古在石留社辺今也亡矣光孝天皇元
慶八年十月四日辛卯授従五位下亨保甲寅春里老曰四十年
前石留社艮之十四五町許鏡河西岸有称神木者上
一時洪水崩岸其地即為河底是蓋堰留社旧跡歟

山田村

千規云順和名抄ニ也（ヤマタ）万多ト訓リ

今ノ山田ハ正保年中ヨリ國宰野中氏鏡野
ヲ開墾シ万治年中ニ町トナル元年戊戌西町三丁成リ二年己亥東早
六丁成ル襲旧山田野町ト称ス野地町ト云ハ後ノ了シ サ
テ新ニ町トナセシ故山田郷今山田野地ノ内古町ノ民家
ヲ移住シ市店トナスヘキ由被命ケルニ一人モ承
服シマイラスル者ナシ爰ニ傳左衛門武兵
衛トテ兄弟ノ農夫アリ山田村ニ住メリ古町此
者怜悧ノ聞ヒ有ケレハ野中氏小倉氏兄弟
ヲ召安民ノ為メカヽル御恩恵ヲ施サレタ
ルニ一人モ移住スル者ナキハ子細アルベシ

汝ホ如何ニ思フヤト宣ヒケレハ両人答奉リテ仰セサルコニ候ハ爭テカ此御大業ヲ忝ク存シマヒラセヌ者ヤハアル乍併一ツノ不足所アリシロシ召サズヤ用水ノ御設ナキヲ以孰レモ移住ヲ望ム者ナシト申ケレハ尤也トアリテ乃チ東六郡ニ課セテ鈎井ヲ二ケ處ニ掘セラル寛文四年甲辰八月成就ス殊ニ井床ノ地ニ代ヅヽ無免地トナル故ニ此二ノ井ヲ世ニ公儀鈎井(井ド)ト称スカクテ傳左衛武兵衛ハ市店ハ移住ノ魁タルヲ以右二ケ所ノ鈎井ヲ

給ハリ兄ハ上ノ井(東町ニ丁目角)ハ弟ハ下ノ井(中町ニ丁目高札場)ノ傍ニ住ス(今井筒屋ト称ス姓ハ岡崎皆両家ノ分レナリトソ)夫ヨリ本村(山田)ハ勿論他村ヨリモ漸々ニ移住スル者多クアリテ終ニ繁華ノ地トハ成ニケリ就中市町ハ往還ノ大道引受ステハ商買ノ便利宜シカラストテ楠目村ノ本田十余石ノ地ヲ潰シテ大道トナシ桜ノ山韮生両郷ヨリコシ方ノ往還路ヲ轉シテ今ノ甲通ニナシ給フ又此頃國沢猪之助カ計ヒヲ以楠目川(土生川伏原堰)ヨリ用水ノ堰ヲ設ケ不虞ノ失火

二備フトモイヘリ

地高三千五百二十二石五斗四合
[illegible]
[illegible]

家高七百四十九軒
人高三千五二人 男子六百七十四人 女子三百四十八人 内 [illegible] 十人 内 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
八王子
八幡宮 二座

稲荷社
大元大明神 淵岳志云香美郡山田村ノ内大元ト云
里アリ此里ニ大元大明神ト称スル社アリ陸奥國
田村郡ニ大元明王ノ社有神名帖ニノセス式外
ナランカ是國常立尊ナルヘシ大元明王ト称スル
ハ釋氏ノ附會之神ニ明王ト云フナシ安藝國廣
島ニモ此神アリト云 千規云安藝郡赤野村ニ所祭
神ハ天御中主尊高産靈尊神産靈尊
ナリト神主松本豊前カカタリキ
ノ大本ノ神社モ大元ナルヘシ祭

阿弥陀寺 五臺山末
遊念 一劫宗 大津村 円光寺末

古領主　山田下野守　三千貫　七人穴ノ一人之

古領主　中野　中野主計頭

野中氏祠堂　在上ハ野

安履亭婉女ノ傳書入ル

谷秦山先生墓　在山田野町北胡頽子谷

土佐国先賢傳曰惠山隨筆曰先生氏谷姓大神（オホミワ）名重遠俗称丹三郎自号秦山賊性聰敏強記精考索幼受句読於岡安節

行實曰九歳從島崎氏授讀小学四書

僅四五月而誦四子五經不差一字

詒謀記事曰國分寺の住職に儒学を好ミ給ふあり

夫以下乙卯ニ動ラ出て一字を除し記する矣

毋郡して傳法の通送葬したるを知られ進繕せられたるとこれ正年秋秦山翁晩年初繕に病に母に抱かれて八幡の岩の上にてゐたるを性に覚えて居たるもの此に秦山翁先祖の東の八幡の産にて居たる所に八幡山を豊岡（ヲコヲ）の邊にて西の方へ程近し右の事歴を繰そるに翁二歳の時にて有しとこれ傳出せる人ハ幼稚より記程も強く尋常此人ハ一齊に言難し　○韓川筆話に曰翁いまだ幼稚の時に人に負けれ城府の巷を種々にいたりて文字しりて所家の足を讀つる清風ひんこ（セ）貧にあらしい所家のあるこ（セ）ハ菜えのあらん様に清

らさ遠れし後に此詞の識をも清書にとりなく
弥陀ハまれし墓所ある先大人吾幼稚の時に掘り出され
られしと云

既長游京師受学於山崎浅見佐藤三先生後又学
神道於源春海遂以神道為体以儒為翼浅見佐藤
両先生聞之無文章以呵嘖之然遂不従故其門人亦
莫不以神道為主下略 秦山行実曰重遠寛文三年癸
卯三月十二日己卯卯ノ時生初メ生ス晨暇旭然輝其額
云六年丙午去八幡寓高知十一年辛亥九歳従舅
嶋崎氏授読小学四書十二年壬子入常通寺師字

信法印読法華不満両月通誦之延宝二年甲寅辞
寺帰七年己未二月上京六月朔日甲子謁浅見先
生十月廿一日癸未謁垂加先生八年庚申四月帰
九月有司者欲禄之辞而不拝遂上京天和元年辛
酉二月帰二年壬戌十月聞垂加先生之訃上京十
二月帰三年癸亥七月二日辛未従高知寓宅徙居于
秦山

韓川筆語曰小田原平丞墓表の字翁の書之小田原とハ
義ありてかく翁一生不敬れをこれ小田原を逆惑かりし
事世人しれるところ此墓表も自らの手にて彫ることなれにて彫板

あやまりて小の字ハ自形てんをしれぬ 箕浦先人話 歴景亭記
ハ廿二戈の時なるよし 冨永翁話 秦家ち村に住まし時
ゟ学者をこゝに聞くに云ふ事なり 此話をもつて
世話をしり 淺評を愁へ 義へ心を付し 答に気をもつ
ふ事 土佐国の天地の上にへなる時なりしハ和さも
なしハ丹宮ハ身ハ丹のあるゝ笑をしとのみなりし
田城東に東野なりしハ人心あくおこ神楽なるなり
おゝく詩なりしを云おもの録りて人あしく言罵る
をこ主義を戒心をこし 此も云格なる義なりしと
其主義語るを聞しん義なり人信し初年の此

和さをきゝ物 物ゝ諸談ありし人数六十年なりし
川田恵田橋 文選可書以軸を入れ見事を仕込こゝるの
其相さへ出れり家僕ふこれを家しく八ツ以前ハ八鼓
まてハいつてもかゝる所ん諸談此後の雑話なりしさ
るなりし其ものおかゝ詩の時仁井田氏ハ和の事なりし
明りをいつれも中ぬといへるに何此用事もなしハ所出
あれ事ハ橋を槻にして鎖ゝ丸ハ面白かゝし我ハも
氣しんとん夫より皆しれ事ハ不知り行し其時も相
撲えに氣りしる士人を下監（シタヨコヲ）ことゞく悦ふもの
年ゝし初て行（キ）即監国の帳を付れりしさるゝとて後

とも覚たりけん 川田家の此にかゝる 公翁琢磨に於ての教へ避けたれ
深尾傳左衛門謙の方より其家の御教而て
しら京元の清の敬ち不老翁の弟の古流人西(トミ)に栗
前代傳來齋殿に此時ゝの山崎先生其意をこ者なり
紀州の門弟居子ともの時にて付ゝ京の翁の高弟人
の信しきりの覚ん故こなと語りしに

九月上京十月既望発ニ京ニ廿三日庚辛大雪晨詣ニ於
西宮ニ十二月帰貞享三年丙寅五月遊ニ蹉(アシズリ)跎山ニ及宿
毛ニ八月帰元禄元年戊辰丁ニ外艱ニ三年庚午八月十
一日巳己丁ニ出母島崎氏之憂ニ七年甲戌以ニ書ニ上渋
川公翁ニ学ニ天文暦策及神道ニ八年乙亥八月朔日庚寅
安倍(アベ)泰福(ヤストミ)卿賜ニ貞享暦法傳授許状ニ渋川公翁賜ニ自筆
貞享暦書七巻ニ十年丁丑夏公翁賜ニ暦術印可ニ其詞曰
貞享暦十一曜閲ニ其草案ニ一々弥ニ證手推歩ニ試詳哉
夫レ七政四餘之術非ニ数百年来所ニ能及ニ焉可謂珍重
也四月廿三日壬申娶ニ土橋氏 諡謀記事ニ曰谷丹三郎妻土橋六兵衛次女即垣寺翁北萱堂なり 嶋妻ノ祖母なり 十二年乙卯十一月乙未朔
且冬至公翁賜ニ中臣祓印可ニ十三年庚辛四月廿一日
甲申徙ニ居香美郡山田野ニ七月十一日壬寅新造宅
落成ス此歳三位泰福卿亦賜ニ十一曜印可ニ十四年辛

巳三月朔日戊子從三位荒木田神主經晃（ツネテル）授中臣
祓之傳十五年壬午正月丁亥渋川翁授三種神器
之故実二月戊辰（按十六日也）考究我姓当為大神著之
説甲戌（廿二日也）邦君有旨賜資給孕石主水傳其命（鎌田）
時治日記二月二十二日谷丹三郎儀十人扶持被遣　三月十三日甲午有命徙
居城府有司延聘五月朔日壬午講神代巻聽衆六
十餘人十一月冬至渋川翁賜神道印可且賜自筆
漫矛拾遺三巻此歳買還先世所傳林莊八幡村天
王内正月七日祭天王於社八日祭先祖於家祭儀
循底尚之式永以為例十六年癸未冬以府居應接

多穴殆廢旧（スルヲ）業訴陳有司請郊居有命從請十一月
廿七日己巳還住山田野宝永元年甲申二月七日
丁丑得大原真守（サネモリ）刀并鞘韈一杉此刀我家重代寶
器天正年中秦元親朝臣方將經略四国我祖左近
獻此刀東陣西戰未嘗離身秦主既喪後不知其所
在流轉民間蓋百許年蟲然甲授乙受皆歴傳言谷
左近殿刀今春忽然再帰我家矣可謂奇異之甚也
因審之亀漫深厚劍体壯大銘刻分明且刀莖髣髴
如有巴紋（ハモン）抑大原真守之劍中古以来鎮護國家之
靈宝有職家之秘説嘗私淑有聞焉我家忝傳之何

其神妙天文星暦之學虽頃年頗間其説猶未領其
要詣有司以束遊之志有命從請願昏アリ下ニ出ス二月十
二日壬午発山田野歴豫讃備播壬辰詣西宮癸巳
遊難波天王寺甲午参男山八幡宮戊戌拝熱田城
留止國邸丁未謁渋川翁父子於駿河臺講究貞享
暦忝聞日月五星之秘討論瓊矛拾遺欽受神道體脳之
奥噫豈非千古之一快乎戊申詣東叡山戊辰翁授
葵傳四月三日壬申発江戸癸酉遊于金沢及鎌倉
宿榎島乙亥詣筥根社丁丑拝浅間社庚辰再参熱
田癸未参宮拝神衣祭遂留宿經晃神主之宅詣問

神道乙酉渡宮川經伊賀路泛木津川戊子詣春日
己丑拝立野参三輪宿初瀬庚寅歴櫻井及谷詣飛
鳥社遊多武峰辛卯徧尋芳野故迹壬辰登高野癸
巳遊観心寺拝後村上陵經過拝應神仁德陵甲
午遊沙界渉大和新川拝住吉社詣古宇津至大阪
丁酉浴於有馬温湯五月朔日己亥発有馬歴瀬川拝
藍野陵庚子詣離宮八幡遊寶寺經東寺入京辛丑
謁浅見先生訪度會延經神主於藤浪殿問對馬卜
部亀卜之法癸卯拝賀茂祭覧競馬甲辰登比叡山
拝日吉七社己酉謁安倍泰福卿乙卯発大坂海路

無恙六月朔日己巳帰舍此行也　皇都中外不
待言凡畿内名社靈剎莫不遊観焉著東遊紀行二
巻當國式内二十一社社地神名湮没者多數年以
来東防西問漸見頭緒因与度會延經討論粗有成
案近年有命上之三年丙戌有命令下齎彼草案
訂諸卜部兼敬卿四月十六日癸卯発高知城歴豫
讃備播津廿六日癸丑至皇都乃詣吉田拜謁五
月四日辛酉賜跋文曰右社考一巻者当国太守藤
拾遺（侍従ノ了）　豊房朝臣令家士考註焉神之所別社之所
傳昭然如視舊事非好古博洽之人誰得為之手感
喜之餘聊加一語了寶永丙戌神夏日神祇管領従
二位卜部朝臣兼敬五月十七日甲戌歸国復命翼（ヨシカ）
日乙亥下命有司曰夫崇式社國司政務之第一
義頃年所考神地神名卜部二位家称善印證誠我
州之大幸尤恇素懐矣群有司等宜知悉此旨其二
十一社修造与谷某相議具事申聞無何　邦君天
曄院薨四年丁亥四月六日戊子得罪禁錮（セラル）韓川筆話曰土
京し吉田殿にて式社考を出さましに公の位
署昏を雑掌をしに翁すらくと式法の如く書れ
しを見る人感に不堪（タヘサリ）しとりや其後も上京の願
こと有しか無程　御代もかそり罪藉に當らせ
しとり其事も無りし也其過といへるハ佐川大
夫塾居北縁坐とで聞へし世に蔽ハれたる事に

て翁のかゝらるへきを変にあらをるハ今みて
ハ甚明成る事なり依川より其節の問有しに其
答曽今存せり大臣上ゟ仕へ〳〵常要其の心得
甚明白的實後世大臣の亀鑑となれる書ふ〳〵
上を重んし身を正し通義を尚ふの見不堪佩服
乃事也予欽んて別錄に是を載せ時とし士大
夫の誘引ふ是を観をし其旨意の到れるせ于
今至ゟ国家其沢を被り居れるも人それを不知
事也 蟄居の後きて研究学識詣レ遠二考索精覈一
卿黨ふ〳〵往来ゟりたる人今もなりて
ふ應をらるゝ〳〵ゟれ弥厳恐寅畏ゟ
るに居家嚴威朔望礼節児輩をし盛服の上侍
食をし む 真邊氏話 平居麁衣麁食といへとも
て汚穢なく膳具ふ 関善公話 好研を人ふそらせ
しゝる礼食の如く有し 清潔の
き机上ふ物ゟけ傍人ふ 饗飧氏ふ屹度
さ硯ふ〳〵用筆をし久振る言迄ゟ忌ふ我等久〳〵古
〳〵秋のふ〳〵あれへ学子問ハさるゝのをりと
笑ひし 園話ふ常乃書翰杉原紙をりうゝを書改
故今ふ存をる所書帖多〳〵、杉原紙也 真邊氏話 宮
田公翁乃支を門等の人いろ〳〵そしり を先生
目を見ず皆〳〵忠孝ハ人の道なりと ふ御家中の侍子の
見分をし事用藏 今用藏の教論なく、皆〳〵邊氏話 冨永翁入学の後
功ふなら侍衣盲人たらんと 又加 頓すてふ字書二葉保建大
朝と〳〵参りし に几上 硯のゐとり筆乃少ゐ〳〵
記打聞乃稿と見え〳〵り
梧邊清潔たり 神道を学ひ〳〵きと〳〵誓盟をを入
らをゝ先生話をら〳〵野夫垂加翁へ神道学ひ度
由申をし ふ今乃程ハ経学をなそゑし其方なを
重ねて上京し二三月も学ひたらハ神道の合点
ゆくへしと有 文章学ひ候ハ、何を手本
ふなきへきと問るにも孟子を熟讀せよとの答也
し人ゆをゝ怪訝なるをゝ 頼〳〵戯を破り笑そ
をし ふの仮初ふも神詞乃奇談等ふをハたゝまた
〳〵と〳〵聊も拳論無り其敬慎の頼子是に
ても知るべし上京なと帰り京詞はり ふ者
ハ心底の浮薄なる事也必ゆ慎〳〵むへき事と
言れし話も有り冨永話ふ乃る士人函師を婚礼と

をあるをしに其遠乃親弟坊長たり婚礼乃會に其
士人彼坊長を尋常の通りに扱ひて坊長ぬつゝ
ミ思ひたゞ其事を先生聞き彼士人外に證人乃
為にや門下の士とを山田郷へ急に呼寄せぬ両士
を何をよき学業様の事にやと楽しミ行しに
先生此事を高言し人倫の交り左ハ有ゑこのらを
坊長たまゝいとを其女婿の兄なれハ女くりハ親
同前にも語りふへき初めよりしゝ六ヶ
たんハやんなん婿其人なるを以て女を嫁しぬ
る上ハ尋常ハ公庭の例に取成ほへき也人倫の学
省察をさる故也とて散々に責讓せらるゝ其人且
證人も甚感服したるゝ行たれども茶湯をもと
得ほ四能出しとかや関話に其他尚経学重神道之
言豪邁英傑之行交人和平公議善戯謔而不為虚
一張一弛動止世人能知処人口に膾炙ほ
其一ニ我親しく聞る所をあくるのこ

九月

十六日乙丑神代巻鹽土傳成十月六日甲子中臣
祓鹽土傳成正徳元年辛卯九月廿七日癸丑鎮齋

始祖ノ神靈ニ號ニ谷ノ社ニ神体ノ法ト部忌部伊勢各有ニ秘傳ニ
重遠講之有レ年又参ニ之本國御先（本ノマヽ）古礼ニ穏當著實無ニ
毫末可ニ疑然後從レ吏焉如今ニシテ而後人家大事庶ニ乎無ニ
遺憾ニ矣享保三年戊戌六月晦日死法名任重道遠
為山集享保三年六月晦日ニいふ今日未の刻谷
重遠先生生香美郡山田野自宅に於て卒去卯の年
にて今年五拾六歳去年四月廿六日より中風
を患ひ危急ニ侯所良友馬詰与三右衛門（今按ニ鑑）
親と称せ療治にて程無く快気尤右の手少し不叶ひ
ゝ音舌ハやのに無之候へ凡是亦為指事にて
なし今日晦日例に勝れ気色快然早朝ハ唐鑑の
講習有之昼前町へ用事ニ出進ず飯り庭前へ自
身木薬為山集をほし内に入り脾胃甚き候茶漬をと
被好候其侭居掛候得共寂早進む気無之頭痛甚敷
候此体ならハ可相果侯枕をと被申奥方枕被指
出候得共さけ候事不叶直ニ奥方の膝に倒れ絶

入被申候臍中へ過分灸治候得共少しもきゝめ
無之未の刻に事切き申候ゟ来の中風の気味も
少しも無之霍乱にて候き○同昏七月二日に去
今日申の下刻先生を葬る家より八早計り北ぐ
ゆき谷（香美郡植村の南向山半服に墓を築く棺
内之鍋山の東）ハ坐棺也檜厚さ壱寸五歩板也悉くこのりを
さし竹の輪をひしと入る内の高さ貳尺五寸廣
さ是に従ふ髪さかやき常の如し装束ハ帷子貳
ツ麻上下着也服へハ冬の衣類二ツ入るゝ入
り袷也惣体の詰にも茶を紙袋にしくそこくへ
押込む也桶のもとへハ布四幅縫合せよき程長
くして外にゝも遺体を内に坐をし此布の端
を四方より掩ひ居る也○詒謀記事に曰翁没前
自鏡に向ひ自分の相を見死の近きにある事を
志らき俄に高知へ人を走らを美代氏をもひ迎
へ送葬の一巻を頼ミ置きゝると也其節当時知
る人なりとし没後美代氏来らき葬礼遺言の通
りに執行ハきゝると也葬式無別儀棺の桶坐棺
麻上下着服ハ煎茶紙袋に入れつゝ置蓋の上別
に薄板を置導師上に佛名を書の用意とは導師

勤行畢て後上の薄板除之公法の通り檀那寺一
向宗長泉寺導師を勤む類族知舊数十輩相従ひ
山田村早の北胡頽子谷（翁在世此所墓地にしるゝ宜敷所也と噂有ルると）
ゆに葬る予も衆と供に高知よりも門人数輩来
り集ふ穴の掘様円く二重に堀下の穴棺の入る
どにしそれへ納め服へ炭を入て法の棺より上
廣く掘直に棺の上へのならぬ様にとの用意也
美代氏の説に夏ハ冬の衣類一ツ冬ハ夏の衣類
一ツ服へ入る由と也葬礼の式あらまし右の如
しむ上へ白き水引をかけし也○墓を棺に准し
土を丸くしくるりと服に太き石を壱ツおきた
る也其後三十年前垣守翁在世山田村住居の間
柄の人へ頼ミて築き直しゝるに法きやう宜し
からは法とすへからは秦泉寺山垣守翁の墓の
築様宜しき也○石碑自然石谷丹三郎重遠墓と
なり年号月日を記は江口善八の筆也墓上碑石
を建る事秦泉翁の考甲乙録に記し有り後人可
従え○韓川筆話曰正徳二年壬辰十月廿六日と
りや秦山翁薨に　夕日さはひのくぬ川の河上
にいたひて初る千世萬世を」　此薨想を日の若

宮の夏と感せられ家政をあらためて田を沽しく三代實録等を法のり一向に家永久に和学の業を残さんとの事なるし美代厚本をよひつへらく事々しき事なれとも寂早命期迫りたまと覚ゆる故片時も家政をきつたまと立置ぬと云聞をられし由也此年より七年の後享保三年戊戌北年かゝさらまゝると也○閑田耕筆ニ曰儒家の内新井白石貝原益軒伊藤東涯土佐の谷氏の諸先生の如きハ國朝の人なるに不恥といふへし○韓川筆話に曰俸禄賜ハらまて後利根川御手傳俊山侯蒙被成候時皆志を奉りしに翁の願に重き御手傳の節に候得ハ私共ハ飢渇料を被下餘ハ被召上度との事御聞届の上十人扶持の内五人扶持御借用可被成と被仰出因しゝれ共仙石新五郎三拾人扶持之内二十人扶持可指上との願をハ其通り御聞届と計り也此事政府の文書昏の内に在り高三拾人扶持の内一貳拾人扶持

仙石新五郎

此度下総国利根川御普請御手傳御用御蒙被遊ニ付尓来被下置候内右之通指上申度願高拾人扶持之内一五人扶持

谷丹三郎

右内断ニ付爾来被下置候御扶持之内

餞渇料程被下度其餘指上度願ニ付五人扶持御借用

寛永元申十一月○上京の願昏是亦政府にありぬるを或人写し得られハ左にあらる事志かり口上覚私儀少々讀書仕候段達高聞近年不存寄過之御扶持被下冥加至極ニ奉存候其上為天学稽古御暇被下江戸へ迄罷越講究心之侭ニ仕重々難有仕合ニ奉存候此上愁訴申上候段恐多奉存候得共当御参勤之御留守歟或ハ御在國の間ニ而も三五ケ月之御暇被成下上京仕未見之書籍少宛も相考未聞之故實等漸承覺毫末之御用にも連々相立申様ニ仕度奉願候私義年来学問之志御座候得ハ只今迄ハ書籍不如意師傳不任心候故義理之通不通者不及沙汰文字さへ得讀不申義ハ於本朝之書猶多く御座候此段平生残念千万ニ奉存候如此御扶持潤沢被成下諸事自由ニ被仰付候上者今少之精力之内涯分励講学仰而者上之御厚恩を空敷不仕伏而者宿望之萬一を相達申度奉

存候被加御不便如願被仰付被下候ハヽ難有仕合ニ奉存候右之赴宜敷様ニ御取成奉願候以上

正月十六日　谷丹三郎書判　松下長兵衛殿
仙石勝藏殿中山源助殿　此願昏仙石猪太夫を
以奉伺候処御在国中ハ御用有之候御留守中三ヶ月五ヶ月ニ而も勝手次第上京仕候様被仰出
其旨戌正月廿日丹三郎方へ申遣候

佐川大夫蟄居之時同家中高田仁助堀田猪六が問ニ答る書去ル頃若州様へ被仰付今度又孫八様へ被仰付候赴誠ニ以御國中一円残念至極奉存候各様御心底思召より有之段其事ハ不承候得ヒ千萬御尤ニ候凡其表之御衆中木石者不知御安心有之間敷存候然ヒ此段ハ世俗之人情也若州様孫八様ニ在てハ一毛一髪御恨ハ有之間敷御機嫌宜敷御請可被遊奉察候子細者大臣抔上へ申分有之或ハ身を殺し或ハ身上を果し候事ハ皆大義を以也あとへハ守國兵謀等之大事大臣として存寄申上上ニ御用不被成候時ハ我申方不立向後君臣の味ちゝひ義不行と知て死て[illegible]候事有之楠正成湊川乃討死是也又御仕置不宜と見再三謀を申上候ニ不被用己ゝ存分不立向後君臣之大義不行を見奉公を止ゝ遁世しある者有之藤原藤房是也

是皆大臣たる人位に在て義之不行時之身持如
是也若し君我仕方あしきと被仰御咎被成或ハ位
をさけ或ハ禄を減し或ハ流罪等被仰付事有之
是ハ人君として臣下を如是被仰付候ハ本分之
事いう格に候ゝ被成候迚も当然可有事已ゞ
義之不立処毛頭なし身に覚有とも打ひらひて
御受可申事也あるとへ家老を物頭に被仰付者毋
衣柄弦さしく可相勤也一念残念有之処にあらず
候いかしへ事代主命日本国を　天照太神よ
ゆ被召上候得た舟のへをぬんて柴乃扉へ其終

御入被成一念之恨になし今の飛鳥大明神是也
是ハ神聖乃志なれハ不及申近年大久保相
摸守殿抔　権現様無実に御改易被成候得共一
言之申訣不被成只今父之跡目減ゝるより奉公
不成役目被召上候故他國仕抔と申候ゝ貳百石
三百石取候小身之渡奉公人に若くハ有之事に
候是を譜代此衆申事に而ハあし是等大臣之身
分に當ひ可申事にあらず下々ゝ様此義を不
存上残恨に世をいさとなる候事道不存身之下
輩なるにあらずしさん大臣抔の可有事に非す

侯歟　一今度両度之被仰渡世上ヨリ申候件ハ残念千万ニ候然ニ其家ニ而見申候時ハ大吉事ニ而候凡位極ゑて高きハ居ゆゑし禄極めて盛なるを持つゝし高山乃上に物不生充満の水ハさあゆゑし何そや位禄に私して禍招き安し太守様ハけ浴く江戸ニ而公義を多く被遊候故驕りの付りく候佐川ハ只今之分ニ候得者外に上なく候故驕溢を生し安く候是第一の可忌事也此度之禍も来候取ハ下々乃可存事ニ非候得ニ畢竟高位故風強く當り申なく候古へを心有人ハ知れよりつゝし辞退して位をさけ禄ゆへしらる人有之支ニ候まして上より如是被仰付支天乃ゆゑしある處にて候孫八様へ是を被仰上平生之御暮御坐位御挨拶御家居御衣服御附届御ふるまひ御人遣凡一事くニ思召被当只今北を十ニ四五も御減し被遊候ハヽ今ヨリ天乃恵ゑより人のうやまひ生し松ゑらくハ末世北名御家老御國ハ申さに及ハ他國ゑを難有御家ゑなり可申事只今の替り目ニ有之支ニ候能々御思慮可有支ニ候若無左在て衆人と同し

く上のなされ様に目を付理の不理ゟ抔と申て
今日くと目をとゞめさは立直は時節をとり失ひ
光陰ハ我れくら迄候ハヽそのみをなすす心天
に通し此後禍ゆよくやむましく候是第一の用
心かと奉存候愚意如是両友如何被如何候哉
御両使拙者江對面被成度由御深志千万〻候
對面候而も語申事此外無之候御覧之後火中
可被成候以上　十二月十日

著書

神代巻鹽土傳　中臣祓鹽土傳　秦山集　保建
大記打聞　土佐圀式社考　俗説贅辨　同續編
秋書王臣傳論　東遊草　○秦山集曰羅氏間
居之樂至矣陶氏凡塵之嘆宜矣予自成童好讀書
僑寓市中往来喧鬧不得專志因買秦山一小邱林
居十有八年侍奉之暇伏讀仰思羊歳終年不出門
屢矣然猶嫌近於城市時不免人事之冗又退遁鏡
野誅茅栽樹將成逸趣而邦君徴召固雖非不恐背
夙志　君命懇切不得辞避黽勉從事授館城府講
授生徒以其屏居多年始出人間也人皆誤為有所
蘊蓄造請渇見毎日雑遝已不堪煩労既班厠士林

不得不從俗問疾予表之勤婚冠燕饗之會無日而
無之和光之至至遂失光同塵之極至俱化塵趦趄
嗫嚅之習漸染悔吝憂虞之幾暗動心悶体倦茫然
自失蚤酒肉盈厨金帛堆盤有所不顧焉因懇祈再
三幸　邦君諒之蚤未能辞体且許歸故居然鼻下
之續猶属微動言疏酬答訪問迎送日費光陰与城
府館居只争五十歩百歩耳丁亥忽下命禁錮未
詳罪名心魂惕懼回視平生過愆如山虽誅死其後
何恨從此以来与世永辞草莱満砌荊棘塞門自非
道義深厚之交蚤昏夜自無足跡非借書酤酒決不

折簡除鳥雀聲温庭花繽紛無復按手耳目者早起
櫛縱之間使児讀古今傳記盤坐聽之已粗有笑談
既而整齊衣帯講論孟二三章兩兒拱聽悚然晨炊
已供妻子團楽飯後從容又使児讀通鑑綱目十數
枚然後各從事学業誦藤森昏念紫陽訓抄書改文
怡然自得或児輩遊山水獲異草殊鱗還乃質之李
瀕湖時或得其説燭至使児再讀綱目治乱之幾出
処之義疑難論辨久之暗夜則歩庭中観天象認星
宿望月撲蚤酒菓隨時詩章信口半夜就寢枕上散
歌集美睡陶然更無一點之塵機矣凡神籍儒經史

傳文章詩歌農圃醫ト地理兵機星曆藏書甚富焉
山妻靜淑無陳季常之驚兒子好学免莊蓼塘之厄
畏墨安矣支離飽矣所謂便死也勝千百輩者非邪
此非煩堺界故虽不能逮乎羅氏之鴻飛冥々而於
陶氏阻關于戈怵迫虐政者又豈可同年而語也哉
稲毛実秦山手簡ノ中ヨリ後学ノ自砭ノ為抄出
スル所左ノ如シ

昨日者預御細昏辱致拝見候如仰先日ハ不存寄
預御尋ゆるくおもも無之久振ニ得御閑談本望
奉存候閑居之身何之御馳走仕度も叶不申女共
今ニ御残多段申さらしゆゑ

一 御息稲先日ハ少法病ニ[illegible]

[illegible]

定第一ノ一事[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 高ハ[illegible]山崎先生点ニ

一 書ニ[illegible]ハ[illegible]世上用ヲ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]用ヲ[illegible]板二通[illegible]字ノチヒサヒ[illegible]

[illegible]ハ世用ニ[illegible]

一 [illegible]

[illegible]点ヲ[illegible]用ヲ[illegible]

一 春秋今世上ニ[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 四書ハ山崎先生ノ点ニ[illegible]

[illegible]

一 通鑑綱目[illegible]

[illegible]

[illegible]

右一通高知荘村良安藏

一 聖人ノ道ハ天下ヲ安ンスル道ニテ候故仁徳ヲ第一ト仕候仁徳ト申ハ世界ノ人ヲ我子ノ如ク不便ニ思ヒ人ノ為ニ我身ノ艱苦ヲ厭ハス世ヲ助ケ人ヲ救ヒ候ヲ仁徳ト申候サレハイカホド

身ノ行宜シク心正シク候テモ世ヲ助ケ人ノ為ニナル志ナキ者ハ無用ノ人ニテ候故賢人君子トハ不申候此心得無之候テハ学問モ無益ノ至ニ候故乍序申進候尚又御不審之所候ハヽ可仰越候以上

○王霸ノ分ノ了本心ノ止了ヲ所不得ヨリ日用常行ヲコナイ利カ有フト害カ有フト人カ褒フトソシロフトソコヽ於テ全心ノナキハ王道ナリタトヘ忠孝ヲセフトマヽヨコウスルノテ一分ガ立ノ人ガ服スルノナトヽ申スカク心少ニテモ有之時ハ何程ノ功業ヲ成テモ其ヲ霸道ト云是ヲサヘ霸道ト申時ハ色々天狗ノ交リタルハ猶又霸ヨリハ下ナル了之惣メ天命ヲ恐レ天職ヲ敬ミ本性ヲ不失ヤウニト心得忠孝仁義ヲ勵ム程ナル結句成事ハ無之候然レ𪜈是サヘ結句スキヲスルト云物ニテ学ヲ知タル者ノシカタニテハ無之候ワルイ人間ニテハ無之ト申マテノ了也是等ヲ学ト心得ルハ誠ニマツホウナ乳首ヲクハヘタ事ト心得ヘシ学ト云モノハ本心ノヤム了ヲ不得所ヨリ日用常行ヲコナフテ

ユクフ〻存レ心養レ性ト云モカウシタ所ヨリスルフ〻是則天ヨリ下サレテ候故事天ト孟子モ仰セラレタリ事天ト有ホトニテ天道様ヲ大切ニ思ヒ天道様ノ産ナサレタル人ヲソウニアシラハヌ様ニ天道様ノ生ナサレタル禽獣艸木ヲ無理ニソコナハヌヤウニナト〻貝原氏申サルヽハ加何ニモ善人ニテハ有之候学ヲ知タル味ハ少モ無之王覇ノ義ハ孟子ノ每章能々可考ニ候

○文武ノ理ハ則王道也徳ヲ以ヌサムルヲ文ト云是亦治ル仕ヤウ有ニアラス本心不滑止モノヲ推タル者ニ徳ニテ治ラヌヲ武ヲ以服サスルヽ是又少々フリハカハレドモ仁義ト云ヤウナルモノニテ水心ノ所不得止ヲ推スニ今ノ人文ヲハ孔子ノ道武ヲハ孫吳カ道ノヤウニ覚ユルハ以ノ外ナル妄ニテ候

○格ハ十分ニワケヲツメスヒテ知ル丁九分九リン迄ハ格ト不申候物ハ萬事萬物ノ理ヽ理ト云ハズメ物ト申候ハトラヘラレ見ラレ聞レスル形アルモノヽ上デナケレハ理ハキハメラレ不

申候只理ト申候テハトラヘ所無之ユヘ物ト申候凡人ノ心萬理ヲフクミ万物ソレ〳〵ニ一理宛持テ居申候物ニ有理ハ人ニ有心ノ如ク一ツニメニツニツニシテ一ツニテ候去ニヨリテ日用萬事鏡ノ如ク明ニスキ通リ清明和樂ニ可有之ヿニ候ヘ凡左様ニ無之候ナゼ左様ニ無之ソナレハ此血肉ニヘタテラレ候ヒテ物理ト我心ト一枚ニ行キ渡ラス候ニ聖人是ニ於テ格物ト申工夫ヲ立申サレ候テ今日一事明日一事物ヲトラヘテ理ヲ十分ニツメハキ候テ参候ヘハサスカ下地一枚ノ理ト心トニテ候故功ヲ積候後グハラリト悟リ東西南北前後左右スキ通リ世ノ中四條五條ノ大路ノ如クニ候ヲ格物ト申候只コレヲ可仕ト存候ヘハ此中申談候持敬ノ工夫下地ニ無之候テハ心持ソヲ〳〵シク専一ニ無之候故格物ノ工夫存候ヘ凡手ニ及カタク只日用一心不乱ニ持敬ノ工夫候ヘハ隨事隨處テ格物ノ田地ナラサルナク候是最切要ノ了ニ

元祿九年二月七日　右二通　荊谷　兩三藏

十三日[illegible]

武江ヨリ数通事来精義たり東歴閑状ハ三種ノ傳ノ事ヲ而
而キ年ヲ其後ハ皆可深戒ヲ而已之人品ノ厚重ニナリハ節ノ了ヲ稱ス
ハ其ニ三種ハ未傳ヲ其ノ皆ニ而ハ其アヤ而上ニ申度ヲ得ヲ候ヲ
清戒ヲ存ハ何モ用ヲ埒明ハトノ了神道ノ大戒ニハ口語ハ戒黨與ヲ
気象無ヲ候ヲ近ニ守ヲ而ハ此節ヲ事ヲ東ヨリ申来ハ此ニ候ニハ第
一口過ヲ而ハ此ト存ハ此上ニ其ヲ而ハ私事ヲ病人ヲ多ク其ヲ来リカヽ
リ候ヲ而ハ有ヲ知ヲ上ヘ出ヲヤウナル時ヲ見ヲ致来ニ講学カタノ如ク精出ニハ三四
人ヲ而ハ前山ヲ望ヲ而ニ皆ヲ而ニ其ヲ候ヲ存ハ悪キ所ニ其ヲ指ヲ大事ノ
歳ヲ以来ヲ了ハト存ハ此ニ候ヲ而ハ此ニ候ヲ而ハ此ニ存ハ日ヲ上
御ヲ得ヲ間ニ綱目近ヲ而ハ此ニ皆ニ年ニ而ハ事ヲ同ヲ此ニ候ヲ

マシクハ尤家狭ク油堂ク事ヲ候マキリハテ数ヲ魔障ハ不変ハ此ヲ
志ハ引立一ノ成捜志ヲ其ノ事ハ不繋ニ御命出来ヲ足弾ノ事痿弱耳
キコヘ来ヲ而ハ依テ地黄丸切ニ望ヲ而ハ何トゾ得キモ入精ヲ而ハ如此起ハ此ヲ閑
ニ此故講学ノ志録ホト出来ヲ而ハ三種ニ初元ニ得傳ノ事ヲ而ハ御待遠ナル
年ニテ其ヲ望ヲ却テ難ヲ有ヲ カシコクモ年ハヨリケルト存ハ此半サタナシニ可
ヲ知ヲ近ニ黨ニ有ヲ申来ハ顕然トメ怨アルノ方ハ不存足雅ハ其ヲ而ハ
而ハ論ナキヤウニ而ハ此ニ学者ノ中間当以此意肝要ニ而ハ謀叛ニテ
カタメタル国ユヘサノ了ニモキツハリトワケ立不申ハヘハケカレ出来ヲ而毎ニ
ハソレユヘ後漢ノ黨錮ノヤウナル了モヨキ方ニ申テアリ候愛許ハサヤ
ウノ了無クハ大悪ノ極リ位カ無行儀貪慾ホノ類ニハ皆人慾ノアサ

マシキニテ我父リ候テモ君臣天地ノケカレヲカフリ候コハ無之候然ル
能々工夫之可被成候今之信長信玄ナトノ如クノ世ニ候ハヽ一言モ敵味方
ヲ入分テ申ガ可然候又サヤウノコ有之天下ニテナクハ此所ニ工夫之の
可被成候　恐惶謹言

芦代清左衛門様

右一通入江正雄筆記

惣テ日本ノ学者ヲ見ルニ一向世間ヲ知テ己ヲ知ラス難キあまり申心
得ニ而ハ於我国之道ト候へハ他の事ハ只日本ノ学者のみ
ニテ知ラス候世人ニモ格式ニ而日本ニテハ付申ス者ニ而ハ天文
暦等ノ事ハ知ラス候ニ而ハ候ニ付ヘキ筈ニ御座候のみ

元本ニ云リの人トアルハ尾山屋平左衛門也

きやうの事ハ申候リの人ヲ知リ自然ニ申候ニハ心得ものゝ様ニ見へ候
御座候ハヽの人ヲ知ル者ニ而ハ何事ニも知リ申ニ付申候ニ而
又御承知ニテ御座候而ハ程ニ而暦ヲ知レ候ニナラ又ハカリ知テ
其ニ外ニ候テ何国ニ候テ何事モ御座候ニ而ハ其筈
其御承知ソレハ几ニ御座候コレハ几ニ申候ト申ノ事ヤソノ訳ハ候論有之あ
しきヘハサツハナカテヨ入ツキ申候リの人もサカ知リ候ヲウタガヒ申候様子ニ
候而外ニ見ル史傳ノアヒロク几ニ而ハ申候ニ而ソレモ此方几ニハ几リ
トヤ几ニスヲハ几ニスト申候綱目衍義補テツカウ録ナトヲ几ニ又人ニモ只
石川学海ノ廿一史ノト申候上方流ヲとくと几ニ及申候ニ而ハ出来候事
京ニ於テもく是候の人ニしく京ニヘ参リ候ハ申候ニ而元信モノガタリト

カノ人ヲ小佛トヲ見ナカラ存生ノ大人ハ京都大坂ナドノあしもひいさ
むかしより歌学ヲ全ク和学ニ業ヲ為ルヲナヲシテ学ノ根ハよき
事ニととのへ宗旨御ヲ其ノ数人モ行しきを見さえしきを我
お前ニ前トテモ此ハひぬけれ出ハ人ノ為ニ其の為ニ誠半
学ニ及ハ出をうこ詠ノ御伝ハ其の為ノ人ハ少ヲよくゆその
もしもとや古武の先師既ニ何ヲ一ノ中ヤヲ多ク学ハ用ゆ候
如此ニ候

五月廿四日右一通入江正雄筆記 元本云右一通所贈宮地介直之手簡也

○谷氏贈浅見氏書簡並疑義答谷氏書

頃日承拝ハ小学並ニ子之秋ヨリ講習探学廿部通読并五日ハ講釈仕候神
書ハ毎ニ保ヲ申ナリ其ヨリ神書ニ原ナ志ハ於テ候 天
照大神ニ従ヒ神器ヲ以皇孫ニ授ケ給ヘリソレヨリ如今ニ至ハ万世ニ候
九重ノ位ハ如ニ百ニ此ク先ヲ経ル其ヨリ異国ノ様一統中ハ無
き事ノ也先姓ヲ替テ十二千ニ及ヒ候事
万ケ条ニ及テ夏殷周ノ往昔ヨリ中ヲ始中国ト云ハ此ヤウニ
匈奴韃靼ノ往昔ノ如ク剣毎ニ左衽ニ及ブ是ヲ付ケテ如此ある事
しく御存知ハ此ノ様御存ノ人皆風俗ノ事ノ事ヲ細ク知業
ハ仕同ジク我国ヲ他ヨリ尊ビ道ヲ求メ而仕剣ヲ好ム事ニ候
執テ我ノ道ヲ明弁仕候ハ如何ニ候ヘバ我ガ国ノ武ヲ崇ブ其ノ
ホトニ我方ニ於テ唐ノ書ニの其ヲ精シ唐ノ礼ヲ証立ル中ニ於テ相叶候

川ニ祭ラレ喉ヲ祭ラレ皆是ハ職者の思惑ニ而ハ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]日記[illegible]ハ無
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一斗[illegible]

元禄九年丙子八月廿四日ノ日付

淺見氏返翰 元谷氏疑義

[illegible]

元禄十一年戊辰五月朔日ノ日附

疑義曰 元禄九年八月ノ書簡同十一年五月マ
テ三年工夫ノ答書カクノ如ク可笑凡ソ天下
ノ了大ニ理ニカイナキ者ハシハウクノ俗ニ
シタカフモ可也國家ノ風俗大義ニカヽルヿ
ハ邪正ヲ明白ニ糾シ後世ニ示スハ眼ノ開キ
タルモノヽ職分也淺見先生平常門人ノ雜談
和言迄モ取上僉義ナサルヽト聞エシ此大事
ヲ如此才モバクモナク云ツサスハイブカシ
畢竟道理至極シ批判ヲ入ヘキ處ナケレ凡彼
克伐怨欲等ノ故習雖先生不免ニヤ反テ其身
ノ廣言自任甚シキヲ不知大学明德ノ説等ノ

後学後学ヲ開キ玉フ手際トハ天地タカイ近年心
情ヲ西土ヘヲクリヤラレ跡ハヤミニ成タル
カ

[illegible]

カク目出度本朝ノ道ヲ山崎先生御在世ノ時
何トテ講ナサレヌソ是平常取学ノ事ト仰ラ
レ矣ハ大ヒナルイツハリ平常御学ノ道平生
御讀ノ書ハハルカ御講談ノ様子不承矣シカ

○レハ正統ノ正シキヲアシヽト申ス唐人ハ遠
ク尋ルニ不及カクレナク候仰如ク甚シキア
ヤマリト存候

天地ノ道ハ日本ノ唐ノト茶碗京鑵ノ[illegible]
若只以風俗而[illegible]君臣正統ノ外人倫法事[illegible]
[illegible]

○爰ニ天地ノ道トアリ後ニ天地ノ正統ト仰ラ
レ候毎々天地ノサタヲ仰ラレ矣ハ日本ヲア
カメトモナク唐ヘ御引付ナサレ候半分ノ計
畧ニテ如此仰ラレ候ト存候伊藤源介ナトカ

ヤウナ言ノケニモ申サレ候ハヽ名文ニテ御
キメ可被成ト察シ申トケ様ナル被仰ヤウ何
トヤラ正直ナル詞トハ不存候

○君臣ヲノケテノ風俗君臣ヲノケテノ国体ト
クラヘ可申ヤ此御望ニ侯ハヽ御キラヒニテ
モ茶碗欒鑵ニクラヘ不申候ハヽナリ申マシ
ク候田舎ソタチノ学者君臣正統ノ外ノクラ
ヘモノヲ不存トテ南京ノ皿ヲ名物ト存候斗
ニ候「クテヘ不申候ハヽナリ申間敷侯」

○クラヘモノテナヒモ被仰候是ハ誤リ決定セ
リ善ト云モ悪ニ對シテノ名是ト云モ非ニク
ラヘテノ「凡天下ノ「理クラヘズシテ是非
善悪ノサタナルヘキヤ唐ノ昏ニ有之中國夷
狄ト申モ朱陸ノ是非ト申モクラヘテノ名之
公冶長ノ篇ハ人物ヲクラヘタル物語格物致
知ノ一端ト朱子モ仰ラレ候是ヲシラヌ先生
ニテナシ必竟クラヘタレハ唐ニマクルニヨ
ツテソレヲウルサガリテ事アタラシク天地
ノ道ト名ノリ出シテクラヘル「テナヒト仰
ラレ候扨々先生唐人イカイ御ヘツラヒ唐ヨ

リ近々御加増御取可被成候

○ソモ〳〵唐ノ書ニ人倫ヲ大変ニ書ツクセルウチ君臣ノアヒサツヲ就中大切ニ論セラレ候ハナセナレハ父子夫婦長幼朋友ハ内證ツクノコトニテ君臣義正シケレハ其中ニ自ラ行ハルヽハ朝ニ秤ヲサシヽ者モ晩ニハ天子トナリ或ハ主ノ首ヲカキ父兄ヲ殺シ國天下ヲ奪取ル毎々騒動ヤム時ナク眼ヲ天ニツケテ走廻ル中ヘ親別序信ハトヨコヘアテカイ可申ヤ孔子春秋二百四十余年ノ間ヲ自ラ筆ヲトリテ正シ玉フハ皆何ノ為ソ此故ニアラスヤ近年先生靖獻遺言ヲ撰ヒ玉ヒ本意又コノ丁ニアラスヤ本朝神代ノ昔ヨリ今日迄君臣正シク國ノ根元堅固是ヲ外ケテ外ニクラヘヨト仰ラレ候ハ唐ニハ書物ガ沢山ナ唐紙カ見事ナ虎ノ皮ナシトカアリトテ正(あり)レリトセンヤ愚ノ甚シキ也又シイテ御懇望ニ候ハヽ君臣ヒ統ノ外ニテ人倫ヲクラヘテモ可進候宣帝ノ時ハ三代ノ後多ク得カタキ治平ノ時ニ其時相魏相ト云

人宣帝ヘ申上ラレ候ニ今風俗尤ウスク按今年
計子弟殺父兄妻殺夫者凡一百二十二人ト有之
候計ハ一年ノ政ノ惣目録ノ帳ニ宣帝全盛ノ時
魏相丙吉ナトノ衆賢ヘ政ヲメサレテサヘカク
ノ如ク其他戦国衰乱ノ世ニハイカバアリケン
御望ノ御注文ニマカセ君臣ラクラヘ申ハアマ
リヨキトハ見ヱ不申候日本今神道衰微候ヘ氏
宣帝ノ盛ナル時ヨリ万々マサリ不申候ヤ言同
又烏スラ古巣ヲシタフトカ承傳候田舎山里ニ住
ナラヘルモノタマ〳〵国都ニ出テ一日ヲクラシ
カ子イブセキ埴生ノ古郷ヘカヘリタガル是皆
外ヲウラヤム心ミダシニモナキ天性自然ニ然ニ
先生ハ本朝ニ生レナカラ見モシラヌ西土ヲ尊
ヒ吾國ヲ負サセシトシモ五フ人情ハソレ是ヲ誠
ニ舎人親王ノ罪人ニ太閤秀吉公ノ時游撃将軍
況惟敬ト云モノ西土ヨリ来リテ朝鮮征伐ノ和
談ヲトリムスビ明朝ノ瑕瑾ヲイトヒ日本ヘ詭
イ国体ヲ辱シム是亦西土ノ罪人ナリ浅見先生
ヲ況惟敬ニタトヘ無之候ヘ氏是非ノ
源少ニテモタガヒ候ヘハイナンニナリ行候ヲ

悲ミ申ノアマリナリサテ君臣正統ノ外ト云一
言ハ大本ヲ失ヒ玉ヒタル了古今第一ノ悪言不
期ニ七十子七ニ而大義ソムクト申モタトフルニ不
足如此大義ヲ取失ハレ候一言ハ何トメ靖獻遺
言ヲ作リ玉フ人ノ筆ヨリ出テ候ヤ神ノ御憎ミ
ヲウケ玉フニ非スヤ此語ナトヲ先生ノ御シカ
リナサルヽハ臨川ノ呉氏ナトニ批判サセテ承
度候カヘスく君臣正統ノ外ニ行ハレ候風俗國
体苦々鋪候御省可被成候

若天地之正統をのけて正統之法ゝけ格一流あらくはり

夫レ孔子朱子も嗚々うなつき山崎氏茂其通ニは
天地ノ正統ハ則君臣ノ正統君臣ノ正統ハ即天
地ノ正統ニ本朝ハ君臣ノ正統正シケレハ天地
ノ正統正シ西土ハ君臣ノ正統不立故ニ天地ハ
アリナカラ正統ハ不立果メ孔子朱子ハウソツ
キ玉ハス山崎先生拘幽操已旨明也元亨釈書ノ
抄明之ニ多ハ明白ニアラスヤ此語ヲ以テ泰山
ヲセムルハ江河ヘ水ヲシカクルガ如シ一向宗
大坂籠城ノ時奇（寄手カ）ヨリ金銀ヲ握リテツブテニ打
シタメシニ但先生西土ニハ天地ノ正統立ト才

ホシメサレ候ヤ当年西土ハ清ノ康熙三十九年
庚辰之是ハ堯舜ノ未ニテヤ湯武ノ未ニテ候ヤ
我等承候ハヽ北狄虎狼ノ末孫ト承候祖ヲ左リ前
ニチガヘ顱(アタマ)ノクルリヲソリ[illegible]ヲ銭ノ丸サホド
ノコシクハン菩薩ヲトナヘ侯アレカ天地ノ正
統ニテ候ヤ鼻ツケガ笑窪ト御覧被成候中々唐
人ダテモ此御アイサツニハ痛入可申候
[illegible]百分一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

カヤウニ仰ラレ御自分ノ胸ニハヨクサバケ申
候ヤ大學ノ自欺ノ戒ヲ犯シ玉フニテハ無之ヤ
アリテヒ承度候サテ百分ノ一トアレハ其悪ヲ
アケテノ五ヒケラシソレサヘ右ノ通リナリノ
コル九十九サゴソ病ミ目ニ茶ナルヘキカキカ
又サキヨリハライタシ孔子ノ宰我ニ仰ラレシ
汝安クハセヨトノステ詞ヲトリソコナハレ本
朝ニ生レテ本朝ヲ行フ者ニアテガフハ能々フ
リニツマリ玉フナルヘシカクノ如クノ御気象

ニテハ衆叛キ親離レ先生ノユキツクサキ心元
ナキ迄ニ候忠告ノ友アラハ此ヨシヲ先生へ仰
セ達セラルヘク候

○詒謀記事ニ云先年西村左五亟といふ御用勤
ふる人ありし若キ時ハ秦山翁へ物学ひに通ひし
人にて有し後幡多郡中村乃役にかゝり年久敷
在勤世事に紛レ志も薄く成れ共道に世乃支
をおもひやりて先師乃教訓を耳に残りて責て
高智に居るならハ折節ハ通じて御示にを可預申
に田舎乃果にて心外なれ事に矣といと[illegible]
り[illegible]消息野地の翁の許へ送らせ[illegible]遠境に
至て志を忘れ[illegible]先師を訪ひ[illegible]親切なる
つゝ翁に返翰幸同志乃方に写して有る子誠
に昏愚に碇する文
なれハ変に写し置ぬ

頭書ニ云
詒謀記事ニ云秦山翁西村得正へ学談の序に貴
殿能合点しく死土産を拵るやうに[illegible]
[illegible]博学多才にて[illegible]神道も天文も知り
詩文歌道に成れ事也扨これを人に[illegible]
る者多し然れ[illegible]只其分にてハ大切なる用に
たゝれ死ぬる時に持て行[illegible]死ぬる時にハ嗜
近へ残りて我ハ大に苦をりて死ぬるこ去り
因て[illegible]拵るやうに[illegible]
貧窮にして人中へ出る事もなしに油もなくて
夜分に書壹冊のなくてもなしぬ程乃[illegible]
らのりに黙然として死てもなしも淋しうもなく
心面白く居るといふ楽のなれを如何程乃物
知りて[illegible]本乃事にて
なきと示されしとか

翁曰左中村ハ田舎にて[illegible]とも高知も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　今上天皇御即位大礼ニ付神武天皇山陵ニ勅使御差遣ノ儀ハ来ル十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

一　十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

一　神武天皇山陵ニ勅使御差遣ノ儀ハ来ル十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

一　神武天皇山陵ニ勅使御差遣ノ儀ハ来ル十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

一　神武天皇山陵ニ勅使御差遣ノ儀ハ来ル十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

一　神武天皇山陵ニ勅使御差遣ノ儀ハ来ル十月十七日ヲ以テ御発輦ノ上同日神武天皇山陵ニ於テ御親祭ノ儀ヲ行ハセラルヘキ旨ヲ以テ宮内大臣ヨリ通知ノ件

[illegible]

一 二位様御奥書左ニ記

右社考一巻者當國大守拾遺豊房朝臣令家士考
注焉神之所別社之所傳照然如視舊事非好古博
洽之人誰得為之乎感喜之餘聊加一語了

寶永丙戌仲夏日　神祇官領従二位侍従
卜部朝臣兼敬

一 右取文ハ鈴麻石州手跡兼敬ノ二字ハ所自筆之何ヒも[illegible]
文章も[illegible]

一 廿二三日ノ頃二位様へ進上之本急ニ遣シ候様ニト被仰付当月末鈴鹿
防州迄遣候

一 同月末[illegible]世村小平[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]五月
[illegible]

○秦山先生答三宅氏書中

神道之義[illegible]来書ニ[illegible]
[illegible]
来書曰神道之義 委細[illegible]
[illegible]

なとの神道をこまかし儒学を資に然るに其実正学正大の所
心をもちうるひそれハ如何万一数個ニ牆なとまてハ所能なし
くに成

若又家に此生付ことハ是能正国ニてハ正理ハ正道とも事ニ而ハ天竺
ニてハ仏教を正道ニ而仕候ハ為に
御法ニ而反正国ニ人ハ以ク殺ハ中たりとも此中ハ主君
を殺ます事ハよりて不忠とも道其方ニ為ニ此方ハ見ル時ハ
以の所ニ事与為に得た正国ノ人ハ中ニ申ても此事ハ人の正理
志やとも中に剣仏家ニ而たかことの乃理に而同ニ仕候ハ天竺
家の世話ハ是を何とし也やきこの中に此家の隆さるに

家国の所に遠ひ此ハ教書此所も清ひ所ニ成に此事ハ法
向後此無用ニ被成に為ニ為に
法諷諫をもせし君を弑しに事をもりくなし而ハ本ノマヽ弟
一の為ニ此ハ得た此方ニ而用に而右事を而用に而ハ合に事を用
中にも自然の所理ニ而是人の如此ニ而此世間にとりて合をも
ことハ悪様の人のまゝ事ハ是法に
我国上代洪荒質朴無天地自然の所なりハ行ハ世指可中に天地
無二此ハ所も無二此理の所天地ニ如ツキタレハ家国の所も正道せしハ
合ハ中に国一の所ニ而ハ理志様天地自然の所を学ひ此ハ神道
和学古代にと同事ニ

其国の道を祝ん事秦人の越人の肥瘠を見るのごとし我国
に忠なる事を可尊ものなりとくわしく論ずる所謂此様なる
所謂学者ハ吾子孔孟の人倫人の道を親むへき統此様忌ぬ事
今家如是乃親にハ宋儒乃様なる学説ふるものなり桔梗の学者
讃岐史孝考光の如き雖ありある然に学術の善鉄以外の民に
之治むる法者此るのみ事も望を従ふべし
今様の中の之人ハ唐人の今見るを記し候也
唐の日本を詠ふ書を中なる云悪世事の所謂云乃読む書説の事
抑吾様神代ハ様事くもの所以又ハ志へきとしたる教も申す所以
初年の伝を学ものも又皇邦の文字道神な様くもの者のもの是ハ神道之説也

一ハ新さる事様事として記す
神代様を知るものもえぬ様様の様なる事有の向ふる所もへ様ふる
しかし事様ハ強してよき事ん沢様何る事を易者の教所代
然と見るより以の前一二なる事を様の事なる事も此る事を整ふ
皆皆一国にて其様の罪を事ハ不勝也
出して其の歴代故事をとりて唐の故事を精出し事一つ
学者ハ是なる唐のことく様を学の外ハ故事也
新代の様ハ様のつくる所なり其盛の様の所のし其勝なる
本の事ハ歴代　天皇の御事御諱をも不存の純唐人
の如きの伝学者也所為也

先生の風水と云風隆を家中に書て世上におゐて用候ハ取用
候も皆々神道乃教ハ皆経の事に候得ハ是も一向分点不参候
風水風景家字得たる人所并千年已前の人を堀出し得ハなりと可申也
不可のみならす候字る事迄の人の教を得ハ向ヶ敷候て得かへすも一向残らす候
只今家々に皆て郡部とやらと申学者多く候所を角に皆して此の
有之候
先人出所稀中所へ論をも不申候也其経候精力昭を研き候り
於中々通し候へハ儒学をなす人の古来の也相もなく候へハ今点をなし難ん
この次第に候
今ニ学経とて見る是国の聖人の道と存候ハ一貫して理を仕
候只渇武の様にと存候へとも如何敷候　以上 … のこらん …

右之通正月四日附を以て三宅丹治殿へ先生より被成候也
申の年寄之
甲辰正月吉日
享保甲辰年六月廿日三宅丹治へ遣候
正基

一
洪範發微御手入候処妙論有之て有之候ニ付友部氏序を以て被仰候
極り候所にて見候半ニ一の事にてはたらん此書をなし好候所へは
さまく学之ニ不被成候主候得ハ被成候敬雖の所にて先生の
説に候て申条とて不被成候中外乃数ハ切り候へは候元此事
まち候不申候

一東照宮御遺訓と申書物を世間の人々ハ感し[illegible]

人ことに写し置けり或人此書ニ一箇條として[illegible]久野の許

にて見申候と[illegible]

[illegible]

一拝領[illegible]あらんと思召[illegible]

けれとも[illegible]拝領様[illegible]ハ[illegible]神儒仏法[illegible]

[illegible]

[illegible]但[illegible]御[illegible]人[illegible]様の[illegible]

輟耕録ニ曰[illegible]様の[illegible]ハ[illegible]

グワニリタイトテうつけ[illegible]人[illegible]ハ[illegible]リノ便リニナル

ニトテ[illegible]

[illegible]

一神道ノ事[illegible]書[illegible]ハ大[illegible]

[illegible]

[illegible]

一東書ニ曰神[illegible]之事ハ我国[illegible]

[illegible]人ハ人ニ公方様を[illegible]時ダマラ子バ[illegible]

[illegible]公方様ニダマラ子バナラヌ

[illegible]人ハ公方様を[illegible]

[illegible]人ハ[illegible]国[illegible]天照大神を

本にあへさえ唐ノ人ハ孔子をあなたへさえ是が道理の至極に
其格に日本人に然て天照を神祇にして孔子をあなたせよとハあ
やまりにあらざるや

一 来書曰道に家國ハ無用の事なり

按るに これ知れハ論のあらぬ ことわりにて其格此れにハ家を
入用に無き由他國一味ニ居んと存ハ以て外の事ニ有ハ我に存ハ是
と云カラハ我國ヲ主ニ他家ヲ客ニ仕ハ事本末と存ハ其格此根元
大に違ひ申ハよくし春秋綱目にても御者この所成事ハや御
さらひ申ハ是 其方様ハ其後ハ去四月十六日 能家ハ其格此
を唐人も数十人 狭地へらせ是ちらし申ハ是當然ニ事なり

一 来書曰湯武をそれ様に思ひ大事義人にしてそれを應天應
人トノ王ヒテ萬ヒ王フ人何のなく成り申出へき最初か孔孟さら
に其所にて此事と存ハ此ハ大名ノ要所にて是ハ是ハ違ひ
にてハ左用にて此事申出し無ふ事とて其物とてハ是ましてくハ
神名者此孔孟ハ法皇ハ商ハ而ハ是ハ神名者ニ申ス此の孔孟
ハ拙者ハ孔孟とハ違ひ申事なり

按るに此條ハ是を存ハ我中孟子我ハ是ハ今ハ周の天子を
拙しのけ齊梁ノ君ハ天子ニ於ケルとの示し時も以前に是ハ孔子
ハ程朱ニ於ケルハ春秋の至極ハ至當ニ申ス事ハ神道者
乃孔孟ハ是をハ所用ハ儒者ハ非ナレ也孔孟ノ主ハ ナレハ無理

ニ是ハ我流ナラ子ハ我ニ可ナレ是不知ニ可ニ是ニ此ニ知ニ諸ニ
世方此ニ孔重ト世格ノ思ヒ又孔重トハ恵ヒ中ニ知孔重河
法ニ中ニ下ニ可ハ不只ニ浮ニ他ニ聖人ノ聖ニ人ノ可疎ニ不ニ事ニ至ニ
可ニ思ヒ之ニ知ニ堯ニ不讓子舜ニ不告而要伊尹五就桀五就湯ニ
放桀武王伐紂箕子傳ニ若雖道ヲ孟子勸ニ齊梁王ニ天下ヲ損
ノ事ヲ知リ事ニ如ハ孔重河法ニ中ニ留物ニハ難ニ此ニ如何云ニ

享保三歳戊戌六月十七日三宅氏へ返答

○六月十日ニ此ニ出ニ於是ニ所ニ此ニ事ニ拙ニ直ニ拙ニ方ニ来子ニ疑ニ雍ニ数数
危キ方ニ有ニ拙賢ニ聖ニ難ニ聖ニ中ニ天敵ニ次第ニ○知譜拙記三冊
進ニ○秦山集ニ義陽正ニ至ニ降ニ之ニ所ニ見ニ也ニ中ニ有ニ是ニ是ニ無ニ方ニ所ニ見ニ

近年ニ拙子焚坑ノ禍難ニ堪一本ニ有ニ可ニ之ハ子孫ノ為ニ如ニ得ニ可ニ之ニ一ニ
ニ可ニ之ニ至ニ可ニ知ニ拙ニ文集ノ事ニ之ニ可ニ得ニ之ニ又
武方ニ有ニ望ニ中ニ于ニ可ニ世ニ事ニ如ニ得ニ存天敵ニ次第ニ住ニ遊
中ニ知ニ想ニ尚ニ後ニ出ニ拙ニ中ニ度ニ他ニ中ニ可ニ者ニ存ニ不ニ行ニ深ニ中ニ所ニ
知ニ可ニ知ニ而ニ此ニ至ニ知ニ可ニ知ニ可ニ知ニ有ニ人ニ知ニ見ニ也ニ
事ニ知ニ不ニ中ニ此ニ度ニ以ニ冊ニ冊ニ詩ノ一冊ニ冊ニ詩ノ部ノ想ニ情
所ニ此ニ寫ニ難ニ若ニ此ニ拙ニ留ニ寫ニ知ニ見ニ也ニ可ニ知ニ○此ニ
第ニ他ニ我ニ以ニ知ニ可ニ知ニ中ニ可ニ見ニ此ニ知ニ可ニ見ニ也ニ○
右ニ出ニ注ニ來ニ的ニ復ニ知ニ可ニ知ニ可ニ知ニ可ニ知ニ可ニ知ニ
○恒産二冊請ニ此ニ中ニ内ニ有ニ知ニ又ニ此ニ方ニ用ニ可ニ知ニ知ニ返

○

吉良記任申候様相違無之候様ニ江田殿ヘ申候由ニ候

同国護保守より相新任之内二ヶ条取候ニ付 花と記申候

一 土佐郡多郡 弘岡の吉城主吉良越前守ハ名宗親貞と

申候二代城主吉良親武之子息右衛門尉ハ二代村楠蔵

吉良左京進 楠丸ニ而天正十八年庚寅秦元親代官同姓左衛門尉

親貞ニ嗣而二代ハ親武 候嗣何申候親貞ハ親武の子親武

左衛門親貞後ニ姓名ニ改大津ニ居候吉良申候浦戸の城附

上ル其後家老中追刑南言候ニ吉良左衛門ハ其の親信ニ秀吉公ヘ

披露ニ候江戸尾張大成候吉良親信ハ主水と申候ハ吉田

吉良右衛門と申候 左京宗相元親へ被召出親元同様ニ吉良主水

同人ト申 宗我部ハ土佐ニ而主水ハ六代目申上候 吉良寺ニ見申候

一 戸波村城主吉良親貞左衛門尉子相続候名宗親武ト申候吉

宗家親元親之甥ニ而宗安家督ニ家家元親ノ兄之 親房ト申候ニ

此人之家督之人ニ而有之切腹申候

一 比江山城主吉宗我部掃部 相続候ハ元親甥右ハ親武ノ弟

兵衛ニ而天正十六年忠誅切腹子息有之候宗家子孫

右之通御座候ニ付申上候 江田殿ヘ相尋候つき申候

親和ト相續ニ而相成一段正直仕候

離月十八日

野地ノ村庄屋 久兵衛

池家 右様

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

谷丹三郎重遠先生筆　宮地丹後
弟子ニテ得之ト記軸尾

宮地丹後家藏

○鏡野遊艸　按著者不知

正德三年癸巳ノ秋八月山田ヘ參秦山翁ヘマミユ翁御年五拾
[illegible]

早速御許容被遊之私ノ儀ハ至極文盲ニ御坐候ソレニテモ
神道被学可申哉ト問申時下地ニ儒學多キハ妨申モノモ有文
盲ナルカ結句可然カト御意被遊之坐定テ邑々ノ了問申御答左ニ記
天文ニ云一度ハ地法ニメ三十里之世界ハ一万一千里之如此ワルト三
百六十五度之紅毛ハ江戸ノ真底之紅毛ハ南極三十五度也江戸
ハ北極カ三十五度之○北計素リ星ノ名之北辰ハ北斗ノ坐ニア
ラス又星ノ名ニテモナシ北斗ヨリハ遥ニ隔リタルニ柱星ハ近シ
天中不動ノ所ヲ北辰ト云之貞巨録ニ久簾武破ヲ星ノ名
ト云了文久教ニ未聞是北斗ニ神号ヲ付テ云フ附
言ノ俗説ナラン○人ニ木火土金水ノ性アリト云

フヿ佛者ノ專トイフヿ之未聖賢ノ書ニテ是ヲ見ス○庚申祭ト云ヿ神道ニモ又西土ニモ有西土ノ祭ハ庚申ノ夜人寢ル時ハ三尸ト云虫ガ人ノ腹中ニ入ソノ者ノ悪ヲ天ニ告ルト云テ其夜鷄ノ鳴迫不寐ヲ祭ト云其西土ノ祭道理ニアタラス故ニ西土ノ書ニ度々此事論メソレテナイトイヘヒ今以專祭支之此事伊沢氏ノ俗説辨ニモアリ考ヘシ○先祖ノ祭法小笠原故實詳之我等祭説アリ写テ可考之○日本ノ法ハ儒佛トハ大ニ違アリ神主ト云フモ又位牌ト云モ同シ木之仕成モ大形似タルヿ日本古傳甚違テ此形ニアラズ日本ノ法ハ墓参一日ノ穢也○暦ノ中段古十二アリ後アノ通イロくノヿヲ副テアルユヘ吉ト凶ト行合ヿアリ悪シ十二ハ破軍星ノケンノムキ様ニテ吉凶ヲ見ルヿ之○亥ノ子ノ祭ハ猪一个年ニ子ヲ十二生故ニ其繁栄ヲ祀ヒ祭ルヿ之古ヘハ津ノ國西成郡ヨリ百姓役ニカヾリ亥ノ子ノ餅ト云ヲ禁裡ヘ奉ル其例ニナラヒ諸人此祭ヲナス支之○常ニ物コト世話鋪ヲナスハ世話シキト知タラハ静ニスヘシ是則朱子ノ説ナリ外ニカハリタル教ナシ○心外ヘハ

ヤルコト是ダ、イヤマジキコトヲスル故イロ〳〵ノ恩
有道理ノ當然ヲ行フ時ハ其念ナシ道理ノ當然ヲ
行ヒ悔ナキ時ハ彼孟子ノ浩然ノ氣モ出ル筈ヨ○
五幸常々食ヌト云コトハ有マシ五幸類ヲ食テ神拝
遠慮アルヘキ支カハ○古キ御祓ヲ納ルハ宮林ノ
竹木ニカケ自然ト朽スタル様ニスル又火ヲ打テ
焼其灰ヲ川ヘ流スモヨシ○十二支ニ古ヨリノ訓
傳アリト土御門殿垂加翁ヘ云レタ故翁ノヒタト
土御門殿ヘ御尋被成ケレ共終ニ不云後ニハ不
首尾ニ成タト承ル○月ノ内ニ在ル影ノ様ナル物
ハ地ノ影ニ明鏡ニ物ノ移ルト全前ニ○事ニ依テ
陰陽ノ配當必不定尤ダイ古ヲ陽右ヲ陰トスル
ハ東陽西陰ナル故ニハタラキノ片ハ陰陽ハ物
ニ寄ル弓射ル時ハ左用大用ナスカ故ニ物書時
ハ右陽ニ右用是ナスカ故ニ○聖人南面シテ物ヲ
定ト云コトニテ天ノ形ニカタドリ日ヲ南ニ請タル
國ニテサヘアラハ西土ヲ日本ト南ニ向ヒ事ヲ定
筈ノコトナランカ○陸奥國田村郡大元明神ト稱ス
社アリ此神ト一体ナラシ是國常立尊ナルヘシ安
藝國廣島ニモ此神有ヨシニ○當國諸社ノギヤウ

ジドノハ古ヨリノ丁トソ佗國ニナキ替リタルヿ
ニ○長濱若宮八幡宮ハ源惡源太義平靈ヲ祭ルト
傳ヘ云未正說ヲキカス武勇有タル人故新八幡ナ
ト云タルニオコリアノ宮八幡宮ナルヲ惡源太靈
ヲ祭タルト云傳フニヤ又實ニ惡源太靈ヲ祭タル
ヲ八幡宮ニトナヘ違タルニヤ坪馬ノ時持廻ル笈
ハ卯(本ノ)筥カト思ハルヽ○當國諸社ノナバレ佗國ニ
テハ御旅ト云当国ニテハナハレト云所考ルニ各
役々ヲ勤ル誰ハ何役タレソレハ何役ト名ヲ付ル
故名張トイフ訓ニヤ○五ハヒ作リト云宮作リノ

法ハ仏說ニ神道ノハ唯常ノ人家ノ通ニヤネナト
ソラシテ作ルヿハナシ伊勢加茂ノ宮古法ニ○八
幡宮ノ敷地ニ生ルモノハ鳩ハ食又モノト古ヨリ
申來道理ハシラス我等ハ八幡宮ノ敷地ニ生レタ
故俗ニ隨ヒ食又ニ○山本勘平ト云神道者当國ヘ
來リシ中ハ出家ニテ名外道ト云本國ヘ帰テ後改
テ儒者トナリ又神道ニ志シ毎年伊勢ヘ參先祖ノ
拜神毎ニスルニアラズ元祖ヨリ末マデハ一拜扨
父母ノ拜ハ別ニスルニ凡先祖ヲ祭ルニハ元祖神
ニツヾマル故ニ御神体モ一ツニシテ祭ルニ儒佛

ト大ニ替レリ○草柄ノ大小神前ニ不苦之伊勢神主衆神拝ノ片着ス狩衣ニ菊塞ノ草有ヲ見ル凡穢ト云フ神職衆専トスルフ之庶人ハママ〳〵ヲ去フナラス家内大勢ノ家ナドハ女ノ火ノ穢杯タエズソレ故神拝ノ時家内ノ火ヲハ尋子ヌ之只已カ身ヲ清クシテ參レハ能之乍然死人ニフレタハ百日ノ穢之問食次火ハ如何翁曰ソレモ一七日程忌ヘキニヤ悔ニ行斗ニテハ穢ナシ○御祓ヲ請備ヘ奉ルハ年内ナリ凡春ナリ凡来タ片カヨカロフト思ハル

○祭文

嗚呼昔我与先生邂逅相遇岡本氏家ニ始聽大學先生志豪力雄默ノ識鈎深窮微洞暢古今萬理無不通明予雖無交舊情予叔兄密ニ隔萬里有師弟親仍茲予又均骨肉慕先生雖然世間恐亥久ク不通ニ疑文今年六月有受赦予悦之甚九月行ニ岡本家有祭神然則見ニ先生予舊来欲解疑文嗚呼哀哉七月二日聞来訃何痛如之先生之死為可恨庶クハ英靈兮其来受予菲礼哀哉尚饗

右安履亭野中婉女祭谷重遠先生文出詒謀記事後篇

○野中兼山先生別業　千規云兼山傳（不レ知ニ何人作一）及南学傳トモニ中野ノ別業ニ作リ陸ー沈奇詒岩村郷松本

村ニ作ル今其所詳ナラス

土佐先賢傳野中良継傳云土州宰本山領主稱傳右衛門名ハ止字良継姓ハ野中氏小字左八郎少ク長メ称ス傳右衛門後称ス主計又改メ称ス伯耆最後復タ今ノ称ニ号ス兼山ト晩ニ更ム高山ニ高祖道永世々為ニ濃州清水邑ノ著姓伊藤潼静著ハ所の野中遺事畧ニ曰美濃国伊尾ニ住ヲ北山道永山武称山と云是野中七郎右ヶ門支配の山之御在所ハ清水と有清水ヲ壱里北ニ伊尾と云在所有野中君の先祖居ヲ云と云美濃邊宗利ク書附ニ清水伯仙君の御屋鋪有と申ハ則繪圖を差上る云々

妣ハ齋藤氏同書ニ云美濃齋藤ノ由承る曾祖伯仙同書ニ云清水ニ住ヲ云々以ニ善撃ヲ劔ヲ聞ヲ同書ニ云濃州衣斐丹石ノ御聟也丹石ニ流乃兵法を修行し玉ふ上手の誉也有りと承る

妣ハ衣斐氏皆不仕祖權之進今按ニ良平と称ハ仕テ本州土岐氏ニ而有ニ戦功ニ後仕ニ土州ノ牧君

妣ハ即牧君之妹也今按ニ院様の御事也慈仙父ハ勘解由字ハ良明系図ニ云山内勘解由良明一豊公勘解由を養君ニ被成中村二萬九千石被下置妻ハ羽柴三左ヶ門輝政公の姪荒尾但馬女也有子細中村を出京都へ浪人備前ヶ現米二百石御合力被成云々○遺事畧ニ曰土州中村を知行し給ふ御意ニ應し玉ハさる故有て下田より船ニ召出去て播州姫路ニ行ヲ時ニ池田武藏守殿備前播磨を領し玉ふ良明君と樞機ありて一万石賜へとも辞しヲ依之年々米貳百石を賜ふ又後ニ京都宰町ニ杏田庄右衛門殿の御屋敷ありそれニ居ましまふとうけたまはる

土牧君賜ニ姓ヲ山内ト居ル無シ何ヲ有ル故而去リ寓ニ洛陽ニ池田武藏守賜ニ歳廩二百石ヲ妣ハ其ノ宰荒尾氏之女也同書ニ云武藏守殿家老荒尾志摩妹也継室秋田氏同書ニ曰荒尾氏早世の後摂州天満尼崎又右ヶ門昧氏姓秋息女

を娶て良継君を生玉ふ右又右ヶ門といふ人今に天満に在て男人の様にハ申せ共鑓を持せ若黨と

清ゑ毎年江戸参動御目見有之

良繼ハ秋田氏出也元和元年乙卯生

於播州姫路ニ權之進弟ヲ稱ニ主計ト字ハ益継仕フ土牧君ニ同昏

に云御若名久助君○一豊公近江長濱を領玉ふ時分より益継君仕へ玉ふの由を承る又夫より以前と申に委しくハ不存先主計様と申ハ此事也○先主計様御入國の後男の事を知り玉ふと承る○元和元癸亥年十月六日卒し玉ふ

權之進卒其妣山内氏再ヒ適ニ益継ニ其子玄蕃字ハ直継(ナホツク)為ニ本州ノ執政ニ同書に云御生迄ハ成程直嚴にしゝ諸人恐怖

する事良継君よりを越えなふと古き者申候○御一代の内度々御誉れ多し大坂御城御普請之節御目附日下部(リサカベ)五郎八殿と御せり合被成天下に隠れなき事也○往古忠義公御勝手成せられに上方江戸御借銀多く御参勤被成かゝる御国衰微に及ふ爾来の御仕置に候ハヽ弥御勝手御詰被遊仍之直

継君へ御頼ミ被成御受被仰上て後上方へ登り玉ひ借方の者へ御断被成三年の内に御返済可被成との御受合の上京都に伊藤源照大阪に川本太郎右ヶ門を置とゞき御仕置ハ小倉少助片岡武右ヶ門也扨鉄砲の者百人御抱本山の北白髪山にて檜杖を御仕成也奉行ハ馬渕八左ヶ門遠藤茂左ヶ門也右の材木阿州へ出し大坂へ為登金子にして御借方へ不残御払三ヶ年の中にてさゝと御拂仕舞其余銀を直に御預り被成而御銀藏へ納り来々御富貴にならしをなふ○忠義公より本山千石を拝領し玉ふ百人の鉄砲の者凡御預に成百人の者凡直継君の御進退次第也○是より後百人の者凡毎年御材木を仕成上方に而金子にあし御銀藏に納る此後に御仕置方に又貳百人抱て材木を仕成に貳百鉄砲といふハ此事也○寛永十三丙子年十一月十八日卒し給ふ御歳五十是又火葬にして要法寺に葬る○系図に云妻ハ安藤九ヶ門姉也云云

直継無子養ニ良継ニ為ニ之嗣ニ直継卒太守

忠義君亦使ニ之摂ニ行国政ニ時ニ良継財(ワツカ)ニ弱冠伐

觀雄偉器質方重會國家多宿幣因疏數十條以上
太守嘉納悉從其請大要皆除奢靡易風俗之事也國
内有二鉅野曰香々美曰山田其土雖沃而野高川卑
故振古不能灌溉良繼　其官屬小倉氏（今按称小倉弥右衛門政
義）恨謀發民鑿溝引水昔者秦氏之有斯國也鄉士百
餘員頗号勇悍秦氏滅故其子若孫或為農民焉或為
商賈焉良繼白于　太守募國中得凡百人使其自開
墾之人給百畝餘而為永業猶秦氏時之例錄是鄉士
逐年繼出者及千員又疏高岡弘岡之大澮以為農民
之助沃中野日出野之二川而為舩漕之便其間擘山
嶽摧巖石勞費不貲然向之磽野卻為沃野瘠田遂為
良田民到于今稱之其施設豈細故哉土豫兩州界有
澳島固漁釣之利甚衆二國之民相共爭之久而不平
良繼銜君命而按行島邊選官吏以求舊記考事證分
量既定而質諸東都官府以兩造辨曲直官符乃降果
為本州屬島（遺事略云去明暦二丙申年沖の島境目の公事起りて島の住人三浦源五郎庄
屋与兵イ林云者を初め島人数多衣斐金左イ門安積次郎作手島喜六其外役人江府へ被遣一左右次
第御下り被成筈之処六月廿七日之昼九ツ時に江府より飛脚到来し同日申の刻御屋敷を御発足浦
戸より御舩に召回晦日大阪に着なひ七月朔日申の刻斗に伏見閑文をかりに伏見御発駕道中早追
御供ノ士下々凡十貳人以上十三人にて昼夜のさりひなく急りせるひ同五日の夜五ツ時江戸鍛治

橋御屋敷に着ぬひ夫より中御屋敷に居ぬふ○萬治二己亥年の夏沖の島境目の公事御利運に相済○彝継君の御事（清七一明為證人江戸ニ詰ぬふ所に此年萬治二年己亥御暇御拝領あさき御国に下ぬふ）沖の島の公事人役人衆不残召連ぬひて下りぬふ○私に曰沖の島ハ元来土豫両州に属に明暦中争論起りしハ境目の事にして全島のゆらに此傳にいふ所甚非也

安藝郡三崎者海南之絶際而突出沓溟之中天下風濤之險悍是其尤可畏者也況西距土城十八里北距甲浦十二里其間絶無可泊之港是以往来客船或投於南極外或葬於魚腹中自昔至今不知幾千萬矣　邦君有憂之俾良継相攸于此其瀕海曰室戸偶有泊漁舟之湾然石地磊砢無寸土無細沙且波底有三大器僉曰縦有成港不除此三器則舟船出入時必碾破良継曰俞於是師群吏設方略廼具畫及書以請于東都已得允而後課役夫鑿石地又築堤塞於三器外填以土嚢俟潮退時暫時伐碎之其港遂就深八尺有餘可泊船百五十餘艘恰如良工彫硯池總用工役三十六萬五千有余人費黄金一千二百有餘両肇於寛文辛丑正月告成於三月至土人嘉其功作俚謡以頌焉其後来觀者皆驚曰是蓋神靈之所為人力不至於此矣爾来海南往来之客船得永免乎覆溺之害矣其詳載在別記良継初留心於禪將超然領悟既而讀四書及濂洛関閩

之言渙然曰吾道在此何得旁求於是乃棄異学専講
正道匪直此耳凡駁雜之書猥釀之語未嘗一觸于目
矣當時正学之書未有的知為可信者是以人間亦罕
有焉良継百計購得程氏集説而甚器重之朝誦夕思
以為脩身之法最在於斯其後句讀章句大全集成等
書継々而出皆良継表章之力也遺支畧に云御若年の時ハ禅学を被成
話則を抜けなひ中々御器用なりしと承る良明君常に禅学を好ミなひ依之御迹を慕ひ思召て禅に
入をなふと仰せられし○御歳二十三四の頃儒に入なふ良継君常に仰をらきしハ其頃小倉弥右イ
門御庵従とりし時江戸御供みて下らせ良継君より禅乃書句草紙と云を求て下し賜ハれと仰を遣
されをれハ小倉氏被申越ハ其書ハ待なく江戸に儒学と云てあちを学文をやる是て無きハ天下国
家ハ治らさる由被申越其大義を暁し下らせて後に良継君に授けらる夫々儒学を信し思召たると
承る○其頃御国中に儒学ハなく只寺々の坊主の
ミ佛学を知のミにて小学四書五経の事を知者な
し此文字讀抔をハ知る出家も有り良継君独り御
思案有て四書の内大学を見ぬひ此大の字有ハ定
めて大成義にて知り被成ひたきつなるへし中庸
ハ中の字あ是ハ大学よりハ御知被成安うるへし
と思召なふ他にこの事を思案する者なしまして
以後ハ先に学ひ以後れを後に学ぶといふ次第
を知る者もなきれハ先中庸に御取掛り文義を見
むふにそせ御合点ありぬひ中庸の奥義をさとり
思召大学論語孟子の義を取りぬハ後して知り終
ふ真案寺といふ一向坊主あ是些講釈なて残し
て四書の事を物知り顔に申れを聞召て本山へ召
行むひ上の坊の古寺にして講釋なとをを丑ふに
古法の今によ添し知物を又(此処脱字有カ)そてに集て書となす
となり小註に今乃小学の書となりて又朱子ののさ
まふに小学より大学に入ると有れバ小学といふ
書有へし此書を御覧し丑ハ祢ハ学問の次第分明

なられ候と真乗寺ゟ問ひゐゟ真乗寺申候ハ其小学と
いふ書上方に在といへともそれハ子供の読もの
ゟて何の用ゟ立ものゟてと無由を申候良継君思
召ハ兎角小学より入らねハ学問ゟハならさるゟ
扨かしる事を申しつるその哉と仰を語り玉ふ
冊小倉弥右衛門差上御竜大夫従よりて江戸中氏心行を十日唐章句書を一紙張
玩ハレ或晴野中氏大李或れ問ノ中よ竹り小学弥右の書門の
事と見出され色々求らろれろる買出し竹中弥右と書て
ト去人讃州行中去信カ州父十り大津とやらんふゝ買出したナ様へて御
学集成の唐本を当御国へ持参に其右薩ナ様へ小
頼ありて薩广様より宗對馬様へ通し王ひ朝鮮御
目をりけて朱子の呑と買越さル其とりしゞ後天明
下ふ朱学次第ふ盛ま成ルり
本文ト大日小異あり　秦山翁朱学伝来記〇
扨京都へ被仰遣られハ小学集説点附の私本有之
とて下るを見玉へハ愈思召るゝ処ふ叶ひ御大慶
不斜小学の書と云ものあらハ如何様の本
なりとも御求被成度由を被仰遣られハ高麗本の
小学集説唐本の小学句読因合璧因評解因大全色
々異本とも御求ゟせなの小学よりて大学ふ入所め
道を舷をとり給ひ次第〳〵ふ御学問進ミ深淵の平
了入ゟゟ〇美代重成跋ニ室戸巷説ニ云良継甫十七歳
続国政焉慨然以為其立於人之上執事者不学牆面
莫有所下手哉而未知其方且莫師友講書初訪瑞應
寺知禅門也識寂滅之訓非人道之用而洒然舎之時
有旅僧宮真如寺講解論語且到聴之真乗寺時中講
説論孟方執弟子之礼自虚受之於此略知儒学之大
瞽焉後滑四書大全見大李惑問曰古法之宜於今者
亦既輯而為書矣卿於是始知有小学之書於四
方滑小学章句大全使家人写之与友士讀之最後獲
陳選句読与長澤文蔵小倉政実講習之終鋟梓以行
於世焉於是学者識不講小学則大本不立矣而莫所
帰著国人亦習風而至比屋蔵其書城南吸江寺僧
絶伝識強記英敏蓋世嘗有逃禅帰儒之志因招之
相共講習且勧使還俗即山崎先生是也　遺吏略ゟ去　毎年両殿
様江戸御参勤之御跡ゟて御知音中御同李之面々
本山詰被成大勢之御客衆也昼夜御学問の御詮議
繁昌之御事ニ也　客衆上下の賄ハ皆此方の御造
作也真乗寺本山へ参る時も　有絶瓢主出家とた

於て山崎闇斎と申仁上議をもかゝり思召て両
殿様御上京乃御戻り船ニ乗セ参らせて永田宗意
御許ヲ置せられて夫より本山ニ呼五十ニ本山へ詰
られし学者衆数人也中ニも小倉弥右衛門ヲ初石
川次右ヱ門安積彦助安積次郎作衣斐角助渡部武
平青木弥三右ヱ門馬渕弥助山崎半兵ヱ杯也其外
今姓名を失念せる○良継君御名ハ止号勇山御隠
居の後明夷軒とも号しなれ○其頃迄ハ朱子の書
類日本へ渡る事稀也毎年櫨屋道清長崎へ御買物
御用ニ被遣時旅寄ねさせ知ニ渡らせらる書物を本
唐へ目録を頼ミ遣ハし何とそ渡せこのしと申送ら
せなれハ夫より其年ミ次第ニ朱子の書杯渡り日本
ニ繁昌せる事ハ此時より之事也語類ハ山内修理
大夫様へ被仰上松平薩摩守殿と御頼ミ被成此御方
之御取持ニて御手ニ入る○朱子大全杯渡るとい
へとも朱子書節要朱子学的儀礼経伝通解自省録
杯云書物渡り難し長崎大唐へ毎年頼ミ遣ハしき
れハ大部の書物朱子の書毎々渡り天下ニ充満し
くるハ偏ニ良継君の御手柄と申仁○小学句読を
慶安三庚寅年此頃点を附板ニ彫らしめなれニ外題

もニ荒木素伯書之山崎闇斎と詮議有て荒木新助と
いふ転点を付板之新板の小学句読出来し御國へ下
し此新板を以文字読ミ又ハ文義の講釈繁昌也然
ハ有といへとも免角小学本註無てハ成就せすと
被仰て年来求なれしに其後朝鮮本の小学本註渡
り京都ニて求めなれハ直に夫を板ニ摺て天下ニ
てしめらる其摺所の本ハ無点又其本ニ点を附
て天下ニ流布せる先年板に摺ニ所ハ無点本も世
ニ在候見えす是のなか朱子学的自省録も
良継君の御求本と其後板ニ摺らせなれ自省録ハ
素り朝鮮本也一先御国へ取寄せ玉ひ書写し其
うせ御ハ又京都へ御登せ其後板ニ摺と兼る又其
本ニ点を自二冊ニしき点附の自省録あり○小学
素本一部を二冊ニして童幼の為ニ摺らしめなれ
筆者ハ小倉弥右ヱ門板本ハ川本宗見と申仁○玉
山講義。仁説。刑经。夙夜箴。敬斎箴の類良継君の御板
有り村山平楽板を摺て天下ニ充しむ後ニ其板ハ
御國へ取寄せ玉ひて御國ニ在り○書物の義年々
御手遺被成る故ニ十三経。廿一史。文献通考。通鑑
綱目。三才図会杯と初め四書五経の異本其外未啓

亦至近朱子大全語類其へ〳〵結構なる御書物其数を不知尤和本類影敷御藏に充満たり記そに遑あらん○正保元甲申年天子御即位忠義公の御使者として良継君参内し給ふ○室戸港ノ記曰會於山崎先生日夕議而学益進曰学不ㇾ者考亭夫子則聖経賢傳不ㇾ明斯ニ朱書切焉依ニ於對馬主ニ得ニ朝鮮板朱子語類李氏自省録記ニ於長崎官士ニ得ニ朱子文集語類各両帙公餘熟読手不ㇾ釈ㇾ巻云云先生自負ニ英敏ニ不ニ然ニ可人ニ及見与ニ良継切磋動出ニ乎人意之表則深以歎服比ニ先生居ㇾ浴也歳継ㇾ粟又遣ニ小臣数人以受ㇾ学焉平生事ㇾ母孝定省不ㇾ惜出入必告慶安四年辛卯四月丁ニ母憂哀毀踰ㇾ礼衣衾棺槨必誠ニ必信ニ到ニ六月ニ葬ニ於米地本山其間行程七里山路嶮巉徒歩而後柩其儀一如ニ文公家礼ニ致喪三年於ニ其葬ニ也或穿壙或彫ㇾ石役夫殆千人夜以継ㇾ日遺支畧に云慶安四年辛卯四月四日御母公直ㇾ信院君卒し玉ふ○良継君御孝行に直信院君とあの絶奉らせ事へまほ里なふ御逝去の後衣衾棺槨悉く文公家礼によりなふ三月を経本山の帰全山に葬りなひ碑石をもてなふ碑文別に写し記に山崎闇斉筆を取る○帰全山の記有り是亦山崎氏筆を取別に写し記に○室戸港記跋曰據ニ於文公家礼丘氏儀節ニ行ニ葬祭ニ能居ニ三年喪ニ人家化ㇾ之不ㇾ禁而火葬熄ニ民帰ㇾ厚矣嗚呼良継我邦道学之鼻祖也云云○子規云當国の昔も他邦ノ如ク火葬ヲ用テ執行ヒシヲ兼山氏執政ノ時堅ク禁シラレケレ尤最初ハ行ハレ難クシノヒ〳〵ニ火葬スル者ノ有ケルヲ尚深慮アリテ当時有罪ノ者窄舎ニテ病死シタル者ノ骸ヲハ焼捨ニイタサセケレハ再ヒ令セスシテ忽チニ止ミケル由近世叢話ニ見エタリ東都流言ス良継信ニ耶蘇学ヲ築ニ城ヲ米邑ニ以謀反邦君時ニ在ニ東都速召ニ良継馳趣ニ東都人皆危ㇾ之良継曰予之葬ㇾ母共ニ為

子職而已矣若夫非意之來乃天命也何懼之有既而
官府辨其眞偽嫌疑遂釈然近世儒葬之行亦以良繼
為權輿秦山集曰浮屠葬法創於聖德太子儒法之葬始于羅山及土佐野中氏京都儒葬僅三十年
来所見也先哲叢談卷二曰朱舜水答安東寺約書云前聞久留米磯部勘平目下行三年之喪今日有書到
者云土佐大夫野中傳右ヶ門葬母父依聖法甚悪佛氏居喪三年不弛往々使國中行喪礼如此則貴国非盡
呂邪教陷其親特人自没溺而不能耳此後有行之者亦不驚世駭俗居今反古不足慮也
先是本邦未聞有營家廟者良繼初建祠堂日燒香參
神亹々不倦其諱日時祭朔望節序拜謁之奠供之悉
從古礼以為恒方其時祭延族人及知舊談饌飲福自
餘考用礼文大抵皆此類也遺事略云曰慶安三庚寅年祠堂を建ゆえて御祖
を祭りなふ當国法祭の初之御家祭礼等別に書記れ斯に記にいとまあらず其聽政也明
敏果断能辨是非及小倉氏卒事無鉅細必躬臨之不
以勤労為憚東都諸老列侯達官素聞其名而訪其舍
者衆繇祖父已来未地号七千石邦君嘉其勲労歷
年益以三千石陸沈奇談曰寛永十三年丙子冬養父遺領并慈仙院様御化粧田五百石
自分部屋住領五百石無相違被仰付其後千石御加増外に与力卿士五十人合六千九百八拾石五十人
之領知を外にして一万石の分限也寛永八年辛未より御奉行職被仰付云云凡一萬
石邦君父子到其家供饗盡美猿樂諷謡鼓吹極曲
然後毎日招郷大夫及諸士設饌點茶相共娯樂焉蓋
自初用事至此已垂三十年凡一國之政咸繫一人之

身且ツ性本剛介疾惡不能容人之過以故与物忤ツ邦
君之眷遇愈厚而群臣之媢疾益深會有属吏以掊克
爲事者於是謗議蜂起大臣連疏以訟政事闕失寛文御改
更記を按ゆるに深尾出羽殿同因幡山内下総連疏ナリ良継自効乞致仕許之
乃屏居乎香々美郡中野別業杜門掃迹惟以讀書講
学為樂有故舊来訪語逮時政則笑而不應寛文三年
十二月十五日以病没享年四十有九十七日葬于城
南潮江山陸沈奇談曰寛文三癸卯八月二日香我美郡岩村郷松本村へ蟄居被仰付同年十二
月十五日於謫所卒は行年四十八と云或は云るハ傳右ヶ門頓死ハ自身毒ゆゑ死ぬとも云又
自殺也ともいへとも左ゆゑあらん持病の疾喘急ニ起りたまと云○要法寺過去帖曰惠相院日相野中
傳右ヶ門良継行年四十五○南路志人物志明和八年高岡郡八田村に祠を建春野明神と齋き祭る
子十人長子女名順夭次女名采嫁濃州高木四郎左
衛門尉皆公文氏所生次男清七字彝継承父讓爲本
州老其母池氏次男名欽六其母公文氏次男名顧一
郎次男名畏三郎皆先夭次女名寛次男名希四郎次
男名貞四郎次女名従皆池氏所生也陸沈奇談曰長男清七次男欽本
六郎三男顛一郎四男畏三郎五男希四郎六男貞四郎女子四人也○系圖曰女子高木四郎左ヶ門妻野
中清七一明母池氏野中欽六明継母公文氏野中希四郎継業母同清七女子名寛美濃部氏女子婉母同
清七女子將母美濃部氏野中貞四郎行継母同清七○遺事略曰野中清七一明君正授院巖享良威延寶
七年己未六月十三日於宿毛卒去享年三十一野中欽六明継君法名不知天和三年癸亥九月二日於同

聘卒去野中希四郎継業君自證院法雨日明元禄十
一年戊寅四月十七日於田所卒去於寛様月光院清
白妙浄享保十四年己酉十一月十一日於田所卒去
於婉様法名不知号安養亭享保十年乙巳十二月晦
日於朝倉卒去於将様清曜院即誉浄心年号不詳享保
六年辛丑七月廿七日於宿毛卒去野中貞四郎行継君
解了院唯心元録十六年癸未六月廿九日於田所卒去明一年三月以父故適子以
啓發距ヘラ且三十年想墓本(カ)拱矣撫ニ念疇昔ヲ為レ之慨然
雖羊硯荒蕪猥瀆惟恥而恐ニ其学行之美経済之業永
以湮没(セラ)因紀所レ目所レ耳之梗概緊而不レ溢美不レ失實以諗(ノ)
終焉為(ラウス)庇富強之基居衰則

無レ恥ニ乎東走子一既レ而乃有レ優ニ乎西一門一豹継レ純矣慶レ吾於
郷士ニ見レ之矣人一力補ニ天工一於鑿石港ニ見レ之矣加ニ之
教之行下至ニ氓隷一會未ニ之禁ニ而自不レ用ニ夫化一聞及ニ近年一
迺又有下弥ニ棺槨神主一者非ニ以レ身教者一孰如レ此之従ニ(シ)馬場五六
覚書ニ云野中姓良継十三歳の時塚の津ゟ在れる
時小倉庄助其大器ゟ(ノ)ん入て野中玄蕃ゟ謂
て曰貴殿男子あし幸ゟ塚ゟ在ゟ呼ゟ収養子と(ス)ゟ
へ予視る処有りと勧ゟて呼下さしめ養ゟる良継執
政職ゟ至り津ゟの湊を堀り高岡長濱山田の水利
ゟ大議をなし(タ)ゟ事ゟ於てゟ蜂蜜を紀州熊野より
移し鯉を備前ゟり求ゟ松伯を呼て陶を初ゟ國中
乃永利ゟ心を尽ゟる事多端也〇閑散録曰野中氏
ハ土佐矣の上大夫ゟて学術ゟ富ミ義て経済地理
ゟ長し土佐の地ハ山多くして水掛り悪(シ)然ゟを
山を穿ち溝渠を通(シ)草莱を開き農作の利を為り
又長曽我部の遺臣浪人(ニ)て國中ゟ多くすべて

を各田地を与へ両刀を帯る事を許し郷士とし一
郷に五十余の郷士住せる郷あり今に毎年正月十
一日侯の前に出て甲冑を着し馬に乗る事也春
臺が経済録に土州薩州に郷士有て古の兵農の職
に叶へりと云を此事也○先哲叢談巻之兼山傳曰
嘗来江戸及帰期也致書郷人曰土佐無物不有自江
戸齎帰惟有蛤蜊一艘耳海路幸無恙以帰日饋之衆
以為嘗異味計日待帰既至則命投其所漕於城下海
中不餘一箇衆怪問兼山笑曰此不独饋諸郷使郷子
孫亦飫之也自此後果多生蛤蜊遂為名産衆始服其
遠慮　一書兼山傳曰土佐有海鮮奥故於浦戸沖作
碇巖集於鮮魚猟師悦之○燕居偶筆曰土州にて野
中氏仕置ヲヤシオ一ツノ沼川アリ石一ツモナシ
是ニ依テ奥寄ルコトナシ其奥山ヨリ柴舟ノ来ルニ
申シ舟テ下ル度毎ニ手比ノ石ヲ四ツニテモ五ニテ
モ勝手次第ニ舟ノ端ヘ入レテ此川ヘ棄ヘシト云
舟ル也別メ大義ナル丁無レハ日々柴舟ノ往来ス
ルニ如是シタリ當分ハ何ノ益モ見エネド今ハ此
川石川ト成テ香魚大分上テ上ノ重宝トナルト云
ヘリ此ラノ真ハ小事也ト云尻是ヲ以テ野中カ仕
置ノ心入レヲ見ルヘシ○韓川筆話ニ曰ク兼山野
中氏曰後来仕置方ヲ善スル者我ヨリ上ニ越ス者
幾人モ有ヘシ只六月ニ當年ノ米ノ官價ヲ立テ不
違者我カ如キハ有マシト也通議ト云ヘシ○又曰
常通寺の後の田百年前大なる渕也野中氏何かし
と云徒目附の者其辺に宅ヤルニ語ラク此の渕の
邊其方領知にせハよのらん数十年の後熱田たら
んと高橋うけがハさりしり今最上の田とかれり
豚諸宋祖尤賢乎哉吏考近世郷大夫忠出其右者鮮
矣才大不容於邦性嚴被忌於人俾其歛鋒鍔落芒角
而馴致乎中和之域焉則雖古之名郷未能過焉不幸
與時齟齬坎坷而終身嗚呼惜哉　先哲叢談曰兼山性嚴毅其行政也峻法
無貸其友小倉三省毎諫曰古之功臣善終而福禄及
子孫者皆德量寛大重仁布恵若夫嚴利重罰雖一時
為効其積怨畜禍亦未有自全者吾子熟慮之兼山以
為善言然終未能改三省没後彈劾益多驕奢日長由

国立公文書館
National Archives of Japan

是怨議紛起遂与諸大夫隙アリ無レ何貶黜尋テ病後或云賜
死尽ク没ニ入其家ニ方レ将レ毀祠堂ニ威靈忽見無敢近者云新
井白石嘗称其経済為知慮自絶人森不染居士射栗
山伯栗書云近来土州有野中某者開経学崇宋儒為
邦輔治而性質嚴酷撃レ非如レ鷹不能全其終可惜焉耳
○塩尻曰土佐の君山内氏曾て野中主計某を用ひて
國政を執らしめらせし時或人云野中氏ハ代々の
家臣とハいひ殊に聰明にして学を好ミ文章あり
て道を正しくせされと一人にて權を專にし他に
譲る事を知られ危ふし身と家と亡ぶあんことを
云しとそ果して横死して家絶れる器中凡今の学者若
時ニ用らせハ如此禍ひ有へし欽々哉○今按せるに
賜死し横死とはハ皆誤也
陸沈奇談に従ふへし

○怪異 淵岳志落カ本ノ云香美郡山田郷ノ内平草峰ト云取ア
リ此山下ニハ在家もアリ此山ニ山通ト云物アリ
長一尺五六寸ノ蛇ナリ時有テ飛行ス其飛フ井ハ
恰モ大風大浪ナトノ音ノ如シモシ物ニ當レハ巖
石樹木ノ大ナルヲモ速ニ倒シ崩ス其勢ノ烈シキ
フタトフルニ物ナシアル時草苅男ノアリケルカ
三尺計傍ヘ物落タリミレハ彼蛇ナリ落ル時ハ勢
モナク落テ地ニ在井ハ常ノ蛇ナリトマチカク見
タル人ノ語リシ也千規云半鐘ノ中ニテ至テ高音ナルヲ本國ノ俚言ニ山通シトイ
ヘルハ蓋コレヨリ起レルナルヘシ

山通

知禧按螣蛇ノ類ナルヘシ時珍本草綱目ニ飛蛇ノ條山海經ヲ引テ螣蛇無足而飛ト云ヘルニ適ヨセリ

○植村并大法寺村 近村ニ植田植野トイ
フ名アリトモニ上エノ義ニテ土地ノ高キ
方ヨリ起レルナルヘシ大法寺ハ寺号ヲ

以テ地名トナセルモノカ父養寺母代寺
蓮如寺村ノ類ナリ

○地高六百拾六石八斗九舛貳合
本田三百四拾六石六斗三合
新田貳百七拾石貳斗八舛九合

○家高百貳軒

○人高四百三拾四人 男二百四十一人内浪人三人内手足達者
他支配家高拾二軒人高五拾二人男廿七人女廿五人
格差出家高壱軒人高四人男一人女二人

○白王權現

○兒宮

植村大明神

○萬福寺 禪宗 瑞應寺末

○古領主植村摂津守 十二人衆ノ一人也

○楠目村 名義思ひ得ル

○地高九百三石六斗六升三合
新田二百四十七石五斗八升九合

家高貳百四十八軒

○人高千十七人 男五百七十二人女四百四十五人内手足達者百六十六人
他支配家高貳拾四軒人高百十七人男五十九人女五十八人
格指出家高壱軒人高四人男三人女一人

貴布祢明神千規云山城国愛宕郡ニ所レ祭ノ貴布

称ノ社ハ闇罔象女神ニト今在記ニ見エタリ蓋曰
神歟

○大本明神

田所明神　千規云田中明神ハ豊宇気神ナルヨシ
ナリ此ノ神モ亦五穀ニ由縁アル神ナルヘシ東鑑ニ
田所職トイフ官名アリ

○浦照山成就院吉祥寺　五代山未

此寺ノ什物ニ涅槃ノ像アリ蠹簡集拾遺云

奉施入讃岐國

多度津毗沙門堂為法界衆生平等利益

沙彌如願寫

嘉元三年十月日

繪師都大夫法眼筆

右香美ノ郡楠目村浦照山成就院吉祥寺所藏涅槃
像之裏貼之凡二枚繪師者古今著聞集第十六畫
圖部所謂繪師大輔法眼賢慶而都ハ者蓋其姓也乎
此ノ像モ亦乱世掠奪明ケシ矣

万松山豫岳寺　瑞應寺未　寺領六石

古城　山田城主山田丹波守居之二十年秦國親カ
為被亡千規云田地ヲ数フルニ古ハ何段何町ト

イヒ中古ニハ何貫トイヒ後世ニ至リテ何石トイ
ヘリ扨地高何貫トイフ事トリ〳〵ノ説有レ𪜈イツ
レヲ當レリトモ覺ヱサリシニ本國日下(クサカ)村ノ畝(ホノキ)名
ニ壱貫屋敷トイフ所有リ其地三反拾六代四歩アリ
トイフ三反拾六代四歩ハ千坪ナレハ貫トハ千坪
ノ丁也トシラル一貫(錢千文ヲ一貫文トイヒ千匁ヲサ)匁トイフカコトシ
レハ壱貫ノ千坪十貫ノ壱万坪百貫ノ十万坪千貫
ノ百万坪也假令ハ三千貫ノ領主トイヘハ三百万坪六百
万疊敷地石壹万石ノ領主也自餘ハ推シテ知ルヘシ
張帝ニ貫トハ千坪ノ丁也トシラル直方按此説恐ラクハ非ナラン其ハ故ハ往昔一反ハ三百六十坪ニシテ一坪ハ五尺五尺四方ニ右豊臣氏改之テ六尺ヲ一坪トシ三百坪ヲ一反トスト云リ然ラハ三反十六代四歩古ノ千坪ヲカナハス
談議所　古領主　西内常陸介
和行何貫ノ丁山本北山カ孝経樓謾筆諸ヲ挙タリ参考セハ的説得ヘシ今忘レタリ
貞太先生貫ハ永年錢ノ貫ハ敬田也ノ貫ニ

○小田島　同　江本監物

○山田島　同　川久保將監

頭書ニ
國沢秦氏系圖曰國司秦某老辞レ職留其両子於國之
左右一ハ長宗我部一ハ國沢也近世所相承藏人生子二
長右近次ハ小次良右近生藤次良藤次良生子三長ハ猪
之助次ハ四良兵衛季猪左衛門小次良生宇右衛門宇
右衛門生弥三郎弥三良生子二長八右衛門次弾四
良猪之助生子二長藤大夫次利大夫四良兵衛生子
四長左市郎次藤左衛門次七左衛門季清右衛門猪
左衛門生子所右衛門此皆各有後今多家千香我美

郡山田野矣

山田堰　井流三个所　中堺　寛永十六己卯年鑿
正月十六日ニ始リテ三月十四日ニ成ルトイヘリ　上堺　正保二酉年鑿

船入川一万治元戌年鑿　岡本氏ノ昔仁尾何某ナル者アリ大富有ニテ居第ノ物部川ノ傍ニ造リ頗ル騎奢ヲ極ム遊前ニ一ノ藤樹アリ棚ヲ川面ニ構ヘテ荘観トス嘗テ樹ノ繁茂セヽ肥ニトテ一疋ノ牛ヲ殺シテ埋メケルトソ此一支ニテモ自余ハシラレタリカクテ此ノ宅地ノ所井流ヲ鑿ツヘキニ官議ニ決シテケレハ其旨ヲ委曲ニシ他處ニ宅替ス

ヘキ様命シケルニ何某荅ヲ僕カ居所ハカシコクモ御當家御入國遠カ以前ヨリノフナレハ官命トハ申セ共得ツソ受ケヒカネトイフコハヲ以テ其旨野中氏ヘキコエ上ケレハヨシ〳〵トノミ宣ヒテ即日カノ宅外一圓繩張イタサセ今両三日ノ中此地ヲ立退ズハ焼拂モノナリト大札ニ昏テ建サセ給ヒケレハ乃速夜ヨリ牛馬數疋ヲ以テ調度ヲ土佐郡薊野村ノカレカ扣地ヘ運ハセ居第モコト〳〵ク三日ノ申ニ毀チケルトナン今ノ仁尾清大夫カ祖ナリケルトゾ　薊野村仁尾カ宅地ノ跡ヲ今モ仁尾ト誌キ名トナレリ　創業

ノ世ハカクコソ有ヘケレ

張岳ニ云

一木權兵衛ハ百姓ニ非ス長曾我部ノ遺臣之長曾我部亡テ布師田村ニ屏居ス武ヲ好ミテ家多ク兵器ヲ貯フ亦学ヲ好ミ常ニ谷三助等ト往来ス三助一本ニテ作ル所ノ詩今ニ傳レリ

此時ノ刀トカヤ野中氏山田ヘオモムカレケルカ布師田村ノ大道ニ於テ僅ノ間ノ所ニ井流ノ二所設ケタルヲ見ラレテ関ノ正南ト少シ西ノ方トニ鑿チアル井流之トソ今ニ権兵衛井流ト云大ニ感シ給ヒコレハ孰ノ所為ナルヤト尋ネラレケルニ當村ノ百姓權兵衛カ計ヒニテ候トキコエ上ケレハ此所ヘ呼ヘトアリ直様御前ニ出野中氏感シラレタル意味ヲ宣フニ權兵衛カ意ト如レ合ニ符節ニ乃チ即時ニ召連ラレテ三ツノ井匣ノ鑿ノ刀ヲモ謀ラレケルトゾ終ニ登庸本用トアリアリテ士列トナセリ實ニ一木權兵衛也後室津港普請ノ時一命ヲ海童神ニ献シ大業ヲ成セシモ宜ナル哉所レ謂鴻毛ヨリモ軽シトハ是之謂乎

井流成就ノ後大風雨ニテ大洪水アリ野中氏夜中簑笠ニテ一人ノ従者モ具セス一騎馳ニ夜明前山田島ヘ到着アリケルニ先タチテ堤ノ上ニ簑笠キ

テ北南スル人アリ孰ナラムト怪ミナカラ近ヨリ
テミレハ小倉氏ナリケリ互ニ手ヲ扣テ感シラレ
ケルトソ民事ニ深ク用心セラレシ先哲ノ挙動如
此可仰可尊

○鏡河　逃考云在香美郡山田郷楠目村之東夫木鈔
有歌又越中國在同名和爾雅為當國此河即物部河
摠名也案土佐郡鴨部河謂之鏡河然此号近世新始
呼固非彼河名也
夫木鈔云大治三年八月廣田社哥合月逑懐神祇伯
顕仲卿　わゝミ川ゟけ三日月ハ底ゟミてたゝむ
みそつのたゝのしきのれ　懐中抄　題不知　讀
人不知影ミんとれかひし　ものゝ字鏡川あさましく
ゝ絶しミつのれ

○佐岡村　狭岡カ又小岡カ小ハ借字ニテ
小ノ義ニ非スサツキサ乙女ノサニテ美
称ノコトハナリ佐野モマタ小野佐竹モ
小嶽ナルヘシ
張帝云
サツキサ乙女ノサニテ美称　按ルニタヾ美
称ノスルハ委シカラズサツキサヲト
メサナヘサミタレ皆稲穀ニカヽレル
辞ナリト先哲ノ説然ルヘシ
サ乙女トモノ字ヲ書非ニ乙ハカツノ
カナミヲニアラズ

○地高貳千六百八拾六石貳升五合
本田七百拾五石八斗貳升三合
新田千九百七拾石貳斗

○家高三百八拾九軒

○人高千五百六拾壱人 男八百八拾貳人 女八百七拾九人 内 浪人一人 内 手足
達者貳百七十五人 他支配家高拾六軒人高四百四拾二人 男七十七人 女六十五人 格差出家高貳軒人高十六人 男十人 女六人

○妙見

○大明神

御子ヵ谷 此所ニ社有リ天若彦命ヲ祭レリ地名コヽニ起レリノ序天稚ミコニ作レリ 千類玄天稚ミコ 古今集

○八面權現 後入村ニ祭レリ

○大平 古領主 大平新九郎

南路志續篇稿本　巻四十三

史誌編輯係集

目録

土陽隠見奇談
聞出文盲
長岡郡北江村官府跡
同舊跡記
その記
柳陰亭追遠録

国立公文書館
National Archives of Japan

閲覧文庫

幡多郡沖ノ島畧圖

長岡郡池村住吉池實測引形　明治六年調

同十市村石土池實測引形　同

土陽隠見奇談　完

土陽隱見奇談目錄

一七條市良右衛門妻淺利四民右史と密通に依る七條淺利を討談
一土州西上山平時之雨之談
一同甲浦葛島之蝮由来之談
一向井將監殿之御菓履取喧嘩之事
一淺允權兵衛同心を切る事
一山崎新右衛門野中小兵衛士之金ヲ私仕ル事
一磯部佐右衛門若後ニ以外御尾風意ヒ寫術之事大後換ル事
一山田下總送葉之時怪談
一長短長人相語之事

一小河平兵衛妻幽霊之諸
一富永金右衛門源十左衛門喧嘩之諸
一豊永久之出ル獣呉形之諸
一吉良ヶ峯枯松之沼(ヌタ)怪呉之諸
一梶怒方花岸猶之蔵于殺事花之諸
一津呂浦源源之呉物之諸
一濃尾勘右衛門八田之古道之変化之事
一美濃郡兵左衛門八田之河原之変化之事切付之諸
一北村東平主人与下女之相曲を告る諸
一村田名庵名誉之梨子東却之送る諸
一吉良之女人張先キ之諸
一各々与千四良四忠ヲ水ハジキを得る事
一牧野本之丞作之兄左衛門与西山生之友を与る事
一共源猶左衛門稲角之社糸詣之弟奇呉之如見事
一少林市良左衛門中雅助右衛門与釼術仕合之事
一永雅源作菓津之荷之かゝる鍋果与釼術仕合之事
一土野宇津ノ山之源作望城を打事
一同人額彫之傳土方森作ニ傳へる事
一笛之役石井平三郎天麟和尚同名之事
一三谷山遊史之事
一長沢十蔵忠義公張意入恵前之被召出事
一西佐古城跡之物語
一桂村大ヲ如来利生之事
一三谷山観音来歴之事
一宮延年中光物飛行物語之事
一享保年才日幅二ツ出現之事

一河童奴を成さず狐狸に繋事
一豊永の産婦怪異に誘
一松岡三助樹田越る怪鳥に被食受
一惣角郡為猿（マシ）姫村に見へ物有る事
一野根山心經に誘
一豊公禄法所信作所遊し事
一須濟元亨院岩山に誘
一赤茂平兵衛怪鳥に逢事
一吾丹四郎若冠に於悪女物語る事
一惣角郡伊与森の産屋に家代に戸指さぬ事
一半山の獅師森三兵衛蝮を打事
一香我美郡楠目孫岳与僧持る事

土陽隠見紀誘

寛文年中当西の古浅利八左衛門田雅浦の在役を勤同浦の河年寄に七條市良右衛門と云者有此市良右衛門妻に八左衛門姉子四良左丈惣て通に惹て市良右衛門惣ひ有といへとも証據とすべき事なきを思ひ迄ら日を送りける処に寛文十年の夜同村或与にて諸誘有勤数半殘群集に一日市良右衛門も碓吟に乗りけるに浅利四良左丈も其席に在りて市良右衛門に来るを見て何となく雪を立て傍に市良右衛門心に是必乗当当に来る者なれば思ひ跡を里吟を立て密に家に傍に見れば果しこし四良左丈内誘に在故に市良右衛門云葉を掛け切結び終に四良左丈を仕当ぬ（以前一所平線の河中にて切当るとし四良左丈迄ならると不見市良右衛門も浅手負よりし）此事所詮議の上市良衛門妻名状に明らけ妻は死刑に逢市良右衛門は忠

を追放す。然ば大坂に行、何人となく成田九兵衛と名を改
阿波より妻を呼寄、白髪町に住居致候。浅利四郎兵衛
弟十左衛三郎と云者有、四郎兵衛討死したる時ハ幼少成しが
年長ずるに随ひ兄の敵を討べきと志し、何卒敵を尋んと忠
を立、大坂へ来り心を尽し敵を狙ひ、一日九兵衛近所の風
呂屋へ行けるを兼て待受、十左衛三郎名乗かけれバ、九兵衛
狼狽しけるにや返答にも不及逃行を追掛行、ある豆腐屋の
門内にて切留たり。尾張様御延享三年十二月十八日の事也。十左衛
三郎ハ角前髪にて十七歳也。相手九兵衛兼て負ても能
身有べきと思ひけるにや、大坂にて呼名を浅葉へ弟子に譲りけるハ
武士ハ討るゝ事有べし。若左様の事も有ならバ此書付を示
町奉行所へ訴べしと二通を認し置けるよし。故九兵衛討
れぬる相手の書付を其所町奉行所へ訴しかバ、十七
歳の若年にて四郎兵衛を討し事ハ甚感じ入、弟ハ平生敵討
に逢べき道理なし。以詮議被下度との願ニ付、依之其儀
致り候所、奉行所より坂本波多殿へ訴へ、浅利家より又源(?)兵衛
方へ[illegible]吉田猪右衛門へ、四郎兵衛討候上ハ[illegible]内
来り大目付へ返答ハ、市良右衛門四郎兵衛を討候ハ喧嘩之状
にて喧嘩致候由、[illegible]を処刑され、[illegible]市良右衛門倅ハ家を
闕所に及び出奔致候よし、[illegible]追放申付候者
の事にて太宰豊前守より触[illegible]ハ、久保八兵衛浅利甚五
郎又右月十七日右左衛三郎公儀へ向[illegible]候よし、[illegible]御沙汰
遂出へ御尋の上由緒書出すべしと被仰先大坂へ立越へ
き旨命を蒙り、同十九日忠を立
浦尾幸永より少村市兵衛・又左衛三郎
親族并に以大坂へ親族迄来り
八兵衛ハ浅利八右衛門組頭之忠至ハ
親族之内[illegible]ら伴右衛門
同十八日大坂へ出る、十左衛三郎事ハ
公儀向未だ相済さる故、抱え[illegible]候事も無之、様子不知る八

兵衛事ハ明年殺支配の事なれバ先悪ヘ下るべき由家を請て
翌年四月に悪ヘ下りぬ其後兵三郎ハ旧年ノ所詮議のあり大
名の家士なる以一家ニ而ニ事あれハ容易ニ所放ニ而ニ語ニ
格ニ所詮議有けれども俗なき事故大坂にても御法江戸へ
注進あり江戸にても所詮議格ニ入れれども旦古ノ筆あ歌の又
歌討と云俗あるさに極り終ニ兵三郎切服に極り格大坂いさぎよく
切服しけるや後に悪ニ兵三郎ハ左衛門鍵持に名付格ニ而ニ事をやはり終ニ
二首の歌を添してのきけるとこそ歌にこの事ハ乱行格の上の乱しがみ
思ふまゝ可ハ左れさりけり

土野西山年時の雨の誌

当西西上山と云ふ所にて佐川館内 越知川ト有 享保年中 家永来年五月 栽木を
伐成場所栽木を除しおほ川に以の後ノ所ニ而の人云あらんも
年時に雨ゆゑ是を人ニ同ニ事有故ニとて年時迄されハ毎日栽
木をおほ事あらずとて佐ハ雨の降と云ふ所ハ潮有此所にて
僧ふ事ハ人文の内ニ佐ハと云者有 後豆腐ニなる又下代とあり てお佐と名を書へしとて 此事をふ家
に思ひ同業二三人云合せ所ハ夜の事あれハ年時に迄き時分一日
彼渕の迄りニ切涼居て面の降を見んとて窺居ける者有て果
して面ゆゑ是を人ニ同業の者共驚き恐れ迎て栽木ニ家へ
帰りぬ佐ハ老人ハ切変見届んと渕の儀なる山の岸へ上り大成樹木
の根ニ法くだひ居て渕を見おろして能ニみれハ水の面に小蛇数多
浮き寄人向法ニ事を吹ニ其水ニ乗ハ揚り中より面のごとく降
にて有ける佐ハ当渕の主と云ものに正躰を見届ん事と思ひ余旦
えに大成石の押ハ厳べき有しを力を入て押厳さバ浮岸なる渕の上なる
是ハ左手ニ渕の深ニ入厳入ニ其ニ者黙数栽木小家へ吹へられバ初俣に切
多ふ者ハ何ぞや佐ハ云ふ頼ニ無ひ近ひこと有もひ近く走至来り佐ハ
を呼バ佐ハ被木の元ニ生て居る彼等を招く故此者共もひそうに
佐ハ所ニ処に来至何事やらんと問へバ佐ハ石を厳しなる事を語り

互に頼り居て窺ひ居ることに暫有て年の首のぬくなる者和才に深く
右回方を見廻しけるが手廻さ故に上に在佐八ヶ徒をハ見ぬ者の石ハ
桟木少家なる者たゞなをしと相もひしにも測をお少家の方へ行き取大
敵坂にて四回ッ有是を見ると少家に在し人を測の立たりと云く
皆数に廻しより佐八等是を見て同業と山を下り彼蝮の跡をたん
こひ〳〵行坂ハ桟木少屋の内に入ると又なき故又桟木藤の戸を開き
有ることを見て藤の内に入ル佐八等進付て外ヶ藤の戸を立て内へ立
込メより掛物をんと皆に強議されたる強者刀の鞘も有あたぬバ丈
夫なる所の先を強のぬく切そぎたるをこしらへる内に此藤南ヶ
徒事なる故少家自然の簾おなる藤なれハ内ヶ之部を押破りて
軒の下へ跡を出ル是を彼所強を以実に鱗きへりて少しも不通
其内に強に蔀を押倒して出より佐八等叶ハじと皆数に廻行に
坂後ハ八ヶ方へ進来る佐八郎に為人一郎に足をたゞ里に廻して進来る者
へりみれバ彼坂紅の舌を始り尾を出すを軍と廻して進来る者
格きさゆじき事いふだかりなし佐八等留りに急に進れて大成
巌ありけるを幸に穴阿がりきるに坂きのさぞ進掛来て巌を
まきぞ志くと志むる巌の上に三又十方にくれて居さりけるが佐八
言ハ此信にて居なら犬蝮蛇をほぐし上へのぼり来るべし其時ハ
其人も助るべからずとて初廻さる時持来りし所強に肌足の上さし
たる庖刀の銀鞘をぬき常にしたる手拭をかむきび付て待けるに
藤のごとく坂きをなぐしく口を開け呑ことのぼり来る唯其刀に
住せて突込ミけれバ強く法られて伸けに左脇のへり轉倒する字見て
声を出て呼たりけれハ変のしことり人走り集りて強に彼坂手数
しけり其長三丈斗有しとるや後に其所を以考みるに虬に此後
彼桟木を流しお法に刺猟をかぎらぎ少も隙りなく里しとぞ

甲浦くぜ高の坂由来に諺

尚也甲浦澤に（甲浦河口堰ふり）人ぞ高と云高有る燈明堂あり此高
に大成蛾住居して其夜に老燈明の油を呑ムと燈明堂をぎし
しと云ふる内に當人有て是を化生れは堂を我ほどきて返るとて
此蛾に付て物語り有其當家郭元親の時代に此和に澤瀬居と云
冨者なる所人有或時大坂へのぼり心後河帆の時頃城を其人具
したりしが澤瀬居が姜嫁に除き者成故甲浦入船の時分彼頃
城を通付澤瀬居ゆるゆるは家姜は嫁娘除き生質成故押て家家
へ伴ひ報し暫く此人ぞ高に待べし家姜に納はさきとく通ひ
を誘ひべし若得心をぞは又に我他へ嫁をしむべしと云頃城を葛
高に於つし無其多者家へ帰りけるに此事を姜聞て大に怒至
まトを初供のもの其人もふ所家内へ立返て出さぞ此故に其高
へは逢有く者信る者もなし頃城は為やくと者信をまてども便
もなられは獵船の者入を見て扇をとて招く故皆能女おとりに隠し
通づつの後苦しき欲くとも甲斐なく四五ヶ様の藤屑男様を採法
て食しけれ其強く又も来らねは終に葛高の池に身を投て死ぬ此有
故を獵師者の追に見て浦才此所法隠れなく澤瀬居に聞えけれが
姜あ堪しく立返し又家人を出しけるあく其高へ人を出して見を
しむるに頃城の名にし出る右の衣帯翁は其後有く死骸此池
才にて見えぬと云り是とりして此高に蛾住めり彼頃城の亡君と
云傳ふ此故にも澤瀬居子孫なりとて此高へ近付ば高阿れ
て蛇など数多有ませ向しきるなりとぞ此後獵船此高の高りにて
くつのへり或は死人ぞ有く人隠れあへり享保年中西湾と云ふに
伝明神性有来つ澤瀬居人（澤瀬居子孫此時近有古人より追考りけれ其形冨家也）招のれ涯の後又に
奥に来ずしく其高の花無成べしイザ船にて磯遊びせんと云（磯遊びとて）
（桜の頃あるて出遊を甲浦にてかくふなり）澤瀬居は彼高へ一家共中に行事叶大ぞとうけ
のんざるを人に押て誘ひける家彼高に通付と波風騒しく起

里をさ申じき事云年なし船中大に驚き彼島の何とりを一所年
も漕除れば海上靜里常の如し其後浦の者共年來此島の
急りにて獵船を取りたまし人死ける事も有を欲交彼頃城の
亡靈を神に祭ふりければ忽見とり後ケ獵船往來障りなしと云
るに神に祭ふりし時より渡所居一家疫癘に犯され悉く死して子孫絶
こりなりハくぞの此者ちんさく祭何をとく蛟者之の洞宮に住と云穴の所とり
四五尺ハ草の人婦し白き油に左れ多る由蛟常に出入する故とりも

白井將監殿にて御草履取喧嘩の事

當忠先生忠義公於江戸向井將監殿御お御答應の時晩に來
に到り御草履入用の事有將監殿御草履取來の所を此方の草履
取利渡さんとする時彼し云殿ハ法式の所渡しをんに渡をと云此方に
者ふ案内にや有んと更に不及とこそ志へて渡さんとしかき繪に案へ
是雅法にてこの所なんと歌舞する故此方の草履取肥を何多へられ
忍び御下刀に彼しを切殺御是を見式聖に在し當の士ありさ御立り此方
の御草履取を切て式聖へ上を処を御當御小家勢大勢追欠て大
加賀御衣に御事殺し志に御供の中へ入れ御供御議見桂兵衛此時喪尾原右衛門
御供御とも云あ又放べし此時の事原右衛門も互に向方と語り有とぞ有人互に御
云々所有りけり五家の家にて原右衛門又働の様に入り今の吉右衛門先祖之
勢大勢つゝ血力を乘若當忠の力とさし勢させ若當忠を其場より御屋
敷へ御御是を大に騷動し將監殿御供大勢集り唯今の打手をとお
せといふ此方今者志らぬと答へ互に論を爲して果ぬ御供の面の常
力を改めんといふ桂兵衛曰成船力を見ぬ爲し若面の力に原なき時
ハ其分に事ありしと見ぬ惜あれと結翁此辞に法まりて源石改免んとも云
ぞ撫議せる内に御お伴の御衣中に出にて志ぬ免給へ其場出勢り
如忠義公ハ程なく立せ給ひて面に御供して歸里を給ひて將監殿に士
打おて乘方にてハ士死亡に及び如れハ其後にてさし墨を極くと詮議有
打常此方の御供士の内の若當忠人兼屋へ行て源に破て御物をさ

法逆れてうかしと將監殿は居ぬ事なく来り土佐守は来候り事哉と問ひ是を
聞て幸の事と悦候りて門内へ呼入門を閉て棒にて打殺し如是にて又数の死
亡双方同しき故是を一ト面目にしてくまくゆ法なく斬り如となり此時
務左衛門ゟ居たる刀は自分の刀拵出しの事ニ皆なく入魂の者の
刀を借りて指ゐる事ニ刀にて手拵をなし弟ニよく切れたる故務左衛門ゟ
く此刀を重ニ我身上にも不應價ニ調んと云はれ仲ゟふ弟務左
衛門ニ刀を深んと云拵はれとも刀の拵を出し用又ニ由以後勢事阿りて
滅亡し家内ゟ不ニ逢勝手を去ニ去れは騒ぎ家賊有るを悪ニ於
て役手ゟ入れを以拂拵ニ於ける此時家老国兵庫生弱木工彼刀重有
由を務左衛門ゟ申り又身にも應きの付出の礼を入給ニ手に入ける由
後ニ此は兵庫木工あまたも此刀を務左衛門へあらへん事の下心にて入れ有
きると我務左衛門が手拵ゟ逆に確ニ入といへども此元を以用拵故ゟ所
庫務の所ゟ法も家の軍にゟが羽立手当出ニて荒屋山ゟ庫務の時手
負の猿 忠義公へ向て掛りけるを務左衛門押へ居て手際ニ切留ら
ゑて拵くて我ゟ五拵石を給ひ了迎りの列に入る事

浅見權兵衛同心を切事

浅見權兵衛は拵ゟ或年江ゟとり当出へ下る打帯家ニ依て
有馬入湯を願ひ日数の暇を多くひ先家頼ニ知べも有れは彼地立
我大饗居の古兵衛門ゟ古の方に物を名滞留ゟ古兵衛門婦子を
伴ひ四條河原ニお旅替を敬ゟ其数ニ深縁ゟ立て後にやまらん居
たるに公義の同心目明しを連し通る時目明見拵し權兵衛を稱
人とす同心ゟと知ゟ処を權兵衛拵ゟ切御し続て同心拵ゟ時切
方なく今拵と重ニ古兵衛門体も迎て家へ帰りして權兵衛家頼ニ帰りて出
ニ御あみし月代をそ至髪を結ひ出し拵しき衣服を着るに此り
供大勢志とうへて彼家へ到りたるに人群集して公義の故人も来り詮
議実ゟ權兵衛故人ゟ向て某は松平土佐守家来浅見權兵衛

とゆ者こ此不喧嘩有て花人有と呼けり花公義の同心の里京師説
有といへとも其同家才の者も今此地に旅宿して居合に其花人を一月
改メ君家といふ役人苦しからずとて向へ来れハ権兵衛花人を改切口を
手をれあでくあつたれ切ものこそ仕たるとえんえゆとこそ退き役人に向ひ
某故の者こてハ無くゆとこそて一禮して旅宿に帰りて様の時ハ其者ハ無益
こと云て御法の志を止メ其こ思へ下りしとて此権兵衛学の力も有又訛諧
を好免り以前大庭従を勤めし時鉄砲を鍛る事ハ庭従の才こて鉄
砲を鍛る事有く而論役鞘もなく鉄砲ハ五挺三筒を世に庭従鉄砲
と云権兵衛鉄砲鍛りこそ時一筒の独身有の花さりてみ其の行くなる世の
才こ山柳に似たる庭従鉄砲の今此人の家絶えてなし如何成故鉄砲
をしも志らず其の布物物偽者能当数に有る事新五右衛門家に伝
たり享保丁未火災に焼失をしとしや新五衛門ハ権兵衛自心女
の孫なるとし

山崎新右衛門野中小倉方士の金を私せる事

山崎新右衛門ハ元尚西の吸江ちの小僧也野中傳右衛門小倉少助彼ら
生質常人に能さる事を察し遂保せしめ京都に流らたして儒を
学だしむ銀子そ未だ人を与へて右方士の金を其所の出籍を調へしむ新
右衛門来り大志有り此故に銀子を我に貸用とし京都にて学問文を大げみ
終に世間に名を聞け師家を立て西へ帰るの志なく野中小倉大に心り
人を撰才所伝大郎と云右衛門（陸月付ヲ勅タル者ト云）家して汝急ぎ京都に上って新
右衛門を召捕来しと云無め伝大郎刈京師に越き新右衛門が也こ知れバ
打第大勢の門人を集め論語を謙に伝右郎彼席に推来し汝新
右衛門人もなげに出を講ける事なられ汝ハ盗賊人我脇才も小倉もの出籍の料
を盗み今如此身を立人を惑たる所系逐て結して帰れとの使に来る筈
悦をよと詰無一座大きに自ちをさまさまける処に新右衛門小しも経が行き
遅しら不処覚えなきに能行者しあや帰れり能れ其家ハ諸人の集会

の席にこなるへ来れと猶ほ伴ひ行き何とか云ふ事ありけん暫有て元の席へ出四人に向ひ唯今ハ吾同西の志来りて然言を吐き諫席に於て無禮を働くといへとも彼も色鄙の姓人なれハ指さるるも有き事を猛く怒れるのゝ為て各心に掛ふ事ふなと一神して又出を諫し殺り叫ぶ事堪して退散し其跡にて家右衛門佐左郎を呼出し扨先に云処我誤りる極をり兎角謝ひべき詞なし此以ハ吾を氣に罷を赦し給ひ尽事を出り叮嚀に詞を尽ひ故に佐左郎も氣み此以ハ是罷を云べき極ふし思えへ下り為士に諠びて心を安しむべし然らハ誤りの一出を認め得さをよと重ね家右衛門刑誤の訴を要に認名判して渡し故佐左郎是を受て思に帰りしとし如何なるなるや此家右衛門が一出事本ハ左衛門が家に傳たり有れるが享保丁未年火災に焼失をしとし

磯部佐左衛門 花垣に叫ぶ源尾風意ハ言術に要候接ルる事

由西の士源尾風意九左衛門ハ風意ハ隠居名之佐九左衛門と呼ばれ此九左衛門を馬術の心掛く磯部佐左衛門が手子にて要候を極めたり佐左衛門花垣常に令る毎に精通し墓系急らば風意を起こ及び或時鞍実刻平麻布の陳子を明て人来る見事ハ佐左衛門に何とく来る様と いへば佐左衛門曰此方ハ常に馬術の心掛厚く其以系花垣も源志の情ふ深き家にても系心に悦たえば殺るに傳授の内一事辨りたる事有り今是を傳ん為に来れり風意曰系も此傳辨りたる事を常に思ふといへとも果克達に及たれバ傳へたりとも用に立べのうば佐左衛門曰左に能ひ是系志や傳授すべし然に此方の藝にてハ言ひたるとも悟りぬえん此傳の心を云へ見ん佐左ハ風意則此心特成べしと自己の工先の処を云へバ誠実に今ハ系ハ志とけたり協らんと云て其ッ意を見れバ見覚こそ馬に鞍を取り取り人付来たる人馬共に皆こそ志こそ初佐左衛門問答の内ハ此馬庭の土戸とり引て出戸鞍系に至たり佐左衛門物る時又馬を引系り奴さらハと云て馬に鞍を出り風意に伝

火を燃て庭へ出てみるに馬の嚙にたる泡あらて何ゝ戸数にも泡何り
是ゝ風忌子息九左衛門を呼て此事を語り刈田あみして墓所
をられしに墓の前にも馬の前ゞさしたる跡と泡落て有しとも此事ゆ
の雫井左兵衛母後風忌息女九歳の時燃をとぼして風忌に隠ひ庭に出
て馬の泡を性に見ると左兵衛母後元年迄物語の初後左衛
門物ゝ時風忌き人のこ見られしとて

山内下總送葬の時怪談

当惠家先山内下總送葬の時年暦不詳延享よりハ半年に近ある答し其如ち山門の
前にて道守師有類親智者の出張り元に別坐何り此時晴天俄に
のき雲り雷電風雨をびたゞしく其ばかりしき事云斗なし其
如ち小和尚風山和尚ハ数珠を手に持根の足に手を打掛て頭を
されて形急有数有て何事なく空晴たり結ぶに鶴しき風雨故
に雨の頃なく人に少も濡れず燭堂の火数る消えずとて冒永先の雪水
来門ハ儒学を為ゝ妖怪の説を常に破りたりしが此場に来て此怪異
を見て其徒に居て性成るゝとて語られしとて世に此事を格に
あやしき説を云傳ふといへども信じがたし父の常に物語とて有りの
雪水来門語られしを記せあり

当領異人物語の事

一宮保二年戌年四月信州の廻恵一人来り男子之身の丈ヶ三尺一寸
歳を問へハ廿二歳といへども四十歳斗とみゆ同月横州の廻恵者人
来り男子之身の丈六尺六寸之亦同月当惠大塚村ゟ短人ゟ是も男
子之身の丈ヶ貳尺七寸拾七歳之居合をぬき陣を取どりさ刀の藝
を市ゟ城下へ来り家に呼てみる者多し

小河雫兵衛姜迪昊の談

金吾中納言秀秋の生に小河雫兵衛と云者有民功も有者とす
や秀秋滅亡の後加賀に新べ有て暫住居せしが危角侍りを求て身

をも立ん害有て加賀をも此時家に在し道具又ハ赤手携てくれ
たる鉄状等美事に預け家何者にても有ければ追て詮議致しと
御談しく家老にたり当惑の家老深尾主水に其と知らせ有之
主水方へ来る主水殿にもて存し当地ハ父の下に居べき士子能候
故く憐思して千家が方に居候ハ彼を以追而知らせ候との事にと御
してかく御れ全る内大坂御城石垣御普請の時主水も当惑にて此
役人ども被仰付る平兵衛前随ひて大坂旅宿に立り此時其家
役手の御指南元ハ河平兵衛が求れを見て能知まる又有て
平兵衛が時の様子を尋出て後於江戸忠兵衛へ御指南元に
中より小河平兵衛と云士家中の家臣深尾主水方に来りと見えしが
彼ハ反切の士にて出会候而者其会べき者に能候と云立所に人有忠
義に出居丈ハ居て不存るに志許而詮議致候べしと返答有て
其後に至而ハ是有りける由のよし彼者未後郡東河と成一生対面ハ

郡東河去年七歳に其父え七人有て千歳に住居之者内の子ハ其に
忠義出へ中出て供をまする之平兵衛此時ある家内の東河と
して住居に於て加賀にその事を語きし身を蒙じて当惑にて
事を遠く平三郎と云男子出生候此子を加賀の事にあく子
時て大に悦に給る処の家役鉄状にて焼捨自殺候平後平
三郎指九歳の時武夜部屋に其父未だ讃候して有しに成刻平
手差の枕打戸字明て来る者有是れハ母の体を生たる下女之家に
燗鍋を持四に肴を入て来り母の為之とて有を勧しく有べし酒
をもすめよとの仰にて候と云平三郎悦び吾孝に酒をふ由といへ
母の志にて我不酒なれハ一ッハ飲んと押戴き一盃呑候ハ下女さぞと云れ
けれバ彼に是も母の慈悲なれバ尤にと又一盃を呑しが下女又一ッと進めけれ
三郎が曰家平生下戸成事ハ汝も知れり母の慈悲含て分なさて二ッ
呑より此上呑べき様なしと云下女此入候得一ッと進め平三郎此所

もなきものかと云共下女弥志ゆへて例に居よりて平三郎も今ハ怒て推
来ると拳色をのへけれハ下女忽面色変て肘をたりぬ伊格たし
ぬへといひて結掛る事雅きさまし平三郎こらへ兼て接打にさる
きられて仰へ逃出る追ひて仰ゆ奥へのけ入奥の次のるに平三
郎母来ど疾もをぼして有りれバ平三郎下女がふ面有て取りたり爰
追迎来れり出来へと云母其色を正しくして汝夏だし見ぬるか
其女ハ胥より家働て鏑を雑居ゑまづ心をしづめよと云平三郎
驚き和とりの頃牙をかゝれバ母叫て奥に居る平兵衛へ辞をかけあれ
叫ぬふやと云へハ平兵衛動き奥出ふる故若輩志狸に伴されつら
んと云て居もやらぬ平三郎手もちなく退き其業志を呼て此る
を語りぬ相居屋敷の内を見えれども何の怪しき事も来ぬ郭居
へ帰りてみれハ烟鍋も見もなし又諫吾さる格にも心持なく覚さり刀を
みれば川に来るさ所の格あるもの少付さり雪内に係て大雨降ましる故
皆郭居に入て休ぬ雪雨相才騒変陳て二淀川筋洪水にて堤抜危
きなる性苦の告に任を平兵衛平文に家人を随へ船にて川筋へ出て
人夫を集免堤の危きを示を防のし志平兵衛倅平三郎今ハ
蓋来れハ家船にて鉢巻し免裾をかげきこやかに出立下知をなし
処に平三郎が乗たる舟の縁へ船才ゆ女そ人深に出平三郎是を見て
父に向ひ相当の女者なれこてゆといへバ女者手伝船才に入ぬ以下敬
きまおもやきらんと寄居たるに思もよらぬ舟の船先に深に出船
をくはりへ居是を見て船の鉢の連志故人夫共に乗もくと平三郎
を叫んぬ船才に飛入船底を見ゆるに舟才の志悪く助里ゆる
に平三郎其人船も見えたりぬ平兵衛今の姿に語りて家加加
に在し姿恨をを乗んて自害をしと叫しが船才に深に出たる女者
加賀に在し女が白い船が也遠たれ彼し家を館にぬれとも我に者怒れ
て仇をなさんの家の平三郎が家を取ると覚ると云しと云此平兵

御心附も御しかる候處ニ付其意ニ任せ右衛門殊ニ忠を立退き候得共一向不知と有り

冨永金右衛門儀十左衛門喧嘩之議

豊前守様中甲浦在役冨永頼母倅金右衛門儀同十
右衛門浦戸御城内にて行逢ひ口論に依て遂に金右衛門
十左衛門を手もなく切殺し其場より甲浦へ行父頼母の子細
を委敷語り切腹仕候父も申ニ甲浦家老請の時書請状
行ハ浪人右衛門御内用役傳三ノ丞ニ常人被仰付候哉 三ノ丞ハ十左衛門弟にて十左衛門死後相続右衛門
相続ニ付ト御内用を申付有り 三ノ丞ハ十左衛門と 相る事ニ候 別段之惣母十左衛門死して
三ノ丞が家を続ぐ事を勤て此時三ノ丞を降首途の用意して出陣
せんとする門弟之者共後を慕ひ兄の十左衛門先年浦戸城内にて
冨永金右衛門に討合をもち切殺せられし事武士の恥辱と恨み
ニ存る事ニ此度甲浦へ行ならば冨永伊織に出会べし 伊織ハ金右衛門の兄
頼母母ニ申付候處 ならば首尾能くよく討果し首尾能仕留
ならば仇恵ハ立退くべし若討取候とも定て無遠慮なし此所ニ而ハ承き
前れの首途之上ハ三ノ丞十八才ニ母の気色ニ存候ハ如何成共勇気
の喧嘩者なる人殺し居るて此大法の通なれハ左衛門ハ外に所然も無く
伊織承知令此事ニ而相ニ申ハ喧嘩者よ恨を惜しみ今に討果さん事
理ニ於て無ニ甲其上ハ御所の有事ニ而御とりハ猶母大に怒り
武士の勝負有事を云にハ節尚ぞと云へバ此上ハ何しに遠背仕んと
返事して甲浦へ赴き右浪の稽古にて伊織に出会ひ御三ノ丞と云然
るに討果し伊織三ノ丞を首尾好く切留る此時三ノ丞は懐中に三通の
書を有て語るハ此喧嘩ハ三ノ丞心討果しけ全く伊織ニ恨なき
せの文面之續ハ伊織ハ不意ニ出合る様なる者也喧嘩ニあらざれハ
切腹の所下知も以難き様子にて切腹せ折節様子有りて其後様々
以許議有けれとも未だ相済申候右衛門是ハ内分ハ様子の儀免角討し
無之此遠なき事なれハ殊ニ天下の御掟喧嘩両成敗の御定メおゐてる

もなくやうの事に叩ケ出時ハ法令立難しとて中止ニ候伊
織に切殺の所下知有て切殺候此時所意に伊織ゆふ意の後に立会ゆと思ふ
之ニ候此程 伊織倅ゆふ君よし此事今の富永雪右衛門の物語之今に吾者の家雪
右衛門方に在と云

雪永門に出る獣事 附之説

寛保二壬戌年六月中ハ知行雪永門の下ノ吉長村に阿やしき獣
出る頃ハ年の如く大サハ天迫りも有らんと見ゆ首より以ハ毛黒く又
角も無き者とり下ハ毛黒し胴の迫り二丈も有んとみゆ背ハくぼみ
手ハ短し足ハ出し人の如く立ても出むとて村の小川に来り深き不ニて
水を深びてハ川糸に上りて休む終る如此行力も法よき志と見えて
岩などを記さしと我村の者隠れて三所年もへだてみる彼獣一日有
て翌る隣村へ行又ゆる有て他村へ行頃ハ他へ行て申さ方ふ知と云
後万性来りて性に語る之事按ずるに古き熊ハ又ハ猫ゆの形なるべし

吉良が岑桂松の如く怪異此説

寛保二壬戌年当春に成り新松の内猫師郎人蒼倉吉良が峯
此桂松此如くと云不 吉良が峯ハ鹿所ある之桂松の又夕と云不ハ蒼も不宜処と云 廉を待に行ゆる事
其所なりに血多くこぼれて有二人見て是必行年貢の廉の所
なる良様と思ひ居ぬ行に血こぼれて二三所行バ木に重様の道に
お其所に年の頃五十年の長髪此男死して居たり背中身柱
より冠此尾近引裂きて有時刻ハ松の深の明也二人の猫師妖
怪なる良様と心付迎て物至重に至ゆて弱者の居に斯く
と告ぐ居所ゆて何ゆもなく又死して居たるを知りて其後に
ハ桂を出げたしと又を連て其所に行みまた血ハ有て死人ハなし其
後も何方ゆ蒼人此矣せたる沙汰なしと我

権姫方花葉絵に蒙て驚る説

当春南此芳原村に吉川郡ノ之事歟 権姫方と云 未姓名の文字ふ詳 浪人逆波有

寺知事此岩崎又藤一族之生質業を照小事深し或時朝
探屋此内にて起んとして猶に業の子若しを大に勢る者を捨
て憂多小事甚し翌朝又同しぬ此成事三ヶ朝毎日少も不暫
是より病を得て死ぬ

津呂浦、深浦此呂物此譜

寛保三年八月尚忠津呂浦に種倚仁井田内と云 此説不説のやうに後に少 流を家の岩物
有武天平第一ヶ引出しも有内に三才四五貴若渡との丸鏡有鏡
の業形をの有蓋我明れハ鏡立て来庵ヶ銅子一本庵鏡十二銅
秋瑞の柳一枝小判形の銀板二丁 極下あり 入ヶ阿里志とえ 此ハ境されて木も知北さる里

徳尾勘右衛門八田ノ古道にて奪仕に逢事

寛延三年尚忠此貝役徳尾勘右衛門と云者 此五六七八才力量有年四十餘り
諸用有て六月朔ヶ八田の荒屋ゟ電に行日高く物ヶ荒倉の北八田
道と云処を行新道古道有古道ハ遠慣しき事有也三十年許り

新屋お来とり屋に八田に行切右衛門古屋より物ヶ処に朝倉ハり木と
云所に至る此時申の刻少し下きり変にて物と屋を忘れて我曳て
ヶ右来り寺知への屋を居るに浦ヶ以なる我ゆへ此屋来者此屋な
里と教ゆるに其方に行事也に相道を行引返して卯此屋に行是
より屋を矢ひ其に入落此廉の来の中を行事久し解り行法ヶ
きて扶ハ人良し而ハ婦り性格として浦遠の中より屋へお出り此
時向ふ長八六平の法師向き者類にて長髪成ゞ立いづくへ行者
と問寺知へ行と答へけれハ此方へ来れと手を取て引く婦り放さんと
まるに盤石の如し木のつのあり七八ヶ引れて覚えず手を放たり妖
怪と知法て刀をぬき切ルに何としても其つれく切きず彼法
師も力にけしとぞ寺迎へよろぼ敷くいどみ逢ふ内に法師さき
ヶを見て猶を強く突ハ法ヶれて去たりけき彼此時山鳴
事騒し勘右衛門婦さくともなく眠らともなく敷く覚えず頬を此時夢

此時元々切掛ハ拙者なりと心付て見れハ卵の刻過て四方明し立んと
出るに傍ゆて歩きがたし程なく居行者有呼揖て事の由を語る刀
も有く鞘ハぬけて後に居行者に乃ぬて刀を持てありたる鞘を拵まて
さし傘ハ拵る斗縁に微塵となり骨少し残れり腰に着たる中に煙草の
類着て有し髪ハ元結切きて大ホらハとなれり居行者懐中ゟ焼食をおして
喰ハしむ唯こさらぬ水を汲呑ましむ其要具ハ快く呑て更ゟ拵る刀歩を
て言ふに帰り糸巻に入居る事の蜂子錦のぬくに成川に在されたしと津
きて洗へども茶ぬ常も縄乃ぬくに成身も肩痛くちみのりて腰とり
下ハ尤良にてかき破りたる紙数ニ有刀の切向き三寸斗血付たり
其後勘右衛門痛を暫痛又日ならぬして平愈し何事もなし

美濃部兵左衛門八田の川原にて要仕に逢事

尚西の先主豊昌公所代美濃部傳助と云士猶手ふぬ意に依て
願く和行のをし引込自分に作ふとして著しける相明當をも其人ゟ
勤る之言聞に著しけるが秋の頃秋を刈のし秋仕事して鎌先を雇
ひ毎るに頃やの成事や其時傳助ゟ此兵左衛門と云者八田へ所
用事有て行夜に入帰る大猿さし一本さして八田此川原を関西通
里けるが向ふ日ちけ石と成火見ゆるに定めて言ふ者へ貢物付て出る
者ハ疾り成べしと思ひ程なく其火消失左主暫有て向ふ主
人来れ見ま傳安小児之此関の様に石思候なる事哉と思ひ切処に近
く成て見し喰安頃甚大き者之行速ひに兵左衛門と云者を撫源士
者懐しき者と有も互接打に切る頃ら至て川原をる此かける者し
て近行者進揖ても及び難く立帰至見れバ血有故其所の草
に鼻紙を手ゟ付て言ふ事へ帰る此時傳助秋仕事仕事を候庭
にて水風呂に入居たる処に兵左衛門帰至来るを見て驚る我汝ハ又
を切たる所と云兵左衛門懐しきもの字居に切たると云汝が帷
子を見よと云れて始めて心付てみれバ思ひに鞘数血付たり

彼ものを切る時猶ほ石を嫌ひたる我も種に在らしてみれハあ
やしき毛付きたり後獵師に尋ねられハ如何成獣の毛やらん知る志
なし傳助怪しき事ことて謙文抔を呼集め大勢にの志を
催ふし彼所に行てみるに志るしもなく血もなし翌日又来全て川
原を左ぎ水湯りなど探望みるに知れざりと云ふ後石儀より士
の浪人を召出さるゝ觸有近習を望免ハ二万石外格を望メハ万五拾
石を賜ふ此時兵左衛門も金ニ有兵右妖怪を切さる以後毎夜寝
れ居れ其所故近習ハ成ほどとて外格を乗牽ひ出して万五拾石
を給ふ三年過て其万石の獵師兵左衛門あ〻来望て云ふ近頃乗
を給ふたんとて八田の入ふすゝ此林に行へらせ山とハ怪しき事有て人の行ぬ山之
深夏志ぐ原の中に洞穴有服きてみれバ物有ぬて居るに服るより
大きもの久しく居して骨平之毛者阿とりに多く有兵毛を取
て物ふ以兵左衛門が切さる物の毛と同じき故持来るとも兵左
衛門刀に付さる毛を給へ事此時引出ふるに不遠定て妖怪
ならんと云ふの志云近年八田にて人の矢さる事多こゝ猶きて抔
みやと云へり

小村与平太夫下女此私曲を告る事

尚書の士に小村与平太と云又越前町に住居の時大工を巻ふ或
日大工を居とり犬の手付来りて家を騒れ行飼く大くなる
正月三日の朝此犬雇殺へ以り蓮茉をのへして茉を喰ひける故
からめて強く打て作り進ふ其日与平太少し湯どうくなる抜えに此
犬来望て云正月三ヶ日犬抜抔を殺る事手に餘ふ難有思ふ処
に食を左く下女其茉を取てあらへば此故に風与蓮茉の果を
食し左衛門立彼ハ渋望る極せ望と木び事を云と思へハ御免
にて国覚メ抜えに彼犬法くだ以居ひるが志ほしとして庵に下里
堂利ふ思ひ後に思ひ母と云抜このに語りきれハ老母餘り嫌しき成事

なことよ様々下文を吟味するに果して犬扶持を盗したるに相違なし
皆又驚き疑ひつゝ其後秘蔵の根を掘傷メたるあと有定
て犬の仕業なる良有とて又犬をも殺すべきたるに打出犬うられて
後何処共なく矢て二度不吻とし寛延元年迄も平安に相
語りを予聞て記せなり

村田忠庵名誉之梨子系部之送る事

村田後ノ忠庵屋敷によき梨子有系部にて同業の道の方へ
送る返獲之言獲し豊原氏味又無びなき梨子故故に懇意之
摂家方へ奉重ねるに此家より天子へ新献に当人覧有しとて此時
其梨子枯んとす忠庵より和歌不叶とし併其梨子枯て
残念の至こなもなき菓子此に食となれば威に負て枯るとも
のこ初メ心ばらばして勅許をふ願此度右摂家方へ願て勅許
成も新下之習にハ遅まらんとも出有其後此
梨子まゝ生じ元の如しとて其後京保十年未出災に焼
て如ふたなし

吉良の七人御先の事

当吉此江の先ハ元親時代も吉良家也其家部元親の時
家老此江山掃部無矢此鑑之因て切殺せり其毛國沢村
の今の場下の屋敷（今ハ城ハ此時元親築られ出れども半みたるに元親
若吉良関ヶ原ニ死ホ事て成敗せばるとなり利）
掃部屋敷ハ尾戸橋沢の下と有其時ハ尾戸橋沢ハ今の中山若左衛門屋敷なり
今ハ若左衛門屋敷ハ其所あり掃部屋敷ハ今のカラツヤの東隣アキ屋敷なり故べ
し（英弘代ノ頃掃ルニ此尾戸かつ法屋ハ弘化初ヶ三拾ヶ年頃以前能茶山ヘ引ル
頃は古夫の下やしきこ成）
江て詰腹を切掃部義子を近習の士ニ無何と称して時を
待べし云無きなる故家人主の義子を伴ひ其猶子を称み来る後
信痛たしとて隠し無ひるに村の老齢美を行べきよしを吟て訴ふ
此故に先頼より討手来りて隠したる又数ヶ人を捕て須江の川原江て
成敗ハ其猶子此侍村如何て此川原にて立殺をさる此七人此夫ハ

江村にたゞ一草を存して七人の墓今に在れども此墓の側に住む江村の者
あれば必害有て其子孫の者恐るゝ事甚し近年も或百姓壱人草刈
にて一人此墓の傍より草深くも茂りたるは是を刈んとしけるに其人
の眼には七人の墓に行べからずとあれども用ひず草を刈るに俄
に声を立て鎌を捨て逃行をみれば黒き蛇棒の如くに立て追ける
急なれば大きに驚きてあらぬやう成るに幸にして逃延び三町斗
にして此度び追捨て元の墓にふれ入と云又棒を切捨の時元就の
一族吉良右京と進も切腹此時罷有くして吉良此枝山邦七人
同く居ける右京と進居ける切腹の時酒を掛ける薬子の木々に
在此七人の霊魂諸所にて祟るに逢ふ者多く害有又ある
不ことも有時の又吉良の七人なりと云て恐れ給ふへき右京と進
は後に木塚の明神（木塚は…と云ふ）と祝はれしより又此江山の養あるも家士
長谷部の侍将を七人の霊を此江山の七人なりと村の者立つると

左京と進右京江江二八郎又引所村に知右衛門ち又…
…

谷畑十四郎四国へ落し事を得る事

尚忠の士の此谷畑十四郎伊予某と時浪々として山々紙村の住居
の時老母壱人有或時廻国者壱人来て休足をと伊予免して旅に
休しむ年の頃なる者と云ふ伊予食を与へむ廻国者悦て是を
請伊予も世に有り貧故数業を乏しみ貧けられ葉に調へて出る
廻国者大に悦て我諸国を經歴するにあは又こ人廉依こして志実なる
しまは先に至り以此旅を道して一時に其恩を忘れ小事ながら心こ
徹たり某は元江戸豪勢の士にて是迄所縁ある者と云古く一家
不幸にして出家を捨廻国して一流を極め一の家業を所持
たり水を遂に流落まうの哭なりし是の内に住る者の深志の礼

にあらさるんとて以後の内より銅の三尺平の筒を取なしてあとに
此筒を水中に口を向けて浸し立掛置時ハ水を吸て逆に飛ぶ
事妙之大きなるハ人力に随て遠く水出ること手跡をも書あらん
けなとし新て腹を包鍋蓋に取出とてなぬ我ハ江戸目黒の一里
許おらの村に旅（村の名矣念をり）五六年過ぎ後ハ病重て度に任せるこ光士ハ
逢若し若も縁に法きて勅仕の為江戸に越く事あらハ必為逢事ふ
べしと云伊貞庶しく思ひ留守の母を藤家に頼一杯を携へて新
倉に通りかなさこなる日暮て終に彼旅宿に行逢一杯相語りして
おきぬ其後伊貞新君お所内用を勅免江戸に越く其打常
此事を思ひて江戸にて門右の御目黒に越彼村に通り右姓に隠左
衛門を尋る江戸人ハ此所に庵を張ぞ住居の所近年殺し近る
に葬るといふ伊貞其寺江西（与兵衛）位牌を尋ね香奠を供焼
香して悔る其後或時右の此所人来りて去方此浪人士お寄を
無むよしをいふ伊貞百右の所人の方にて彼士に寄ひ年六拾餘
成我祐西衛門と云者之姉子ハ紀畏に七万石の禄を得て勅仕ひ
祐右衛門ハ江戸の所人に浪人にて住居軍法の師にて弟子数多
なり祐右衛門曰其末ハ甚川隠左衛門門人也然るに隠左衛門ハ一家
不幸の者にて跡を吊ふものも其人之以前彼菩提寺へ光士
衛門の宝を呼ふ富に存且庶しく作る面謁を重幸にして衛
寄を得大業少ならず如何成故かゆと云伊貞悪にての事を
語り互て聴教諸話剣をう津ひ伊貞云右の水を取災近年
西元大火に（京保丁未）焼失ひ何とぞ傳授して給ハ是と云祐右衛門
云隠左衛門事ハ光士の実情を感じて与へたるものも某ハ軍の師
家を立て居ゆ事あれハ其の器平り傳る事成難し某ハ門にて
業術稽古ハ何ろバ其後傳授を受しと云伊貞是ハ祐右衛門弟子
と成都稽古の内悪役と成て中絶せとこ（小条流の果法一流と云予按するに此人の傳物語を呼）

ハ小宗徳も吉徳の内の子と云て内み云の前君常徳より弓手モバおるとキムベキなどの
ものみ那び是ハ朝鮮の手の明(ミテ)仰那か成よし今鶏作宗ハ大く作りて火災の時先火を消
中斗果と云と云当タアし此君作りる時
鹿右衛門エ夫みて上保の守当み羽子を成べし

牧野木工之丞并芦名左衛門与西山卯之事を何とかする事

西山卯之丞ハ水戸黄門公一代の行状を家臣の記したる書之手家中
至ハ秘して他ニハ出さ当其の士家の俊き芦名左衛門ハ是先主家臣俊て
牧三郎嫡之牧野木工之丞と云侍ハ西山卯之丞る事を撰まとたる中之一人
やめ戸成奴ふや老年伴へを遊戯し快心と名を(華夕本)華四国ておる一年俊て
芦名左衛門ふと来り常陸下屋の時田宗おお拝見を之一両行共思
の屏の打釘に守袋を掛け其丈念を取る袋の内之一命之也久之継
お示有是存る時ハ来も立醜し何毎求免孫大れと云芦名左衛門ふ
速諸代の家来み云多る又あ無へ老者後家来彼衛きとり取る行す
至秘して不云重存などとひせさ句出して孫み当袋をを見え物
見て深しりれハ彼心大み悦手洗口其ゝぎて三度戴治ム何や不ん不紹
とく常陸の内西山遺事を芦名左衛門ふ与へ此書他みふ出す物とハ
ども是る之水戸家中此縁あれバよみつる之此書み付て又み是せ殺せ子
余人之と請る常陸の内伝て類族よ書物ふ何れハ金銀ハふ悦
跡銀お之内(ウカヽヒ)ハ意あれハ内用ふ存しとて遠く又ふよふ食ぶ銭金の
内ふと送きぞ悦家内の世話み致る如よみ猶物珍敷なりとて万事
く敬をいふて時る家内の上下へよみふるゝふうして喰をとと芦名左衛門
み宅をおいぐつくへり行きん千坊を不知とて西山卯之事ハ芦名左衛門快心
が銭ふゆし争何まハ散く伏んとぞ亦苦と余年り出抜て心あふさ友
みハ是をたり使孫之及金遠ハ芦名左衛門儒家の所之此よしみをん金
遠へハ金部是をかる哉金遠写して語を出ス是今与世之み広(ヒロ)まるよ
し後の芦名左衛門物語之

中保芦名左衛門移崎の侍へ条請の笛貴是の女人る事

当君先主豊常不享保十己己年始る入患しおふ同年秋ふ世の地

八月下旬より俄に病ありぬ九月に過去年は初年江戸に居て
活伽に候し此度思をなす此故に此病に罹り行くゝ為浦戸の樵夫（樵夫は此
氏邦あり）能家に居時に九月罹りて雨中にして遂に其しるし能に能前
に於て捨し給て暫く息絶に至年は三拾四五の婦人屋敷の隅にを見
し能源陶を持て言呉給を賤てけたしを厂木を惜て能り能
源を能前に借新に引たる源太を出の手にてちぎり又厂木を下り
て御に平家人等共に見を見て女のをたしき厂木を見駄にて下ルる
よと云て何となく見居たるに彼女見かゝめくに歩かめくに至て
華表を出て居して能を見ふ此時初て奇異なる事を知るべし
何故故を弁へ給平始終をたしかに見しかり

小林市郎左衛門中野助右衛門と鉄砲仕合事

当世の士永禄源作は太閤豊臣秀吉の代天正年江戸にて陸小兄従を初
古今の作者なり有しとき風流なる人にて武士にて
を嫌ふ故に能ひ被何者様の御前にて御ふ御座なく事伏所見をれ事
士を事とせと云事の永禄二年郎と市兵と名を問ハ軍なく云ものと家方
そこに来とは意を能成り通能迎かと云源作物語に忠孝公世の中云恥をかけ
らるる者迎達生涯なりたる世希之此源作心（たゝ）能の鉄砲を大げみ当世
の士小林市郎左衛門茂姫留守居歩行之江戸にて御屋敷に居多の時市腰
此市郎左衛門茂姫留守居歩行之江戸にて御屋敷に居多の時市腰
助右衛門と云者江戸中にて小太刀の名人之市郎左衛門是を重助右
衛門是を重て手前を尋んと乞助右衛門刎中太刀此（三十八）撓を以立
合三本中にて御座市郎左衛門勝りて云語源作今の稽古ぬ
何と問市郎左衛門ふ是者右ひて問へ尤右之語を語る又語る市郎左
衛門助右衛門是を重りて云先生の稽古合点ふ行今一度立合
いたし度と重助右衛門回平を重ねて来る者数多之重て来るものなる
し当世の士今御文兵衛も以前行て立合こと有
ぬく故御前にカハルる事しと云て二度ふ行と云
此辺重々之来る事甚敬

心をり此度ハ離れて獨身をんと云て立命ふに市郎右衛門一本も何
物なげも無く獨身ふ能量とり弟子と成一年も過ざるに為大俄を
極む（助右衛門ハ義経衛の小刀といふ）源作又量を傳へて以達後或年以供にて下忍の時
菓津の事とりかゝる籠をかりて無ふんを途中後様の者先様ハ挨拶等
敷後源作ふ事ニ思ひ其様を問ハ後様の曰此人ハ加ゝる籠異なるあらず
大津にて名なる人之事者達者業を再ニ思想を以人を助けるよふに
加ゝる籠を異ても仲間を助ぬふ先故此科も皆家に与へぬふといふ
又先様の者獲にさつぱりをさ後源作量をふ事後跡様云此人細
術の以手之弟子多し源作先様の者へ居て曰弟も少し細術に携き
り其方の心持を吹んと云先様の者答て曰其手少し手業者といへ大
ふ事事者の工先有無に渡らさる処に在りと云源作それハ馬口のさこ
中に席しき人なりといふて物語格子の内に大津に若彼者云其手
者へ立寄ぬへ狂ものの語者なしと申ゆ源作自意にして彼者の者へ
至る日聞てみれぬよき家作にて米屋之産家に請して云某ハ佐
和山の士にて片山の士にて片山佐藤が弟子之故有て仲間の士数人を
刺して新状をする事なり（其刺とハ仲間丸ヶ名を書て刺をしらるゝ之如此なれハ
上座下座を見れ後にて後を見れ難き訳）
其科ニ依て佐和山を退き今所家と成れとも刀鋼の術を以人又
教る之事是佐藤の軍兵衛と云ことにて又一室に伴ひ入れに八尋
殿の板間あり是刻鋼を所之壁に志ふへ本刀の類を撰ひとり多に於
て立合を申ゆ源作小太刀を左て角に立片山源ハ太刀を斜に撰へ向へ来て
打ッ八尋の角とり出み近寄くあらぬ事を知てる利弟之軍兵衛才太刀
を以右のぬく打たぬきてうつむしに倒る源作小太刀を以押へ如何と云
軍兵衛今其事と申ゆて居れて又立時此度ハ源作つと撰りて小太刀
を以打ッ軍兵衛きびしくかゝられて仰けに壁へ倒れあらりて平伏す誠に
今迄如此の手筋を見ぬ今ゝ是所弟子と成へくと云又其辺の師
ハ如何と問源作答て同家中小林市郎右衛門と云軍兵衛弛走なるど

して市郎左衛門に對面したきと重ね源作物りて出ゐて市郎左衛門に
語る市郎左衛門如何故不存にや對面をふ再其後江戸往来の常
大津にて源作出を尋ねて罪兵衛者物にと持来たりて請ふ事
度々也市郎左衛門終にふ遂とあり又尚恵にて或時盗賊を捕小屑
間に府有陰国付是を問賊云宇津野山にて永野に打れたりと
いふ源作出ゐて後江戸申刻過る頃言ふ行いて宇津野山の南の
坂を登る坂中に又三人有草鞋を結び居源作云是分ハ言ふ行
ゝ速にせんといへハ其人答へて此先の向きたる方へ行やと云源作
扨をもぎどき人ゐとて行過ぐ坂の曲り角を見へ越す時右の者宮
に能時分拵と三人掛る源作稲荷の木の杖を突たるが立物り
此時此所にて恐患を出ゐ者有りと深のかに呼ばるの汝等にて
有りるよとて向ひて掛る者の左向を打てハ庇居に倒る続て掛り来る
者を又打けれハ皆坂より下へ逃る源作其分にして言ふへ行きたると
て出ぐて又に語らず右の盗賊舎にて詰ひ人ゐ使て源
作に尋ねて呼と云ふ出ゐて或時源作近所の家へ近恵二人来重
て言ふと口論に及ぶ事有板子然後ひ拵ふに源作を呼源作弟
子より木刀の小太刀を以て来る是を見て田恵出き杖を突て系ハ手
に見有者そとて源作にせりあふる源作推余ありとて小太刀を杖にあてて
すごきうちにたけれど振りたる杖持を志多かれ打きて杖を振る
事ぶらぶらしと退きて出売れり其後江戸にて尚恵の士弟
彼者を通る時松山一刀と云剣術師或家にて物語に尚諸恵を強
悪しける事数年さのこと知りたる人に出会ゐ唯土使にて永野
源作と云者のこと弟強き者にといふ事を外にて呼ばるなし以て
彼者の狼藉者故面しと後に推量せり ○此源作ハ初工
の弟子にて家服の体を得たり江戸浄川家に服を服ハ年有
弟子を取ゐ事故ハ家ハ常に服事数ありしものなれバ弟子多

近衛様御弟
子尾上門入ヨリ
永野源作先生
傳授

く有がたき事のかぎりなし
保作兵を重く枝にお使りて心ろく成給ふこの事を入て隊長の
僕を初め従藤より当番御与人と土方奉行とゝいふ方保作家
勝の心事あらして奉行の保作ゝ仰渡を
はてゝ此御ゝり口当番を初め天藤和当或御術士と問て云
先を急通理ゆえ刻を限をのぶ藤云々先ハ此ゆえ士多ゝる事
なしみ保作と問て云笹助事有士多事能を後ゝ先ハ此御保作
云下ゝ前を以天藤を傍ゝ打て皆ゝとゝ藤甚感ず事を当ゝとゝる
御術ゝ張ゝ従御術当ゝあゝ事ゝり本ゝ斗の乃ゝ本ゝあゝ従或対和
下保四郎保作ゝ所重従保四郎姉ゝみゝ進添作ゝお事ゝあり立会
て又ゝ進添能を打てたゞれ又打ことゝ先きゝみて肩ゝゝ方へ当ゝれゝ
従事ゝ能保四郎云芳保能ゝあゝ姉師市郎を傍つれ事ゝ成事ゝて
ゝ先ゝ此跡ゝ従四郎人の為ゝ御ゝ事ゝ能ゝ保作ゝ
他ハ車下の事ゝ江戸数事ゝ事ゝ勤メ又肩ゝ当ゝ斜を知ゝ先ゝ一生懸
家あゝ従生質ゝ当ゝ事ゝ那ゝ事ゝ
して天能を以ゝ
笹の役石井ゝ三郎天藤和当同ゝの事
ゝ初ゝ天藤和当ゝ笹の役石井ゝ三郎ゝ勤ゝ三郎ハ禄
ゝの家有ゝ乗ゝ先ゝ人ゝ事ゝ笹ゝ藤云ゝ家ハ穴の座を吹こゝ
ゝ当ゝ吹ゝ三郎ゝ吹ゝ藤云ゝ笹ゝ三郎肩をぬいてつゝと吹
藤云ゝ肩ゝ先ハ初ゝ事を打ゝ藤云事ゝ先ゝ初ゝ事ゝ
郎拂ゝして当藤ゝ機を出ゝ三郎ハ生質ゝ那ゝして元
ゝ能ゝ似て知有り君ゝ前ゝ初ゝ又の方ゝ働有り笹ハ天下の名人
ゝ成能ゝ笹を吹て小兄の病床を止ムトゝ

三芳山越次ゝ変

当ゝ三芳山の越次ハ先事ハ有ゝ元禄寛ゝ永の頃ゝ事ゝ

なの内よりおて此ほど山おおとうち名をれば海をみこ及び阪
き山のうち向き能手こ来をみ出雲吸江と二名
のうち一至近あり又城下ゟも来るとくくち名数こ有服あこ在る
おとをきハ源更こして立丁十丁平り外こあて又おれて或つとをう多
も有くみ一ツよ集るうちこ吸江の海よりて松江ゟ船よとゟり
くち事も多こ有来ご人の害をなくたる事ハあけれども人汐
逆ハ阪つくとゟ証

一 当海十義忠義ゟ江戸こ入当初こ殺名出事
手ゟ先種故来ゟ来ほ十義とゟ名有ゟおお初代さ村の
有こ代ゟの城ゟ事利強ゟ代ゟ未ほこ又世国家して幼年ゟ十義
と女ゟ人おて代ゟ志ゟ去ル証ゟ名ゟ十義と姉ゟをまひひ
事ゟて二人ゟおがら理故おおゟ十義ハ仲ゟこ生質ゟ証ゟ撲ゟ為ゟ
又心懐くくしてゟ強ゟくしゟ故おおゟ撲ゟ来ふしおお撲ゟ代ゟ大勢ゟ
代用をうちふお或ゟうゟて砂ゟをほ十義名ゟを幼萱(カルカヤ)ゟ云江戸国を
まて砂をおお撲の日を落ゟとゟ十義名ゟを幼萱ゟ云江戸国を
弟ゟ志内のお撲取物役或ゟ去ル証ゟ名ゟ十義ハ仲ゟこ生質ゟ証ゟ撲ゟ為ゟ
おゟ有ゟ江戸多ゟの二証遅しとゟ機嫌おし役ゟの孫ゟこのゟ家督を相
くおひて山ゟこ住ゟを証ゟけ始ゟ生ゟの妹十義ゟ
証ゟ内よけひをれハ係ゟは近ゟ力ゟ内ゟみて十義を呼ゟ来ゟ
八十義ゟゟ来ゟうゟ船ゟて立ゟ山ゟ伊達深のゟくゟ云
向来の綿ゟひまぜの学校証ゟ代ゟ角ゟ代を行
て打ゟ着のゆゟハ書ひがよれいやのゟ江ゟの生の学ゟと云おを強
ひは神のゟをくぐゟく入ル忠義ゟ江戸ゟ来ゟあげゟうゟ能ゟう
くゟたゟもの代ゟ来ゟ江戸ハいやでとゟ名ゟは機嫌ゟりて証ゟ
ゟみて奥ゟおとでゟ江戸ゟ証ゟ有ゟお撲ゟ
晩の時ハいつも行ゟこ依てゟ近ゟ名ゟとゟも名角ゟ十義ゟ

来たり是いられ強る屋しと内に有是をうして殆ニ公後へ被召
お所ニ刀持を勤む又所ニ家に僕を居ともに云後所用人近き身に
正成ニ長保の名字を書きて之 十蘇妹ハ今小山幸ミ進祝母なり黄弘化卯
按ルニ此小山幸ミ進ト云人久万に住居ニ近き実
改ミ居久万に小山新平と云人後ニ近き草名為家翔川与葦姓 十蘇後に常ニ
小今居本の事住居なり
親を慕ひさ事し 傳を氷て音信を吹ひ事に讃岐に為よしを吹
て少しの事所嫌を殺ひて讃岐へ居ル所以父母の宅へ至る母ハ悦ひて對
面ニ父曰禽獣ニ与ふ此ニ来を不知ニ家人ニ事ニ於ら貪ニ世事
るとハいへども子を持て去ニ深事非本意何此面目有て十蘇に對
面ニ出べきとて殆に不逢とあり忠義公所葬送の時十蘇所用人
にて有れども所忍を思ひ殺ひて芳の如く所長刀を持所山に於
る怨歎限りなかりしとぞ十蘇逢者て子ニ後自を深し閑
居して親教智者の者へ行て物語ニ手飼の犬に書物の様
者を負せ連行て酒を呑飲ツ一生也又事業有ニ其を食ニ事
を好ニ常に種にて行ても食ニ出ると之不幸にして実子ニ有て
お奔ニ手後他人を養ニとして後ニ家督を壹四代耳にして家殘ニ

西佐ニ城跡の物語ニ事

西佐ニ城跡ニ兵糧米の焼たる有今に存ニ芳山田の城主作りて和
を包ひ佐ニの城主心をゆるして一家を携て東ニ西へ塩干見に行し
を山田より手当ニ押寄せて焼蔵ニ出と云先達ハ武器などの焼ニ深
数ニ有と云今米のやけて炭に成たるなとハ米の焼たるハたしかに有吉
たの居分も成程之逢歴を大也殆考ニ為ニ事ニ年り屋城の
時より有べしと思ひたるに 今米の焼たる有ハ片地内加茂ノ為ニ森之山田ノ城主ハ柿
目城主山田丹波当之加茂ノ城主ハ西ノ内ヒタチト云人之英ノ所
傳居家ニ記

桂村大日如来利生の事

当也香水美郡桂村の大日如来ハ利生アラタ也ニ芳いつの代に
勧請せる事志れず一ト所寺退轉して待禰（ヒトツマ）所当かまりに移れ

りける老山内的監秘蔵の扇を抜れて手に入其中の者を呼て此扇
なりと云ふ故出べき事を仰せけりと有ける村民云ふた自然来ありけり
なかりけるにつもりと云ふ者利生有りとてけるや是に依る的監は
堂を建立して掛れ今に在寛文七年丁未之高知廿代の護法
院殿御当主より近年今の寿寛院殿御当主として二代三本松五
郎と云ふ者是故に依て名石蓮蔵を是は妻大病にて死
に及に依て名蔵生活源地小屋敷に相続兎次郎新政に住は
癰疾になやみ大事に及ぶに寿寛院を頼みて夜せ五十枚の蓋にて
回向之文来り本人云生其の加賀の者方金しと即ち癰疾を志る
妙之と云ふ人の回向は是御守ありて刀と云ふ境内に在当御当寺寛
院又或秋の蓋に盗又逃く米を積て有る処後より望を破りて
跡有と称す此印を重者立身して寿碑を作る事あげてかぞへべく
し近年高知の者出小原其一派其印は下りて折とて再自身に後
家中の仏像なども深く数て寺社に至

三兵山観音来歴之事

三兵山観音は大同元年同村某の者に告之仏師清水と同所之寺
院ある所の事世人知る処也近年観音の小姫様より枝葉観音
建立せしめらる事ろ此理秀卿中にて抜度大切に思ひ給ふらんと
は承ろ孫又母は初めて抜給ひ給に沐浴心をいさめ理秀母三兵観
音へ参詣りの者初より理秀参詣に三兵の馬道の辺なる処
をある人行忽然備有り綱枝を持て来り此方へ来れと教へ見
よりして病者快徳より母と云ふ参詣にゆかんと願しが母参詣にかかえ
と思ひしに信する何事もなし其後程の子兵庫まで附子屈ある
のとなりと理秀快気して三兵へ参女之参詣より是の下まで納
の馬を揃へ後寄りて来る所が見えたるに江戸にて火災の時焼之
みえ何も後理秀一度詳りまして其後此扇を以て其家は三兵観

竒をなく候はなしとや

寛延年中光物飛行物語之事

寛延元戊辰年八月廿日夜戌ノ刻大成光り西北より南へ飛尾を引
て飛ると云其時はゝ音鳴りて殊に行すさまじく聞ゆるより火の如き光の
如く西へさらに飛て月夜の如く背中より火気を吹出し光内一揃へ渡り
見れば其形ち見へたる人皆見たる処にして光物の
尾も金色にして其時にみなより西北へ大さ二輪の如くにて尾を引たる青光
にして飛行しは余程おそく東より西へ行て東南北共にして
消行其時亡ひし月明の如く其の形を出して此の場を去る
前の時に二度動て見へ光り物見る人々より大なる事に云て子供見る
処なり世の物見とぞ云へる説もあり

享保年中日輪二ツ出現の事

享保十二丁未年夏或日日輪二ツ出寛延三庚午年正月二日の日
三ツ出て或時は雲に隠て並びて出と見ゆる事ありとや

河童妖をなす事 狐狸に化す事

狐狸の妖をなす事世に人の知る処にて又河童の妖をなす狐狸より
おびたゞしと云ふ筑紫の中に河童多しと云江戸にて向ひし人家に嫁ぐ
なし又人を迷はす類ひ密に話しは弓の弦を鳴らして諸所に語る時は河童恐れて狐の
様近づかざると云又河童はさげを嫌ふと云ふ村童江戸にて夏はさげを
然るにして下ると河童来て相撲をとると云時家ではさげ飯を食させいざ
改むと云へり右村等馬物語に尚恐れも有りし河童に向て童子の家を
見ば有り又家中にても家の内にて妖をなす事先年未熟者来へいふも其妖
を為す事又知る者に委細を聞に寛延元戊辰年のこと佐八郎宅
にて又川の方にて瓦落ちて河童に入れて飛帰る故方へ揃へ茶碗の形を
強く打つところを切り四五人寄り見し処其石を取り来て小瑳の方
より右を或は膝の先より出ぬ烟溜に酒を入て置て少の内に酒なくなる

と之狂の仕たる事ハ聞らしから後日逢八月廿日予不用ゐて其後に
行鉢暮日故に二里の道を扶中に行衛戸に両の小刻ありしか鉢殘り
史をいぶさ後して常者れ乃居も去れかなし果して居を踏違へ常に
行ざる居に行家来に向ひて居の違ひたるに絶出やと云へハ絶りといふ
されとも此居にても先にて木居に出ると云て行に踏より其居に非ず
といふ者あり帰り吟ハ田中之事を言に又奉にあらず又婦人の事の如し
数事之予此居其しからずと獨言して行に当事あり終に其道を
踏違人後木居に出多り是必狂なからんといひしるに扶中之閑之田
中なる事を言に又移たし予性を逢ぬる事故爰に記す

雲永公産婦怪異の談

寛延三庚午の逢夏六月雲永公アツフと云村一人の百姓の妻
産の時数族共来り居りたるに扶分あるに来タ産の俗しもゆるやら
あり姑其人付居て其餘ハ次に居眠り居たるに係に産婦お産有
と云皆ゆきて見るに居なし姑云其子まぐに立てあつと笑ひ却
へおて行方知らずと之誠にあやしき事共あり是其村の者性に
志りて語る傍吟處に

松岡三助様田越にて悟る事に新喰事

寛延三庚午年冬種岐船年方の役人松岡傳兵衛三男三助と
いふ者十二歳之日に言志へおて佐又加茂傳七に弓を学ふ日々往来者和
便多き故常に便なきと云ふ事明し阿る日帰りに和の便な
き故に吸江の渡しに来吸江より陸地を経て那山の左風様田越
といふ和を越して帰りけるに山中にて居に婦を逮ひ山上にある此ふ
ハ廣所にて常に又の行ざる和の田山上沼有是を渡て向ふの岩
に阿かる所大サ鶴の如くある鳥鳥ハ猫の如く一足に猪の毛のご
とく毛ハ一雑黒きが飛来り二三羽近附喰つかんと云おとろ弓
にて打拂ふに飛矢ゆるがいつくとりとも なく同し鳥五六十飛

来り多く喰付けるなり又弓にて打拂ひさゝ刃し働きけれ大数の弓
にて手に阿まし刀を拔て切るゝぼつ〳〵といふてきれ後生弓に
て打拂へバ恐るゝ作こ諸弓なくてなくなりの相に弓を当て切張射
んと思ひけるに弓を張る処を中にも大きさ年のぬくなる弓肩
を喰て痛ゝけるなりふり向きて弓にて打けれバ飛矢其身も暫年
を矢ひ夏の光めさるぬくにて国なきて見出ハ弓も見えず西
の方に海を見付し程に今怪しき弓の来事なるハ此あたりかべ
しと立帰り沼のほとりをみるに沼ハ数十人の漕渡りたるぬくあと
り此小枝打れ木の枝底常あらぬ格子に見えり下へおりんと意かつ
しこ尽を求るに東出のさりをきべりて万万年と見しきに落たり
其和に帰つ事に其三万年の四角なる垣なる何の故といふ事を
知らず又今深きたゞ事を深とおりて地ごく君といふ和より海辺へ
下り付たり此より南の海だとを傳ひて帰まけるに尽にて知たる
人に逢ふ此人に寄し弟の弟敵を恐しゝと云何の事も有しと云
へしが其人心を無しとて帰つ送里雇けるとこ衣類を如きて見
送ば弓の喰たる跡有く大れて熱身班ニの如し其後何事もな
し此姫孫を帰めて語りけるとこ吸江の渡し船に乗る時ハ年時
に帰へ帰りたるハ入逢なりしと拔

惣多郡奥猿（マシ）堅村に異病有之事

当西惣多郡奥猿堅村に暫りたる病ひ有村の者先年より名付て
てんぱらふと云五十餘年にて異事なけれハ此病なし此年の内に
と命より恐寒為て病ひつき後骨痛しをいたみ十日なら後して身
黒ゝて死後と云若ニ有頃身に村民さくなくなり以後より毛ニ年
立有て米を殺ひ或ハ老男を殺ひ又ハ他村の者に敵して田地をそ
だつといへども多く地も何れが方に薄きッをへどてゝ他村ハ此病な
し故に人きらひて他ゝ此村へ移る者なしと云る事以後より此村

へ猿聖の文字改りて笑聖に作る結れ其なりに和猿えば
猿聖村名和ハ勇猿
聖村にありといふ

聖根山心猿の瀧の譜

當惡安無數聖根山ハ大山なり此山中に心猿の瀧と云不有雨中にハ
水なり日照にハ水なき所之人水に渇する時橋の枝を持一葉にぼく
攪て心猿を誦すれハ水おつと云或時橋更回五人係に水に渇る此
瀧を思ひ出ると云へとも心猿をふ和然に其人心猿を誦をぼとも
佛を念ずるに奇特なるらんなと皆志きみを打て右に和にて一葉
つ法みて念佛を橋の大枝葉法きんとする時水おて皆渇をうる
係に是諸と成り前聖根の來運ち係今そ有物念ちの係幢
參上人物語や

一巻公釋法所信作所遊し事

當惡開祖 一巻公本所代に日蓮所宗旨や結ぶに而の日釋法
所巻にて在川和尚と申 知識に法義を此君結ぶ哉第無濟ハ
お陳の時日蓮宗所業持る上人と呈明日ハ厚の表志つしやかる
りなしとて忌出日にて明日所お陳所無用と申 来る 一巻公在川
和尚に問給ふ在川回小惡に物ら事なのれ大惡に討ておよと無出
一巻公悟りぬひて習ふ所お陳有三面濟勅右衆門と云ふ男士討
元給ひて所ち名を後履に所お身殺に出給一惡を給しぬ云在
川和尚ハ當惡を知るの開を出て 一巻公ハ釋法所信作にて此所
代より釋宗と成ぬ洞家之文所内家欠性院殿も深く釋法ハ
陽依にて知るに聰屋の所親も下げ髮の口に擔絡をかけぬ
山之京都陳家妙心ち和尚毛所更婦の釋法所師なり

源濟元草院岩山の譜

諫妙なら其の龍源ハ洞家の釋ち之岩山有て頃に池有此内に
龍係ぬとや鎮年を嫌ひて其告有故に史陽の当護龍源ち

よりおこる之奇妙の事多し有といへり尚忠須走村の能成山元亨
院ハ龍泉寺の末寺之此寺の山の内ニ岩山有慶和之党ハ龍泉寺
の山を写し旅の宿まで此元亨院にて火絶る時ハ住持僕を
供寺ニ火絶しらハ龍泉寺へ行て火を取り来れと云僕刻限よ都ておひ
ひして其の岩山ニ行て火を打付て帰ることなしあらて火を打出し他の又
求めて火をもらふニ時ハ必怪事有て其の為悪しからずと云寛
政三癸丑ノ年元亨院麟鳳和尚ニ此事を尋ぬるに秘して語らず
此云伝へ有るなれどもそれハ是を不用自身ニ火を打用ゆれどもおこ
る事なしと語りけり

新蔵平兵衛怪異ニ逢事

尚忠の友新蔵平兵衛実ハ山崎友右衛門派の神儒の学をきわめ
悦ふ強精にして佛ヲ破り怪異なとハ当て不用菊野村ニ住ス或時
其の山ハ鴨の引多きを網ヲ張て取んとて晩ニ家ニ山へ登りける路ハ言ふとて尚忠ニハ路多にて数ま
冬ノ春近ク有り網を手ニ二本ニ張て其ハほこらと云物を持ちけ是を持ち鴨の通る所ニ掛けて
打込之是を取る事なるとひさくよると有るか此業ニ上手下手有るみ此山ハ春ニ登りて渡へ鳥
る鴨を待之此山ニハ魔所有人ニ云ひて其にをまちて鴨を待之平兵衛ニ思
人の来りて待ハ逢ふて後室ニ大きなる鳥の羽ひらめく則平兵
衛か笠ひそらて登みれハ九尺斗の法ださえ形を見る事不能
更ニ身をすくみて不動衛と云事ヲ延およびて帰る後人ニ語せて天狗抔
云もの有事にも疑ひとて笑へり

荒丹四郎若狭の浪奇女ニ物語る事

荒丹三郎生達ハ尚忠の儒者之幕下にして他出て名有り初陵戸十次郎
川ニ入り江戸ニ来り沼川卯右衛門方に随ひ天文暦学を学ひた尚忠山崎
派を信して神儒の学を研きたる尚忠ニ入魂し積を功て仕ニ越
前国山田郷ニ掘井を行ふ子丹四郎は其父の業継後代暦法の究
暦二壬申年病死時廿二年後山田ニ行ひて十六七歳の時女子と密
通し打ち通ひて女ニ嫁ぐ一打ちしてニ行帯にお前なる延中ニ川端

髪を落りて塔にて修道しいつも向ふの塔に女も向ふに其相川のこゝ
ゝの塔に語く時川中に其ヶ年丈年の男服せさるしく其体恐ろしきが
立居より見るに同もあてられずせざるしさ云年なし塔守塔にて
つゞめしてひ持らに見えるに向ふの塔に女も伏居る彼男塔守と女
をいらむ此時塔守云向ふへ中年に親のゆるさぬ不俗をなる
故如此事に逢て天也二度逢まじと此和にて思ひきること云
て帰る其時彼男能キ分別と言ふ事云塔守帰りて後陣人に此事
を語る陣人髪を呼て嫁を求め彼女を取要しむ

備多郡伊与森山の庄屋の家代に戸さゝぬ事

当西備多郡伊与木山の庄屋の家ハ代に門を戸さゝぬ事なり後戸
ざせハ自然と明らて有或相談に為に戸ざし錠をおろし置て相中に
其有誰とも不知何とて門を戸さしたるぞ明よと云終に戸をハヅ
しいをけり或時の事も門を戸ざし内に当り居るに相中少の
内にて不をたづしたる事に戸ハ明て有夫故後にハ相分戸をさゝぬ後
に盗人入時ハ盗人立ちくみに成て不動人に見付ゆると云へり一説に此外に
も彼庄屋の電座数に人寝る事ふ能若いぬる時ハ五の刻年に逃さ
とり刀鉤此戦の音後所事に近付キテ此庄屋へ入ル所ハみえ後寝ゝる
者恐ろしくみて強力にとまと云也

栗山の猟師森三兵衛蝮を打し事

当西栗山の森三兵衛ハ猟師之其村の勇山阿ひに池有来ハ川に変に処
多信ム処あり此和にて人の気せる事有近年森三兵衛相込メに処
多を狩らんに行鉄砲を持て木の本に多ぐむ相明に随ひ池中に
火焔有ふ思ひ能くみれん池の上の山の松に大成蝮有木の又
に首をもたをて森三兵衛を呑ことせる勢ひ有池中へ其舌揚りて
火の如し森三兵衛汝退人居し我に害有ことせんと鉄玉有手無をつん
きんと云其を撃ル 鉄玉猟師何にてもアルて止るを得ぜ打ことと思ふ時先に言葉をかくる事ひて
鉄玉ハ刀鉄法に乗ける精通ケツサイの上にて二ツ打玉に鉄法の名有又云

小彦兵衛　小屋
木山四郎右衛門　東屋
西甚吾　西屋
木山周博守　南屋
木山安房守　上屋
本山郡倉城ニ東屋西屋ト名付ル各是ニ
一宅境内ニ石部有布師刀急山城ニ至
三ヶ石部石英民部少輔ト云
執行家ト
近津十右衛門　古川ニ住ス
吉田伊賀守　和食城代
同右近　日村居
吉田左衛門佐　孝俊　秋城住ス
桑名甚吾　甲浦城代
二階十右衛門　西分ニ住ス
公文万五郎　布師刀住ス
池市正　新定　池ニ住ス

同子築前守　万ニ住ス
大黒三平　杉田住ス
大久保政能守　長沢住ス
杉田茂狭守　青ニ住ス
稲毛右京進　万ニ住ス
青近江　佐江ニ住ス
同武部　同所
久民紀伊守　一宅住ス法名少玄
同内藤助　左川ニ住ス
波川吉蔵　波川
戸波右京　戸波
吉田備中入居周孝　井口村居
墓所井口永福寺ノ西ノ山ニ在
世俗タンチウ山ト言
吉土佐物語不載

右之知行案考時ハ
三千貫ハ当時知行九万九拾九石九斗九升ニ当ル歟
四千貫ハ千三百三拾三石三斗三升日
五千貫ハ千六百六拾六石六斗六升　日
七千貫ハ二千三百三拾三石三斗三升日
一万五千貫ハ四千九百九拾九石九斗九升日

知行百貫之辨

古地方ニ知行を計るに百貫千貫と云数目有今も仙程ニハ其
数名有と云此数西国ニハ明ニ知ル人無ニ民家系図相撰入
居家ノ事時の下ニ能知ル拾八万七千貫当ル当代の知行百四拾
三万五千石是田五畝を壱貫トシタル物也又或人奥の人に当
たるとて語ル事ハ古へ永禄十文ニ米四合八夕を壱貫ニ

百文ハ四斗八合壱貫ハ四石八斗百貫ハ四百八石ニ当ル
然ハ銭ノ百貫と云ハ今の銭ノ百石と同し後世ニ至リ
其銭ノ数を籾米ニて遣スニ四ツ八歩の免ニ当て米四百八
石を百石と名付しきハ古法なり
一今案ルニ我友人古語ヲ以考テ田畠之高説皆非ス土佐国幡多郡
中村ハ不破村八幡宮ニ家一條家の古文書有
旗本ハ中村
八幡ニ領所寄進田之事
中ノ前田　光任小作
一所壱貫文有之内　弥五郎
ハミラ松
一所壱貫文同畠之内　泉 ㊞ ㊞
大ホトケ
一所廿石五拾分　蔵猪分
ミツノ下
一所弐石五拾分　五石分
合石壱貫分銭
永禄二年己未三月吉日　康政 印
右の文中壱貫ニ田ニ歩を壱貫と注今の三反三畝十歩之
是銭ニ文を壱貫と云るの如し銭ハ百貫ハ田弐歩ニ当ル此法
ニして三拾三町三段三畝拾歩知行三拾三石三斗三升三合と注へ
し思らくハ高貴でなくも此所存ニ候拝領
右保諾贅辨綴ニ有之写之
芳重遠述作之
田親
一女　吉良式部室
二男　宮内少輔云親程依之蒙戊戌五月十九日 △

三女 波川玄蕃家元親ニ敗討 ム 素ニ千一法名雲桂如三刻 雲法ヲ本係あり

四男 吉良左衛進親貞

五男 香宗我部左近太夫親泰

六女 細川市正教定室 後池四郎左衛門ニ呉元親討

七男 長宗我部孫九郎 河野海部ニ敗討生年十六歳 素佐ヲ為大明神之

元親ノ 素佐為ニ大佐明神唱

一女 一条左中将内政公ノ室

二男 長宗我部孫三郎信親 豊後ニ為討死年廿二歳 室ハ左近太夫親泰娘之

三女 蓮池親実室親実元親ノ切後本津賀明神之年廿六歳

四 香河五郎二郎親和 讃岐国香河ニ居子 小野村君

五 津野孫二郎親忠 大猪太夫養子頃寿城ニ住ス登親ニ 切後本係岩村彦山寺ニ有

六 加江義人室

七 宮内少輔登親 大坂城ニ為彼所 法名蓮西一条

八女 吉松左衛門室

九 長宗我部右近 肥後ニ住ス大坂敗軍ノ時於京都自殺ス

元親著代本来

戸波右兵衛 盛親家老右衛子 長野内膳 比江山掃部

中内兵庫 来名将監 馬場主馬助

吉田次良左衛門 江村孫左衛門 馬場周惕

来名左郎左衛門 姫倉左郎左衛門 横山九郎兵衛

野中三郎左衛門 山川五郎左衛門 光富權ニ助 居城 佐賀浦

菊田四郎兵衛 西吉志左衛門 吉田孫三郎

福島隼人 狐行左郎兵衛 吉九左衛門

久民把後守 久民内蔵助 大野臣ニ彦七ニ子ニ生殺大坂彼所 九郎ニ迎下リ彼地ニ為殺ル

吉 近江守 同武部少 同平左衛

吉田孫左衛門 内蔵助聟 大坂ニ討死 佐藤忠左衛門 廿枝助解由

二階与右衛門　二階十右衛門　吉田孫左衛門
山本八右衛門　同磯　丞　桑名喜兵衛
桑名甚　吾　吉田吉迫　吉田伊賀守
家毛甚左衛門

秦家ノ士有附覚

陸田上野助度ニ
一郎子石
外ニ弦砲部ヲ
秀宗我郎左迫　一郎子石　奥田左郎左衛門
一八子石　豊永茂兵衛　一三子石　堀郎五郎左ニ史
一五子石　町源右衛門　一郎子石　吉田孫左衛門
一五子石　岡吉忠左衛門　一五子石　小代助兵衛
一子五拾石　岡吉十左ニ史　一郎子石　稲原茂右衛門
一三子石　三宮十助　一三子石　木山新兵衛
一子五拾石　木山五郎左ニ史　一郎子石　遠忠安左ニ史
一郎子石　石川源兵衛

保科郎後守度ニ
一千五子石　立石助兵衛　一六子石　立石子見二人
一三子石　久民權助　一三子石　町　市丞
一四子石　町熊ニ助　一子石　町　左兵衛
一五子拾石　山内三左ニ史　一郎子石　吉田源与左衛門
松平陸奥守度ニ
一三千石　策田忠次郎　一四子石　茅野　義人

此柴田奥ノ仙臺ナ秋ノ端記不ニ柴田郎紀三子石ト有此家成ベシ

一千五子石　近茂兵衛　一三子石　同三郎次郎
一千石　柳八兵衛　一子五拾石　近茂權右衛門
一三子石　上野平左ニ史
一三子石　十市惣右衛門
一三子石　吉松伊兵衛
一三子石　豊永四郎左衛門
一郎子石　十市継陽助

東寺大師御領
一千五百石　　市毛右衛門　一部五百石　浅野三郎右衛門
一部千石　　菜名弥次兵衛　一百五拾石　中ノ内弥次郎
一三百石　　同　六右衛門　一百五拾石　浅木兵右衛門
一三百石　　同　源兵衛　一百五拾石　吉田三郎兵衛
一百五拾石　　同　七郎右衛門　一百五拾石　戸波又兵衛
一百五拾石　　佐々木三平　一六百石　飯尾茂右衛門
一部百石　　山内五右衛門　一部百五拾石　安藤忠兵衛
一百五拾石　　中尾安次郎　一部百石　吉田武郎
一部百石　　入交勘次右衛門　一七百石　押川吉兵衛
松平下総守殿領
一三百石　　菜名茂兵衛　一百五拾石　吉田長助
水野日向守殿領
一百五拾石　　山内　乙助
稲葉美濃守殿
一五百石　　横山　又助

聞出文言

土佐幡多一條家

一條関白教房
教房公ノ子
文明十二年十月五日於土佐畑ノ府焼死
佐兵庫ニ下リ玉ヒ土佐ニ下リ玉フ

房家卿
房家公ノ子
文明二年ニ土佐ニ下リ天文八十一月十三日卒
房家以土佐一条ノ祖トス

房冬卿
房冬公ノ子
天文十年十月六日卒

房基卿
房基ノ子
天文十八年四月十四日卒

兼定卿　一作康政
兼定公ノ子
元親退出シ回臣入江左近殺ス領一万六千貫
嫡男一条家ニ移ル

内政　大隅ノ所毒殺ス
久礼田ノ所
後家田ニ居ル

右家門佐
親政
政親

一天正十八庚寅年元親土州検地作今用之
世ニヤグラ帳ト云

慶長三年戊戌五月十九日元親於伏見卒ス土佐吾川郡天満宮
ニ葬ル

同五年庚子年長宗我部家滅ル

一慶長五年 衆先達ニ為上意 井伊直政ノ臣鈴木平兵衛相并
民左史新作渡ニ旨國代重ニ 左ニ十月十九日浦戸ニ宮ニ 宗家
郡老臣一郎兵足ニ 西ニ上意ニ 諸家老ニ取ニ 同士軍
日数五十日一郎兵足打負 同十二月五日浦戸の城完渡ス 明ル六
年 辛丑 此入西甲浦ノ陸地赤岩ノ渡ニ 久枝前ノ渡ニ通リ
正月二日浦戸ニ入城ニ行列 嚴重成事 西民万衆を
明ル山内修理宮康豊公ハ先達ニ津呂ノ渡ニ近ニ 此ニ扣新成
此ニ今ニ後ニ入西 惣角ノ元祖也

寺院所建立

一永西寺 寛永七庚午年所建立
一吉如寺 寛永七年所建立 重寺四廊共大名院様所
代宮暦年中ニ焼山門 残ル後ニ建立 同十四年山門 丞ノ
廣元壬辰年建立 寺ノ後ニ 京ノ四丁卯年九月ニ大風ニ
山ニ崩ル 元録十四辛巳年所建立 熱門咱暦元乙未年立 [illegible]
門ト云
一常通寺 宮殿 寛永九年ノ翌年ニ 年ニ 月成 天正年中ニ 寺ニ
ニ引ル 大名院様所代宮暦年中ニ焼
一瑞應寺 天正年中ニ寺ニ引ル
一雲清寺堂 寛永四年ニ建立 宮殿万治元年ニ 明ニ四月
廿九日成 能ニ後ニ京四年丁卯十二月廿七日ニ 寺ニ 火焼亡
翌年 御祈ニ引ル 如西寺 焼ニ御祈ニ引ル
一称名寺 寛永十年建立 寺ニ後万治元年 戊戌年焼 御祈ニ
引ル 雲海地所 菜蔬ニ 成今ニ称名寺蔬ニ云
一永満寺 同十一年建立
一聖宮山 寛永四年ニ立
一諍稱寺 同年立

役人 仙石伯馬久勝

一西念寺 同二十三年ニ立 西寺共元録十一年ニ焼 近年今ニ和ク引ル

一吸江寺 承應元年壬辰三月ヶ造営 明暦元年 禄ク 禄ク

一五臺山 寛永二十年癸未正月元三回録ニ年ヶ造営

一所城内八幡宮拝殿 慶安四年辛卯春ヶ造営極月ニ成就

一菊脇天王宮 寛永十七年庚辰始リ翌年成就六月十三日迁宮三

重ノ塔慶安四年六月八日成就入佛

一新倉宮 寛永年中ニ造営

一一宮ハ木山勢永録六年癸亥秋焼拂ヲ後元親同十年丁卯

十一月十五日葬初メ元亀元年庚午九月十三日株以同二年

ノ春成就年数五年京都ヶ大帥と云大工下ル吉元大

助ト云所ニ而ニ勤ル此時蔵書ヲ出ス此ヲ以テ又付給ニ来ヘ出し此ヲタル本

元親ハ永ク其弓箭の家とみる 再興まても一の宮ニ而有 落書仕を人志ゆ夫ヶ書止ルモハ

ヤ見ヘ慕ル二王門 寛永八年十月ニ成就二王門の南ニ

今茂若有と見ヘ土底ヶ様の根を据おス木杉ニ元文年ヶ

の事ニ 永ク弘仁和の時英昭按ニ今石関の西一宮ヶ出川の東鎮ニ出松寺

本有り川を越テ西大道ヲ井有此今茂ハ寛政ニ行

先君靖治院様思召ヲ以 迷与承刻 ガク 土代ニ西一宮ヲ有リ

其宰の書ニ若今茂ノ有ニ除新ニ志

一国分寺 本堂 其宗系郡世ニ建立成就無し 寛永ニ至リ上ニ

き造作十年ニ成就

一八幡宮 寛永八年立同十二月ニ迁宮

一足摺本堂 護广堂仁王門 寛永八年ヶ九年ヶ月廿七日入佛

蹉跎山金剛福寺 後俄天王ノ所 新拝殿関西ニ仁王 執業弘法大

師創造ニ多ク破碎 村ニ於ケ名 東鄰ニ帝を本始代ニの勅

新ニ而とり藤ヲ所ニ山家数類ニ来ヘ与ヘ後ニ深草隠の所ニ

康元元年八月廿七日伏見隠所ニ而 應二年二月四日を

還隠所ニ迎慶二年正月二日三度の回録ニ勅録を始代ニ

秀七千花万吉勅者所下ニ文録起ニ悉く消滅せり 七ヶ忽議ト云ヘ事 今ニ在

一西方ノ塔鐘楼堂宮永七年ニ成就
一東方堂塔菱安元年九月廿三日入佛
一津方　同三年九月廿三日入佛
以城下近辺方隠知行切并隠居山居
比叡山来方東叡山支配貴山
一見龍隠　鶴光山　玉法方　方能万石　役知三拾石　新田
一静林方比岳山円光隠現果成拾石　此方ヲ雅山小学院元祿年中君公ヨリ天台方トナル
京妙心方来方
一吸江方　方能万石　役知三拾石
服方　光性菴　西光菴　慈雲菴　行月菴　杏宝菴
京妙心方来方
一雲隠方　方能七拾一石三斗八升八合
右同来方
一青源方　龍渕山　方能五拾石
一瑞應寺　祥風山　方能成拾石
服方　芳心隠　福泉方
甲州身延山久遠方来方
一要法方　神力山　本是隠　方能万三拾石
服方　木明隠　春仙隠　大象方
旋居光源隠来方
一志如方　日輪山　方能万石
服　無系隠　秀積隠　真揚軒　瑞龍隠
京頃妙方来方
一妙国方　天子山　妙西隠
妙西方支配　細脇方　方能拾石　細川橋蓋ノ方故　有之家ヲ以方号トス
京東山岩蔵勸修方来方
一常通方　河内法山　恵理隠　方能百石

服方　真平方　明玉院　福成方　威徳院　吉祥方　地福院

右日

一五臺山　竹井方　金色教院　方餘石三拾石内三拾石新田

服方　中ノ坊　妙寺方　小宮院　東ノ坊　南ノ坊　中ノ院

一称名方　皓月山　所合力米三拾石

服方　秀光院　原徳院

一国分方　摩尼山　宝蓮院　方餘三拾石

服方　中ノ坊　小ノ坊　西ノ坊　別當坊　一和坊

右寄知近邊近委不記

土佐国に昔より鯉無し貝殻もなき和大坂へ被信者鯉一万貝ハたいらぎなどさり安東ホも生菓此船にて明暦元年に所云常所成川にへ所放し有しこ三年にして鯉一尾もなし依去みこ大坂魚屋中へ此事相考中様所信付魚屋中ハ此様ハ土佐に鯰有し哉与中に付所改所信付而都ら無し然ハ今一度鯉一万鯰一万所放可然与中に付みこ其通に元常川にへ当分平ぜに所放所来年今勝数川にお来今に不絶其近鯰と云魚居ると又其くなく一家中へも入物に所謂に殺所中へ渡り婦人分居物有しに至絵師十兵衛と云者絵の景に鯰と云有し来居ると事にきとて絵書に引合居るかくみ如く殺所諸大群集せり貝も今にふ絶安東ハ無しこ其後元録の頃近度に所放し所成といへ者に今にし云鯉明暦より始ると知るべし○昔与里無し事異しの土佐日記池のめらず送る和に池の東原

迄と鯉ハ存くて

所改鬻 わとり すもふ

一所改鬻寛文三年癸卯七月朔日新信上略ス

一同八月十八日朝倉所新参新為遊宅ニ於て今ゟより躍れ撲所敷免新為信出申ノ刻所傷城ニ後新条ニ人れどりすもふ俗といへ本数年所法令新為小本志郎ゟ不存者又本其人の相国躍差元所中ニ敷へ朝倉野郎河条かゝや殺陳限あし

一同八年ニ本ニ就ち更ニ嶋里の宅へ所条詣所遥為ニ内宇佐浦ニ相ゐて相撲新信付名条数ニ新多ニ略ス 吾行司長深十蔵比江平兵衛ゟ吾村孫ゟ助佐所大工次右条門四人かまりし相勅名条の要ニ人銀子新を

一同十月九日一宅ニ郎理ニ帝躍相撲新信付名条ニ志へ銀子新を

此時所馬役小条兵右衛門長深十蔵ニ法せりふ其頃打中ニ小ニ坂左原久兵衛子西内半次郎十四五小条踊の二年吉所作ル手後所陸小庭従ニ新君出也

一寛文四年の夏大坂探(アヤツリ)一座所座新成度ニ新信出大和ゟ云探左更下ル五月五日ゟ吉者船又数五云拾人度ニ所ニ説家中不謂其者ヘ所又左ニの者ニ手後惜多寄ニ勧迎其者所免

一寛文四年八月十六日長堂祭禮相撲新信付新条ニ十四日ニ至志ニ如ち事て相撲有し行司長深十蔵比江平兵衛ゟ吾村孫ゟ助相勅吾十六日長堂ニ名条数西十一人東十六人ニ新ニ通銀子新を九文同ゟ三匁迄

一同十月十日一宅所前相撲名条東西拾八人銀子新ニ通佐ノ所の相ニ所相織新下 伝名三右条門

一同年八月十八日朝倉所新踊ハ浦子ニ男女一蔵ニ浦戸種出ぬり置志ゟ所ニ着来く 紫雲雲所ニ右ニ八月後ニ相さの鞘

△書多分
筆ノ〳〵
返報

の脇差帯中着の方ハ女おとこ晒縞子の織の帯一筋切に
笠縫出ル　其時近江笠縫尻にて其者なくして尻掛ける也
一此両佐土に十郎兵衛と云ふ相撲取名乗ある此両者中の相撲取第一なりし者
なく天下に知られたる名聞也然るに中頃迄此近辺に付
其両兼其時分一番に部類強き相撲之名取にて十郎兵衛も
素より相撲中ハ行司を以て勝負を申し極めの取組近々に其上
此後は是ハ東西共に其年寄の方との内老少を不撰此事も此ニ
然ハ東西入相にして都て人此相撲ニ於ての中ハ何と申にても其
居ル一眼と同じ様に是を相撲取りて見も能加に立合其者の仕様ハ
是より後ハ相撲も不知是又行司を以て今其事くり返し此上
此度に中如何様なり其節ハ中より説出ずる時一同に御
念申して其の方なしと相成る事にはなり相撲是限不止其後十郎
兵衛此両人近江にて見り節進出来る以後相撲（△筆ノ〳〵）時分出来る

其処前角力に手も無く負ケ参らせ其後江戸にて御
近在玉鎌十郎兵衛にて其時ハ関東にては双つ者なくして云れども
其人角力取強く生れ付る処ハ天下無双抜群の者子になられより
しと云ふ其後師弟を勝ちなくして玉鎌と云名乗をゆつりしや
其後双ぶ者なくして然処にて奥州の者端の者とて玉鎌と相撲
取りて者有其もちかたなき手のの力ハ其の量知る者なし
江戸中の者共見や不思議なる事成べしと評じける玉鎌も不及ね
ハ東西に相さへらる者なハみだんになるらんと江戸中詮議一決にて
なり師の玉鎌是ぞ一類の有由来家の伝へ古へより此手取
なる者ありし其家の限りなれハ伝ん秘力をもつ一家相撲指南
の様と一ケ条の奥義伝へしこ（五輪砕と云手也）此者今も勝続けて得其比
諸国相撲取ハ持て天下に其の相撲取生涯勝年挙り候
有る故其身持を廻して取り其勝負手の奥義（尽）玉鎌ハ五

尺少餘中ノ下ノ男八尺ハ六尺五六寸胃路とかしく立会ひ
同名氣合せ申處引や否や笠簾を引纏ひ手を返し路より
立退くニケ様スべきやと云ける時右笠簾の将空を示て生放縦
様しける中されよと詞のくるる所に大声揚様と答ける時右入屋ハうつ娘
して伏ける右笠簾ハ八尺の所と相と云ふ事人立抜ける其條大坊右笠簾
を見其退き故入屋ハ忽絶居ける此分天下に名の取れ紀伊其へ召
出され抱ける中ハ相撲止悦の家と成永子孫有之紀伊殿へ相召
出され候大坂鈞魚相撲大抱ける右笠簾氣力の国土悦相並五岳樹
と云者所々迄若其者の中へ出出有之の鈞魚相撲一躰にて尺物ニ
出合けれ其意に候ふ

一元亨年中に之者塩田績弱無きや二段迄塩の出口精多
倉の前を南へ出の所大鋳屋の南堀より西東へ条深ク人所に出
所の前を南の前へ入口口の所々の作入江に尺申ける條より元亨のケ年其を迄
堀所新規に出来堀隙石ガンギト成る其又所へ出く江堀通之所並
也若く能成也外之（天ケ本ノ）織ケ山の西海江川鹿清き所て江九山と云也
三の松歩山所右山に所さて天右衛門京に四年高者所にかり中の
此所九山の所と一面の海と成候在者ルに出山之織ケ山の高海隙
く堀江出入通り大船自由ありしに右山除き候一面海氣入若く
海浅く成しこされども天和元亨の洪水の後に高者浚りも有く又
其後の松東大出に年も存く火事八若と逃紋寺第て不居之

一元禄六年霜月自鯨浦戸濱江入河之如鯨見て突とめ鯨取支
取所と流れの所迄所作者其又所にて東松ケ崎に上流所迄出ケ
二三日見物の作付群集候

一元禄十四年十月六日巳ノ刻小東人所一丁目より出火折節曇り
風吹き火出ル居大西風に居て成所家中下所家出大紙屋新所
不残焼る所米蔵様ヲ土蔵不残焼る所又通ケ人物数若ケ加様の

火事なく衆々の年代旧記ハ雖焼ゝ共事の内日生降ゝ事雨の
如し又地ゝ四五ヶ年と見え拵後し九月ゟ丈平の共ニ行ふ事
ゟなし其共ニ宮ハ上利繁ニ此湯豊なる雲と成天氣の
様子江戸へも見えし世以後沙汰有聞敷愛火之翌年九月
十二ヶも餘程の火事有し其後愛ゝ事も有き事故ゝ事ニ略ス
其内寛年の様成変氣ハなし
一右寛年九月六ヶ江戸火事所ニ居ル数焼ゝ
其後 大昌院様御代宝暦の頃再焼失候
香取田右一事無事下大雨者ニ水呪戯謔下共雨云ゝ事共共雨
只遠望ゝし
一日十三年庚辰六月廿九ヶ辰刻ゟ大風頻ニ吹已ゝ雲ゝ中所家
中町家共一面ニ家吹破共其後家事ニも書しかたし
一日年九月御入府所遊此年 此ニ雖小躍所見被仰付躍食事
接頭地理と名ゝ此上にて躍狂言様仕ゝ事ニ数事ニ代来此事
ニ共されば所居家西仙ニ頃ゟ常居所下土橋近引後し其ニ
ニ住せ藝仕ゝ郭明和ゟ年九月十九ヶ十六ヶ夜ニ又上所下所ニ雖
お郭明の二ヶ場ゟ心田橋近夜御寸の事もなく様成所家の如く
かけ来ゝ人ゝ幕ニ打ハ入しハ灯燈一面ニ星の如く是只事なるべ
何事も打接氣を宮ニ居しぬ果して十四ヶ江府にて
太守様御遊去し所物語中年ゟ共ゟかゝる事ニ此年躍も只
と居く止ゝ物事ニ能ゝ時ハ退事早し
蔵書 だんち年我ちやきりしたきたこと
未も清ゝかゝめつくやたる仏なし
一日十六癸未年十月ゟ御当地銀札巻ゝ事ニ成ル寛永四年丁亥
年銀札上ル
一日年十月廿二ヶ当西和ニ渋口御浦平日数三ヶ不定や日の内
ニ四七度も曲り諸人ニ富ニ成ル所ニ東西大地震小田原の城

嚴安房公総へ津浪入死人餘し皆又知る事なく之此事
以後に吟ゆる他事の事なれ其事心得の為に記す
一宝永元年甲申五月山文殊所に異形所能叶背に江戸へ所立
江戸異形場護事有大坂異形場所生事なんとう隠同著所
御書相立年乙酉九月六日十月廿六日迄ハ数五十日五月山にて
異形
此浦村二人系譜の所能有之れ立邦龍元年ハ異形無之邦之
此時の大守天曄隠様御歌
あかれ強如他の所の来むさぶ人の為とく先いのる様や
一日二年乙酉七月十日当事清水沖に庫船あらえ其後進同十
二年ノ刻に当志へ若如何様兵船にて有ると云や否其騒動
公を下へ御しめ定説ふ吟内ハ虚説迷に事に言し難し其後進に
長崎定説の後進来り公下安堵御船数にあらず只其船琉
球事中山王ノ臣親雲上無に上ハ船清水の漂へ入帆様揚さ
せ何の条を無し所中条ニ天ノ江戸へ所後進其後薩ケの事へ
所使者弥の邦漂入薩ケより請ふ名權左衛門と云侍従若右琉球
人薩ケ支配者召連同十月八日午刻に出帆上安六人志多伯親
雲上御袋バイキン奥間ハイキン松田ハイキン岸本ハイキン平良ハイキン
六人之郎合上下八十餘人無之船の品人雑多に略久御袋ハイキンハ本庫へ来門に五
年ハ御庫上の所筋様ニ吟有只ゆるをろこし銀札其の里金銀ふ
自由と吟えさり六人の内為袋日本の者に能揚り已十縁之
されば日本詞に吟せず息をれ中里稲州庫士ノ船名弥郎東宮
雑事ハ是邦事の船着て其後有ニ遠事の為勅万福此而て請
ル者逼勇之内碁を好打更都池同藤後同長崎ノ名門入被其池やに攻上ら
れ更ハ指南を頼ふ後ニハ二ツ今ハ池やも其所分近年も少さ後二ツ位
故又三味線を好弥り小三味線とて穿山甲の皮にて張右琉球人請
ハ入津の内アハレト云者有ス甚あげて墓請ハ在船所共云

又郎の承ニ云

其後薩摩ヨリ御禮の御使者御本丸上ヶ候御家老中先より役
人并付々共ニ都合四人御用人又返請所へ案内有之御役所の書物ニ
主家是ニ略ス 此方様よりも小八本五兵衛御使者として其の御用書物為持薩
摩ヨリ世上ニ相替り候事と云物 重量茶入と云 又同四年亥年琉球ヨリ御禮の書物大
坂ヨリ来ル使者有 江戸へ上ル節

一宝永四年丁亥十月四日晴四ツ時少雲有る成し其日暑気強く極暑
の如し午の刻ニ至り強くゆりしと云事ニ地震目又々頻ニゆり
出し天地も一ツニ成様ニ家も蔵も崩れやうも見ヘ無く其のゆるる
と身も引裂るごとく大地みだんニ乙れ小砂所なと湧出有て又ゆり
強度と言事なく昼も夜もなくゆり又ヶ津浪打入らし其てニ嘯
び上を下へ返し追色の如く逃走り 老若男女 云や否浪打入其中一同ニ
老若男女色ハ久方ニ剣略業所ち一番山の根迄一面の海と成ル又
引て打入ル三ツ度騒し西面ニ浪打入来ル八方老若の地形ヶ二丈も浪高
き故ニ依て浦戸種崎の方ニ打入る浪西家の山端ニ当り流師崎へ打
向けし時東中田の辺ヶ打込浪と打合激し騒り矢ヶ松へ向浪の勢
有之ニ付老弱流の中され其大涯へ家迄海の様ニ成る後々数多
れ流入込たる流西ら候知つして船ニて往来候此内ニも一尺坂ニて六七度
程地震候或家の様ニハなら九れ家餘程の地震あり大地ゆるくと覚ゆる
の上ニ座したる様ニ地ニ不定動き其上心許事浪騒し 翌年ニてなれ
其のたる事なく堀端へ流切崩築往来ニ不自由都石測迄ヶ内大
程宮々の御築地新数陸路通路と成又表ヶ新迄大雨昼夜なく此
雨年ニ不絶ひ地震も度り地ゆるく起る事も止ル時され其三四年の
間時ニ地震有此時西分地六七尺下ル東潮呂宮津ハ止ル

江戸御領進破損者之記

一此家居所ニ而七拾軒内

壹軒　浦戸出殿
四拾貳軒　浦船倉并役屋敷
八拾九軒　浦〻分一家は藏敷不
五千百拾七軒　公民家
五千九百貳拾壹軒　浦民家

一渋家四千八百六拾三軒門
五軒　浦船藏
百七軒　侍屋敷
貳千貳拾貳軒　町家
千九百拾四軒　郷
八百拾五軒　浦

一破損家千七百四拾貳軒
三拾四軒　浦船家
拾貳軒　赤岡分腰根迄所殿分一
九拾三軒　侍屋浦
七拾五軒　町
千五百貳拾三軒　浦
四軒　堂社　小破ハ家並不記

一死人千八百四拾三人　内　五百六拾壹人　男
千貳百八拾貳人　女
一色人九百貳拾六人　内　八百九人　男
百拾七人　女
一流矢牛馬五百四拾貳疋内　百六拾八疋　牛
三百七拾四疋　馬
一鳴米穀一万六千七百六拾貳石内　米八千四百拾八石
籾八千貳百三拾壹石
麦百拾五石〻

一流矢塩四百八拾石
一同茶三百三拾丸
一流矢破損船七百六拾八艘也　百七拾貳艘　所手船
百三拾六艘　高船

一同鈿四百三拾九帖（本ノ張紙）　四百六拾艘　浜船歸共

一浦々塩焼屋呉不知浦矣

一同保倭松前共六百八拾三艘荷

一同起炭　卸拾艘荷

一拾四万五千百七拾石

一矢伐木五万四千六百本

一井関川流塩破損四千百九ヶ所

一浦矢板橋　百八拾ヶ所

一同井浦　六拾七艘

一亡所浦　六拾壹ヶ所　半亡所浦　四ヶ所

一亡所山　四拾卸ヶ所　半亡所山　三拾卸ヶ所

一山分山山分畑能種穀數大分損矣

一深三ヶ所大破其外國中往来不自由往返筋破損數ヶ所

右破損山浦山共郡分村々在之のち奥地等浪記之悉く半

至と有

一蒙長九年土佐西地震高潮のし年濟謨任侯阿閣和尚晴平力

記録に半ス　依去変々略ス

但七月十三日大風洪水八月四日壬八

一吸江南山の端法師城西へ出る岩の以海際に名市の松有いつの

法林とゝや家初年の時近枝付其儘々白くされ尤年成年業々

尽しかたし其昔元録の法高麗陣の生捕忠々所領ヶ所成其後

和膳の御所返し所成尚忠々もボクホニニン所領ヶ此人尚忠々て家お生

此子ハ所返し友人殊ろ家れを惜しと安位（将衣ク）弱原豊物飼船りんこ

至此子所人と成於月と云今の庵人所所之付源タル者日和好

ましく至半殊ろ其子孫今多し其後元録の法君家有忠様

し置たる形見の松と詠給ひて信ハ御返し船を進め同十二年霜十月
に至り火災に焼失けると云也　其後尊人浦戸近所に至り此時法師堂
の松を改め今に至りても猶この縁の松是なりとて感し給ひ結文
彼是尋初代の時より又の西に成て詠られしされ共文字のすめる
も知らぬ此時尋ねハもらしぬ古き人ハ比まて居なして居松の石を所なし
据置たる年尾り給ふ知る人ありし古松枯枝ホさたる事所制禁なり
信仰身分然されハ本跡り見る事之後にハ枝ハ失を告のされ而称る
に至永四年築大地震津浪に流失けるに又此所の後際に御預り
寄進せられし松有て初代の御信文の歌に御宮の東の磯に浦中と
十四ケも有ル所あり松有海ニ浮ぶ本数々有其尾彰之是其云
其も元享四年丁卯九月九日の大風に吹倒し枯る
流羅所当世に至り所続りて西に
一関ケ原陣後右脈ハ之の内土佐ハ毛利豊前殿　豊前小倉ハ成る　所預り
給ひ久しく所守り居りて後大坂陣再乱後委敷去より所君の守護
信の所使者御伊賀守に御出十五日着ほとして赴く土佐の要害尾
前宮奉頼中下甲浦之浦辺にて泉水居出立る人にて知り同居小
刀拵小刀拵ホ居奉せ当惑久しく至り当人中ハ船ハ豊前小倉の
ある人未来所有様申比所に所窮屈下依庭之この事成り数年後申中
此ル後中上此方にさ萬殊之ある人間様ふ及事之奏行相持参
所に人を有そ通中後所前と蒸去所流成数隣大坂後甚所
去後来計にも一の所成様子之奥部赴きり当る事細知る人なし
其後浦戸船進所参所成当本所御之何人未居奉近ら浦戸
に大船の掛り居中ふへ船所数船かゝり其ハ掛りて居らしく漂
船一の中海所信付大船ハ所系所成る漕出し順風て帆を上ケ大坂
へ着船小比御之枝きの所　豊前殿大坂御城の時計所も居く天満之を建
有出来年故略ス
たる者有其刀かくけ小く話きを心に得て孫有と云

剣術達人之事附不勝患ニ而深有子細有略ス

一寛文十一辛亥年か松平陸奥守殿後見白姓大伯父伊達兵
部殿陸奥守殿幼年故悪を重れ家中心々ニ分れ家老伊達
安芸江戸へ申付若上意を以被仰付候ハ、其外御為江戸表企
候義を記ス

一板倉内膳正殿ハ家老共被召寄様子御聞被成

一三月廿七日酒井雅楽頭殿御宅ニ而老中御列座ニ而御尋
島田出雲殿其外大井新右衛門殿も御入来老中安芸原田甲
斐古内志摩柴田外記都合四人被召寄御尋申渡隣座ニ左衛門
ゝ申者御隣ニ罷在家老ともニ老人新右衛門様子御聞被成候
芸申分随分十分の理を御聞被成候何事も御為申合候へハ罷出
甲斐ハ新左衛門殿近申候ハ只今申上候ニ付存候儀ハ存ニ乎之定
の左右申付候処申ハ只今申上候儀一通（返答不申）申上候義申分申付廿九日ニ左
申被聞召届候哉ト被仰付則出雲殿新左衛門殿甲斐ニ新
仰付御前ニ而座敷へ御越被成候処ニ入候の義新左衛門殿ハ出雲殿
先へ御座敷へ御越被成候甲斐罷出ゑ安芸居申処を通り甲斐
申ハ於相続候もの存分をも存居候脇差抜き一刀切り安芸も脇差
ぬき申候共相かゝり安芸ハ於当中之蜂屋六左衛門抜合
外記も走り通り候人ニ候ゆへ申居申し御式台雅楽頭殿御家来
石田弥右衛門ト申若者附添候共甲斐を一刀ニ切とめ
雅楽頭殿御家来高頭付大田伊兵衛ト申者組合出合候
を甲斐左へかへりハ小脇を切付申候て出雲殿御座
敷へ御出被成候切何事も出来甲斐を付添甲斐ハ御座敷を
心掛参候を伊兵衛御前へ抜参り出懸かけ申候へハ抜参候ハ、と申を通
りさまを切留候なり

一外記甲斐志广ハ仙台の代々枕様ともに甲斐ハ兵部殿妹智年

故兵部殿味方之所を中の所前にて散々傷申上所を中所何
新成能
一郎記云左衛門源手故郎記ハ三月廿八日薨云左衛門ハ同廿九日
果ル
一雅楽頭殿々有之死骸并手負不迎所取々様度々申氣れ共
度々不氣薬木彦右衛門殿ヲ傷共氣夜八ツ過ニ遠江守殿ニ所
引寄家人ハあれにて相果る
一石田弥右衛門浅手故次第ニ快
一出雲殿并志戸伊兵衛ハ手負不申
一仙重家を呼ニ新蔵何事も氣を申処静謐ニ成
一安藝大忠節諸人情ニ申ニ
一安藝年頃六十余　人力限四万石　仙重英ニ年五十八歳と云
一甲斐年頃四十四五　分限　壱万石　分限二万石と有ル誤ニ
　　西田和ニ分限八千五百石
　　トアリ
一郎記年頃五十餘　分限三千石　年寄ニ英勝様ニ口ニ有ル業家
　　士諸家ニ有附所ニ此本田右衛門
　　三千石ニて奥陽原ニ不抱と有り此郎記ハ此本田ニ三千石と有ハ其忠衛門家ナル
　　ベシ　上下轉誤カ　被カ本ヲ
一志戸年頃三十六七　分限一万石
一兵部殿　三万石
　　土佐忠ニ所頼り所成所不ニ内所心ニ様ニ見ゆる
一延宝年中ヶ加ニ瓜甲斐守殿当忠ニ所頼り所成所居ニ成
今弘小路の処前ハ家ニ有元録十一戌宝年の中矢以後弘小路
に成此居舗ニ所坐ニ右兵部殿甲斐守殿所家人ニ当忠ニて病
家所墓吸江山ニ伊達加ニ瓜所家人共諸右史ニ
一所ニ家滋聖井少将様当忠ニ所陳大津ニ所坐ニ延宝天和の頃
力ニ後勅参有物京被成家ニの通所信ニ傷り故ニ当忠ニて所猶有
大津の住人右近兵衛と云者甚所心ニ叶所以来ニ所成所
供ニ召ニ刈所支所人ニ所伯付佐光右近兵衛と云ニ中家来ニ兵衛

と佑光と迎ひ給ひて有しし事元録二己巳年予上京の時六兵衛
おとづれ中いまゝ日々往来此里の好根は呼ひ給ひ六兵衛も君れ
は会ひ給ひ給ひ候ひ乗ひも親は君人ニ後京都一能下りは常下り土
産とて此好根ハ信会は公家方数々の名我短冊計ハ拝ひ余ハ兵衛
も七枚ハ送下拝物ハ此は返禮急ぎ申上ル後ニ甚迄入ニ六兵衛
後小身者行当り又共ニ尾能は聴申上ニ京遠ニ及ニ内滋賀升
横中将ニ内信は筆ハ成目ニ度は略ニ申上ル
一小田桐新右衛門度当志ハ清罷は旅木の里（は分張五万石ト呼）刻加ニ爪度は跡
ニ内ニ産有所不の内は歴ニ和猿を好画ハ不ニ乗事右見事ニ無
以ニ多し土佐ハ監ニ見事加ニ不ニ後点享四丁卯年ヵ春江戸表
往来は報恵当志は立ハ成三四万石猿の内代成は供迎甲浦通信
之は両以随分君常ニみゆる初達ニて内ニ居と見えたり（或人十五歳ニて出おとる）は
立の時分二十歳少解とおもし
一貞享ニ至り情多山内大猪様は身上ハ君上遠ハ能深情多能
智は義ハ成年貢壱万郎子石ハ君上ニ後当志ハ所ハ事
は新有ハ叶元録六癸酉年春当志ハ我常通ニ而ニ内居数
は他事ハいまさ成能無ニ其内大川筋ニ至ニ明居数ハ入ヤ生後
元録十二己卯年江戸表は報恵当志は立ハ成浦戸分は船ニ君
る
一元録八乙亥達春小ハ江は義の以ニ蚊柱三本立鍋数事迫ニ
一も見ゆる夫教見物群集ハ後ニハ往来ハ不ニ共立ハ為り見る事
禁し当人付ク世人誤しけるハ義の以ニ蚊柱立事ハいふ様は加ハ場
の先（喜カ本ノ）誤と見ゆきけり
一日十年（十二丁丑カ）丙子慎多三万石一条ニ内能分と有り税後拘一家中ハ新
（気数多ニ終ス）又分は能年重は居数ニ立は能は仿中組切ニ内料理ハ甚
此浦河山共当人所屋達事は目見ニの所人ニ非事細ハ者共村

御会ニ御秤頭江其外御館相見申ニ付芝居ハ江浦町芸人
数積リヲ以入替リ居相被仰付赤飯切飯御肴酒引酒添出
也上方ヶ御譜代役者並ニ大小鼓打狂言者都入地謡三人加リ
ニ出ル人数当分御座敷ニ而罷下リ候ニ而事ニ之
一野中ノ当惣井筋浅草護明寺寛永正保万治の内
一山田中井寛永十六己卯年始ル同上井正保二乙酉申出来日本入
川正保元甲申年出来同所の町方治元戊戌年下町ゟ上ル中ノ橋
ヨ東ニ丁目二丁目上ル寛文四甲辰年出町の内二ヶ所井戸ニ付
一捻鉢井筋正保元甲申年出来
一西筋右年暦之内
一片地ノ内加茂の庭園右の東石切町の時中ニ而石の内石の中
二九ヶ宮前白石の録ニ而出来之包（今世ニ開ルハ吉兼色之 此処ハ雲のめし） 其上潤ハし人出
赤吉光有今御城内ハ場所ニ細め出ル
一東洪呂宮洪浅草護明寺ニ而撰し港記一冊ニ人数役附八月
写追加本記
近年右港記題並代重成書（享保辛巳十月吉日）
一明暦二丙申年出来後府内之館主日根織部殿自己ニ而石之城為
請取御難ニ浅田采女衛門殿弥兵左衛門殿被仰付当惑之御船
御加リ一面ニ奉教ニ而仰付御船手の役目申御組の者ニ仰付大坂
御本船浅路之内海年賦リの惑ニ今御使者菜子酒肴ニ而築
笠程府内城近く成年の候有府内ゟも弓鉄砲役鉄留置立存ら
べ船おし来る近く成ると存ち艘来入り弓の弦を者づし鉄砲
せ小船ニ仕而人気御奏者承ヘ狼入居出る本丈之中御船の内組
ミ多ニ方ニのし出る又本此方ゟ小舟ニ仕り人気ニ近寄剣城着和
速お渡一両中無為出時ニ御入一の所成出来夜中用心厳敷候
吉御船漕おし船出読込入ル城下の面ニ仕居出一同ニ御前を

官府跡碑銘

尾池先生

官府舊跡記

同

ちぢかの記

紀子碑石之和歌 并文

一土器出岡郡比江村と云所の田間に紀貫之の旧跡の碑を横り竪四尺五寸横壹尺五寸厚一尺或寸法石二重碑の正面南に向へり

一篆額邦君の御筆にて紀子旧迹碑の文字有其下に日野家の御歌を刻ム 資枝卿 御筆

權大納言資枝

あきく世りやとりしところ未遠くに
はとへん多尾とのこれ石嫡に

一碑の右傳に侍從藤原兼雍篆と書せ給へる文字其碑の裏に佐原家の御文有

世皆称ス紀子者和歌之仙也ト事テ於延喜聖朝ニ爲リ御書所預リ名ハ貫之夫レ上世有リ枕本太夫ト云者ノ和哥之聖也斯ノ

稲毛實カ間隙雜記ニ碑形図アリ之ヲ摸写メ白湾藻巻出ス併見スヘシ

道于時大、振後之業之者錦々不絶及彼聖代其
風継與令紀子撰古今和歌集序亦成矣其説
固和歌之教誡也継有詔更撰新撰和哥集傳
曰延喜 喜当作長 八年出為土州刺史時幸無為治事之餘
暇漸以撰定之承平五年秩満皈于京師民皆憑其徳
迄今不称他為其刺史者言必称紀子宜哉有彼序説
教誡傳于無窮府跡今猶存焉其北則比江山東数百歩
而有老松相傳紀子遺愛也南有公廨之古塲地相去
纔数十丈嗚呼彼趾之微若存若亡頃有尾池春水者
与高村自安曰氏朝海併力欲刻石記請和歌於日野
亜相資枝卿又懇一語於余聊書其所聞以与之
云尓

天明五年歳次乙巳夏五月

正二位清原宣條撰
権少將源家具書

右所文本翁文粹の雅をもて能らせぬべるとぞ書き出
倉家の所蔵に此碑天明八年戊申冬洛華に於て彫
刻朱雑し寛政元年己酉春二月新たに
一碑面の和歌「阿をぐ世にとき延喜の聖代をさし」「やとりし
ところとき安府の迹をさしての給へりこれ詩君南に篇
薮茅タル甘棠勿翦ルヿ勿拜召伯所説と云をとりてよ尚せ
給へらなき芳賞その君土庶の刺史となりて安府可
いませしら郡内に彼所代の政を志き民を持給ひしかバ今
に至り近里民千徳を慕ひ舊迹の強なん事を欲きて
石碑を立ち永久事を願ひ又貌自松の枯ぬる事を惜み
て是を桂頂ん事を思ふよしなんど此を願ひ彼甘棠

の芳に思ひよ我へて深き心を法らぬ程へるいとた
多ひなきことなり
寛政元年二月 尾池春水譯記

土野安府迹記

一土野安府の跡ハ其名郡日吉村に在て寺城を東に
距ること二里餘

安府跡方角

一安府跡より東一丁余に明人家と云不ある
一寛邸の分二丁余に旧歴あり
一東の分四丁斗に貴を観月松といふ所
一南の分三丁斗に寶塔寺跡以麻原の頭名
一西南分一里餘に大津廉児崎有
一中西分十丁斗に国分寺なり
一北に日吉山有山の半後に日吉社
一石清川（一名国分川と云）和の源北より出安府頭の東南
をめ多里西に流れ流れいる

実云
石清川ハ国分寺ヨリ南ヘ見通シ多ル国ノ府川ノ西ヲイヒテ夫ヨリ東ヲ国府川ト云サレハ西ノ豊国山アリテ石清水ハ幡社ヲ此山ニ秦氏ノ勧請ナレハ其昔ヨリ号セシ故ナリ

一石清川をせき水を曳て田地に然る海を（こうかわノ）恵府渠といふと云安府領の南にあり

里談

一むかし安府のありし領を里俗内恵屋敷と称せ和名抄に土佐の恵府を其名郡と云土佐日記に住たちより其所にのる無き所へ已ことゝおもふる是なり今其領田畑となれりみそこに内恵多ろと云傳ふるもの有碑石を立るの地昔此地を田りひらきする時旧礎あまたあるを取集め家に埋みしと云みくろの西を瓦畑と云むかし古瓦多くおけるによりてかく名付るよし今に瓦の小片まゝおるもの其所中に菊鉢の瓦甚掃こいつれ布目あまて今の剣石と称あり

一所以前と云ふ今永源寺（旧号乾十流寺）へ至る道の東館に其昔安府（イ府館）の門爰に在けるといふ

一礎石ハ安府の跡より東の田畑に在南北の長九尺六寸幅六尺四寸余桂穴の渡り二尺六寸余其中に又直り四寸深サ三寸斗の方にさき穴其先達かよふの旧礎あまたあるを川蓋讀志ける（イ所）不取用ひて此石のミを残せ里と云又或説に此大礎の其地ハ昔の古領にて城の櫓をうなし石なりと云然其寸法大抵古宰府に残る石の大礎と同しみ通しに当村の土民安府の領を耕しけるに一ツの石を掘出し直三尺斗石工を用ひすして自分に栗（うカ）なる石なり是そ府館の旧礎あるべしとて（実云旧石と思ハル、右石圏分寺本堂境内秋楚山ノ小祠ノ臺石ニツギタリ北ヨリ見レハ柱ヲ受シ丸穴モ見ルナリ）家の傳に其をけり今重蔵と云者の家の前に在里

一貫之の観月松ハ石清川の東の恵野地村の内に在里此所の地名を月の木と云其西北を松のをもてといひ東南

実云
月見ノ松ノ下ヲ流レタル川ヲ今モ月ノ木井ト云又植次タル松モ今テ枯テナシ太古ハ

所松原二テ月見ノ松ハ其一本ナリ。ニト其里人ノ談ニ

を松のうらといふ是安府と云る所によりて名付る
あり中村の月此松の梢より出るをみて要之の君殊に
愛賞しぬひけるといひ俗に延年古松枯けるを里俗等
誤を失たるとて松を植次けるといふ
一石清川延喜兵部或頭線の像に五椅丹治川名是
と云里今いたし川といへるハ五條の古名を称せる故
又或説に五椅ハ遠我美郡甫喜山なるともいへ里
古ハ吾と書と云書お通ぶれハおもひよりていへるな
らんいつれ是あるをしらず
一宝塔寺誤ハ南の田中に小さき吾郡里俗是を寺脇堂
といふ此寺の所ゆゑ志らず又其所に公廨居家の
誤といふ事
一大津廉児濤の地紀君任國の所近ハ浦戸よりの入海ゆ
ろく深海も左ゆゑからざるしを遠ニ海なきくに
ニに塔を築き海をさけて田地とおしけるを大
津廉児濤も名のみにて今ハ一里の良田となれ里
古左ゆ記ゆゑ大津を里浦戸をさして漕出と云
ニ又廉児の濤と云ふにかゝるのたらからまことへ古
れこのれ語なとおひ来て殘におりいて為きかゝきこと
をいふ云ニ
一惣社芳ハ安府の西に在けるを中古國分寺の境内に
遷を里今畠の中に其の里諸の里
一西分寺ハ聖武天皇の所代初至僧正に詔して是を
立しめぬふ土左日記に甘野諸師むまのたなむけしに
いてまをりしこと
一日吉社今此郡山の内永源寺の東紀ニ在芳ハ此山の東

実云
惣社ノ鰐口今安
喜郡安田中山郷
此寺ニアリ
銘
土州惣社大明神
大願主衛門尉
真長敬白康暦
元年八月十五日

実云山内ニ山内彦作丈代々ノ墓表アリイカニモ廣大ナル
ニテ其古ノ全盛思ヒヤラルヽニヨリ見ルヘシ

東の林に出たて安府より鬼門にあたりけりといふ

故に思ふに君延喜五年勅をうけたまはりて古今和

歌集を撰ぶ 古今序にみえたり 千明ナ書和歌集と云て 延喜の末に従五位

勅命をうけて下りたりて千歳を経たる歌二百八十首字

抄撰せられしを新撰和歌集といふ未だ功をとげ

ず官は終に延長八年土左守に任じ 書云下り給ひぬ

撰みし序に見えたり家集にも云 延長八年土左守に下りて

実云
群書類従巻二百
四十七 紀貫之集二
云
延長八年土佐の
守にくだりて
承平五年京に
のぼりて右の大
との名川におは
したる家に住みて
歌よみたまひ
る
なみの花のうけ
てうつしつは
ともにかへし
ら川の

承平五年京に帰りて右大臣家の序に云

此所にともなりて右大臣

勅撰を土佐にてなしたる内撰を完了なる集の序に云

奉勅者草莽紀之 及拙撰分憂赴任政務之 千竹春草萌

餘景漸以撰定 以中男 貫之秩罷帰日将上献之云々五年

りら土佐に相なりしまして承平五年十二月廿日にかへりて

同集二云
延長八年九月
日京極中納言
の家の春のあ
りけるに母のふく
にありてひとへ
出にきられひ
しき衣ぬさ
ぬる折ふ子おも
ひやるあんとよ
みて土佐にあ
るあひ送られ
けりし返し
着衣のきぬる
思ひやる
ぬれぬもやま
ずさりけり

鳴る春二月十六日に京にのぼりてよしと土佐日記にちかひさされく

りあるよとあるこのよと世にいひとせえてらと日記に書ありけるに

てもちかる居し天より後天慶八年二月廿八日木工頭に任し同き

九年に辛せられしよし従者新撰に見えたり 紀氏系年より今天明四辰年迄年数八

百四十九年おひし滋民天皇の御字に二品の舞 糸恒九世孫小立ナリテ

居を土佐の志遊と宮めねひしを勅として 以上旧事記 聖武天

皇天平十五年六月丁酉郡従五位上引田朝臣因史に出康 以上続日本紀

以上をはる土佐守としめひしより 紀日本後 国史に義とところ

おとりへとも唯思ひその君の和歌に誉れたしる土左日記を

えうしとて見らへき底め此里の土民にさまでに紀君の旧跡

とのこゝ心得ぬ事をもてわれもふにおゝ集の真名序に雅言ヲ下ニ子

相将ヲ冨ス餘金銭ヲ上而骨未ダ腐ニ於土中ニ名先滅ニ於世上ニ適為ニ後

世ニ被ルレ知唯和歌之人而已と書れしもげにたかくなるらむ

一古安府の治務は一里の田となりて猶ほ其名のみなせる
我里民は只一紀氏の事をのみ知りてむかしを志の意未の
世には必ず傳へを失ひたんことを知しみ石文を立ねの事
事を願ふといへども力なたさりしにいかし其府治のさま綜
品になれば尚ほしくて同志の人々と此紀村に至きるに其なので
至に係る事村々の業此事を語る字中里民の志を
述しともに力を合せて其願ひを遂しめんと村々
郡の司にうたへ申させりしに縁ることを次き廢ることを
與させぬ時にしかしきはやがて中のまゝにゆりぬ又の少し
の事さとの法ぬて河りて此河ら消しを筆記し　日野大納言
資枝公に告まりしにたゞずも碑の表に記す処の所歌并
佐原二位宣條公に辞字えらたせぬ記て僕に下しぬりぬ是紀
も芳名のたゞのらたむるにしてあらはの義事なれはいよ〳〵
志を與し永く旧治のたゞるたゞとなさんことを同志の人に
と共に願ふといふ

天明五歳次乙巳秋　尾池春水詳記

追加

貫之の住ぬひし國府の跡に始るき尾のありける
字拾ひて　尊師のほもとにさゝけ侍りける　春水
苔むしてのこるこのたゞも思ひやれのとなる里のとゝの昔字
後返し　資枝公
とゝ遠くのこるこのたゞ字手にとるもくちせぬ道のたゞきり　とゝ思ふ

国立公文書館
National Archives of Japan

杉ふ屋ノ仮字
ヲミズ
○ヲミナ或ハ
○オムナ様なる
なし

山深きあさりにハ出りたちていのちもきゆれたけれ
ん哀かしこまてハ物語ハれるゆゑにれおもだに集りたり
なれるれ杉ふ屋のかたちにたらに出来りて明あかうむり
侍りもいとめづらしく杉原白まだ
いまゆりひある世なりけり山磯乃
かしらに雪にかゝるめぐみ哀
懐多郡加美山の内十川といふ所に富士侍りけるに明る
と雪いと深くて立出べくもならざりしに日新さし
出るゝ所とりやうし晴こさりけれだ
日のあたるふ言根を宮になるたれそ
ふもとをうつ法王杉に川ぎり
みたもの山に内津の川といふ所にて雪深かりけれだ
おこしとなく居こつる雪に翁かりけれ

友よふりさや秋のやつもかな
此度府下を立出しより言葉郡懐多郡なと見め
くり行ことしハ雨風と杉をたゞへぎしてわ秋おくて
のわいさめもなくゆさらに実のりしかはいづく此里
もかつ浦どの煙に杉をひわさり此回と秋五と世のむ
かしみしやうにもあらざれハかゝるありさ浦を先君
此世にいつ浦して見給ハましかばと思ふにもまつ
淺ぐましくて
世にと稲のひしまく此秋の色哉
あまりけ至てもきみ見浦さな本
かくおもひ法らんかうち後のこゝろ色浦
なきかけをたゞふ秋に残りけ至
見たて如夏此秋此おこさん

ある夕ばかり下れ葉浦といふ所に岩倚りたるに松
にのて月新のいと靜なりけれ共
破山にかへる鳥をしたる豊えて
月新渡しよるのうら波
入野鞍村なといふ所をゆきて有井川の石とりに至
る此所にも有井の庄司ゟ塚なのまと咲く見に
清かれかに志りしの松のものゆりあとりたるさ浦
もいとあはれなき渡
いつく我らと名のゝ有井の浦とへ来
松にこゝふる冬れ山の秋
ことに正慶元年の春一世の勢御親王を土佐の
情多に極し東至て入野の奥米原といふ所に松
たしまたはりに此所目情なるものあて常にも

てかしづき来れるよし昔物語にもかきあり夜を通
て佐賀の浦といふ所にとまる此所に清にかゝる
至て明のこれ氣色たるべきなし
小舟なく佐賀の浦浜石のしと
むらふ山し浦の明のこれ持るに
与つの海所室の浜といふ所に極見のある我人へ
拾ひ侍まりにむらし都の浜室に本見しるなと
松もひちて
忘ろいたや夜も浜室れされるに見
都の春に松もひよ持へて
神世月なる志和浦といふ所の民家にやとりて
小松志られ婦ると咲しに浦浜れ
まつにさしたふる閨の手枕

このくあまた村々を見めぐるうち此回と林玉と世
餘濁に憂ひしやうにもなりて我の家みあらず羅
しく造置くたへいと絶ひしを里もなき又富る者
ハ費をおそれ物の左くみを居していと清らに能置
なきら宿りもなり是をみて清らく思ひめぐらすに
松ほよ我人の世の有さま食たれハかふらず怠り
富きたれハかふらず驚るこのころ豊へ志のび難き
によりて後のかふしみとハなれるあらず我
世の人の富ハまづしきたし免そと
松もひかへしく相らうもこの郷
又物繋りなきばといへる婦ともも思ひ出侍りて
咲出歎るみ流れたこのくることあり字
書く月末れう思とやれ見有

我れより多聖人ゐとけ故なと思て横浪といふ
所にいたるむかし土佐の大江と雙えしを今浦の内と
いふ是ハ三里の入海之此所ゐむ国とる国人をたし免
松のく系に無て宇佐浦といふ所に後りなんと治
をりしも此あたりに住る翁九そぢに余れるが八そち
に余る姜を生して出来り清ら松のもとにうつ清
くまりて物語たれる字人々見侍りてめてたき姉妹
皆のなりし此ひ成といふをきて
むつましなれたく久雲光ひ深き枝り
年代の親そふ相生の末川
かくれに婦れて口すさひ清ら此恵の西の方たる里
を見めぐりしに四十日左のりの日数を居しく神
無月末の四日前ハになん陽り見ぬ

柳陰亭追遠錄

完

榊陰亭追遠録

謹而奉告配所四十年伯兄仲兄叔兄没李弟毎語吾曰先人所成之神主吾命終無可倚如何若有野中氏族可倚其時訴安東氏吾對勿言汝有幸而得叔子孫可有續祭事若天亡者無所逃不知道不知義者豈倚之癸未六月二十有九日季弟死其時老母曰仰天臥地流涙生無益可共死吾對共死安然季弟一世不幸生不乞五月遷配所平生焚篋身今没共死有誰隠尸清死跡乎又神主之事如何豫期時而聽其命天与吾生者必可得赦焚棄他所而期其時造祖廟矣九月十有四日夜得赦其時既為訟古臣行井口氏家則得志井口氏通書悦而老人三十里不遠來既夲宿毛時貧乏家欲共去者女子三人及貧窮期不忘恩誠可謂有義矣正運院雖処変温而順朴

直而寛到阜女如自生子家内者見正運院如父母求之
焉乳母壯年之時伯兄欲嫁之乳母流涙不從四十年不
赦女子身居変不劣丈夫者也我於朝倉聞扶助采事吾
流涙曰豈受或人恕曰有老母有乳母必莫辞此時紛縕
不(恕不得辞焉之顚倒)得辞時寶永五年戊子九月二十有二日婉志之祖
廟成就使神主安置向來古槙重矩者土州香我美郡之
内住山田村重矩有田地東北之間四方三間以價永代
買求之重矩自家當艮祖廟一間四面造營之并祭田五
反(須江ヘム村ヲ御賤ニアリ不ノギカシワキムクノキ)賤女後重矩子孫如今可
爲祭莫又為破損如此祭事九月十有一日以強飲醇酒
可祭之必哉誣枉而勿汚神奠勿特僧尼可使古槙子孫
主今日謹以強飯醇酒奠霊前以伸野情又古臣之者欲
報勲功而予不得志忠烈之者左記並以敢告于鬼神

古槙與三衛門重矩

此者父者八左衛門有忠有義其長理左衛門及愛重君
臣之義不仕二君其次子次郎八重固主君之會変又哀
死徇死實勇壯哉挙世有爲徇死者自本同日而可不語
可使鬼泣代々忠臣於此使位神主之右古槙與三衛門
重矩続父兄之志事我如祖父始見之我慮忠臣之爲家
而詣祖廟事曰我自素無百錢之儲先人愛所之有重器
以之造祖廟曰諾始終不懈一人司之成功予雖思祖先
不倚重矩者如何成就之古今多爲官禄仕者貪窮之時
愛主君者吾於古槙之家見之忠哉

古槙與三衛門正康

井口長左衛門正康
井口九衛門長子也其氣量勇者也鶏立之述時又其年
八月貶出本山從其無交也之志躬耕四十年其間能耐

貧窮之難今別妻子事我一日不宿外以夜續日薪水窮
労之難誠實哉
古槙彈七重中重矩長子也仕我又親切也虽爲若年其
氣量異他事父母人品實者也
伊藤益衛門重教
伊藤勝兵衛重剛伊藤才藏重言兄弟者先人鍾愛之臣
也兄弟當大変之時自鶏立之日有命而晝不緩出入于
茲四十年矣重剛早死次子益衛門與才藏同其間密掃
除先人之封塋不隋忌日夜間奠墓前到曉天歸時内外
族人故旧之家多曽一人莫拜墓前嗚呼忠哉重剛之子
二人長習伯能繼父志不怠不幸早世次子重教又能繼
其志到今如一日可謂擧家忠者也

井口段之烝正基

正康長子予自宿毛來結柴庵之時以日続夜不厭力為
匹夫之業虽為貧窮加志成功

近藤務右門安興

此者近藤六郎兵衛次子井口正康妹子也結柴庵之時
与正基同作匹夫之作業雖清貧加志成功

刈屋喜兵衛

此者一明公仕処也慕主君及大変之時向来擔恩義者
却而致不義者多擧世衆人如此焚此者始終無二心者
也四十年配処之地成門其訪所實也世間詼而有言者
彼者以道如此奇哉

野村興三衛門

父野村甚兵衛重正子也其重正人品異他先人所撰擧
之士也其氣象剛毅正直守雪霜之操者於重正見之始

終於配所病死痛哉與三衛門続父之志結柴庵之時加
志又到造祖廟之時皇志
婉虽為女子之身所事鬼神豈有隔尚饗

右吾高城故野中太夫兼山公婦人柳陰亭氏之遺昏也
公没後婦人與古臣古槙某相計造営廟堂以続先志所以
吊亨祖宗及公之玄霊而並配招其義臣七士之魂之文
也廟在于香我美郡山田野地上野村祭饗聯綿不絶者
盖百四十年于今矣而星霜之久遺文殘欽題名熳滅殆
不可讀於是廟令某使書史別繕寫之装演既成更就予
正其蠧魚且乞作書名誌其一未目新命曰柳陰亭追遠
録婦人諱婉卒謚安履亭公柳陰亭乃其所自号也廟令
氏野口名藤次世家于山田西街盖其遺民云安政六年
歳次己未夾鐘社日後一日

鼎山間民門田稔拜撰并書

国立公文書館
National Archives of Japan

池村任吉池

十市村石土池

国立公文書館
National Archives of Japan

實測引形

明治六年

梶佐古景正
松野尾章行
北山霞嶂

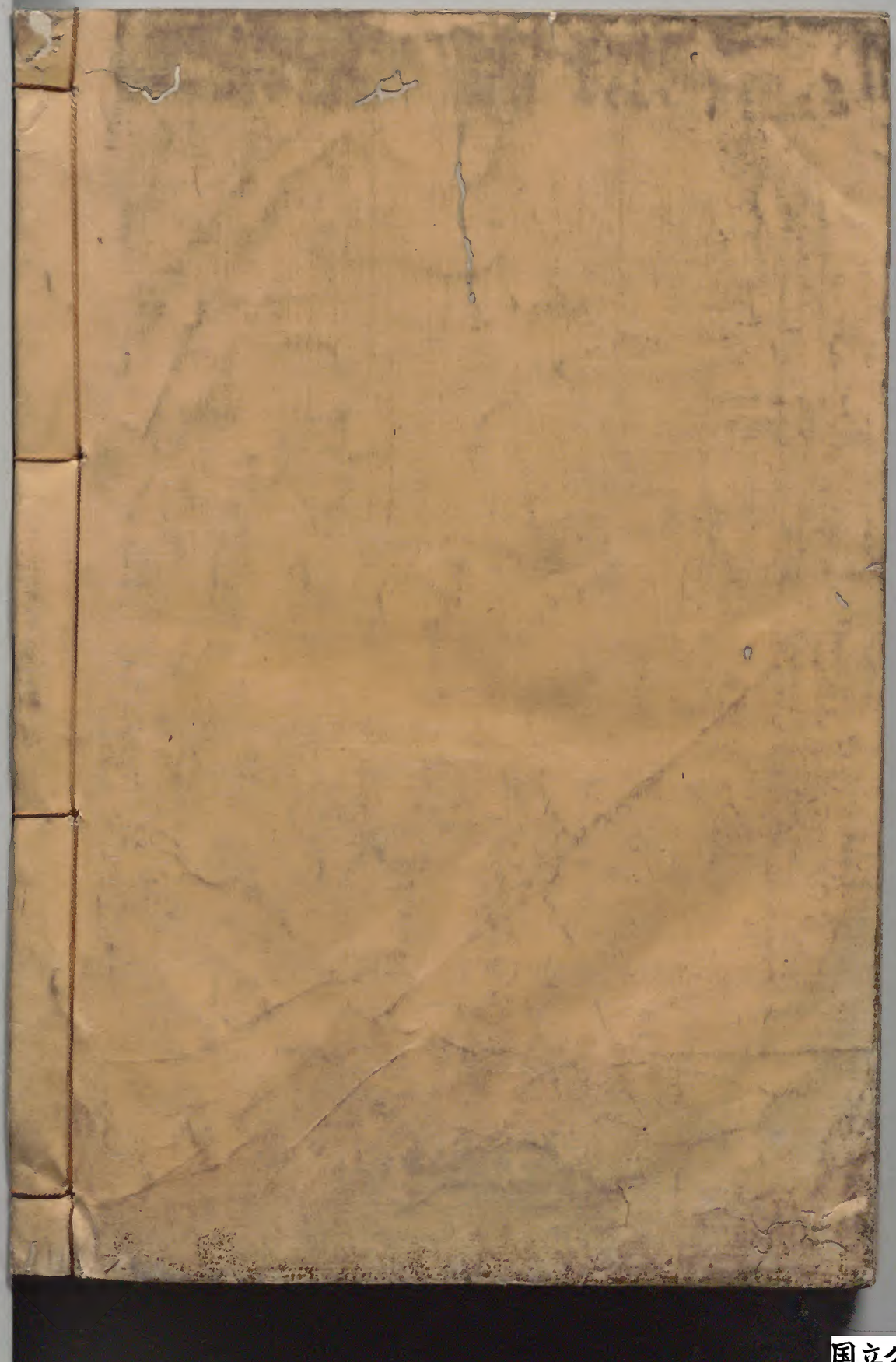

国立公文書館
National Archives of Japan